

基本計画書

基本計画									
事項	記入欄						備考		
計画の区分	研究科の設置								
フリガナ設置者	ガッコウホウリョウ トヨウダクイ 学校法人 東洋大学								
フリガナ大学の名称	トヨウダクイダクイ 東洋大学大学院 (Toyo University Graduate School)								
大学本部の位置	東京都文京区白山5丁目28番地20号								
大学の目的	<p>「諸学の基礎は哲学にあり」「独立自活」「知徳兼全」を建学の精神とし、世界の学術の理論及び応用を研究教授しその深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。</p>								
新設学部等の目的	<p>(博士前期課程) 国内外の観光学および観光産業の現場でリーダーとしての役割を果たすとともに、学問、国内産業、広範な観光振興にかかわる高度な専門能力を有するグローバル観光エキスパートとして、インバウンド観光におけるイノベーションを起こせる画期的な方策を指導できるリーダーや、国際的な観光開発プロジェクトにおける日本と諸外国の架け橋を務められる人材を養成することを目的とする。 そのために、国内外の観光産業・観光政策・観光開発においてマネジメントできる能力を習得させることを目的とする。</p> <p>(博士後期課程) 国内外の観光学および観光産業の現場でリーダーとしての役割を果たすとともに、学問、国内産業、広範な観光振興にかかわる高度な専門能力を有するグローバル観光エキスパートとして、インバウンド観光におけるイノベーションを起こせる画期的な方策の指導者や国際的な観光開発プロジェクトにおけるマネジメントができる指導者、将来の国内外の観光学分野に従事する人材を育てる役割を担う教育者、国際観光学分野の研究により、観光学という応用分野の学術的発展に寄与できる研究者を養成することを目的とする。 そのために、国内外の観光産業・観光政策・観光開発における人材を育てる指導にあたる能力を習得させることを目的とする。</p>								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	
	国際観光学研究科 (Graduate School of International Tourism Management) 国際観光学専攻 (Course of International Tourism Management)	年	人	年次人	人		年 月 第 年次	<p>【基礎となる学部】 国際観光学部</p> <p>第14条特例の実施</p>	
	博士前期課程	2	15	—	30	修士 (国際観光学)	平成30年4月 第1年次		東京都文京区白山 5丁目28番地20号
	博士後期課程	3	3	—	9	博士 (国際観光学)	平成30年4月 第1年次		同上
	計		18		39				
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)	<p>○学部等設置</p> <p>社会学研究科 (平成29年4月届出予定) 福祉社会システム専攻 (M) (40)</p> <p>国際学研究科 (平成29年4月届出予定) 国際地域学専攻 (M) (30) 国際地域学専攻 (D) (15)</p> <p>社会福祉学研究科 (平成29年4月届出予定) 社会福祉学専攻 (M) (40) 社会福祉学専攻 (D) (15)</p> <p>ライフデザイン学研究科 (平成29年4月届出予定) 生活支援学専攻 (M) (20) 健康スポーツ学専攻 (M) (20) 人間環境デザイン専攻 (M) (20) ヒューマンライフ学専攻 (D) (15) 人間環境デザイン専攻 (D) (12)</p> <p>総合情報学研究科 (平成29年4月届出予定) 総合情報学専攻 (D) (9)</p> <p>食環境科学研究科 (平成29年7月届出予定) 食環境科学専攻 (D) (6)</p>								

同一設置者内における変更状況 (定員の移行, 名称の変更等)		○廃止 文学部 日本文学文化学科 通信教育課程 (廃止) (△1,000) 法学部 法律学科 通信教育課程 (廃止) (△1,000) ※平成30年4月学生募集停止 国際地域学研究科 (廃止) 国際地域学専攻 (M) (△30) 国際観光学専攻 (M) (△20) 国際地域学専攻 (D) (△15) 国際観光学専攻 (D) (△9) ※平成30年4月学生募集停止 福祉社会デザイン研究科 (廃止) 社会福祉学専攻 (M) (△40) 福祉社会システム専攻 (M) (△40) ヒューマンデザイン専攻 (M) (△40) 人間環境デザイン専攻 (M) (△20) 社会福祉学専攻 (D) (△15) ヒューマンデザイン専攻 (D) (△15) 人間環境デザイン専攻 (D) (△12) ※平成30年4月学生募集停止									
		開設する授業科目の総数				卒業要件単位数					
教育課程	新設学部等の名称	講義	演習	実験・実習	計	卒業要件単位数					
	国際観光学研究科 国際観光学専攻 (博士前期課程)	32科目	5科目	0科目	37科目	30単位 特定の課題についての研究 の成果の審査をもって修士 論文の審査に代える場合に 必要な単位数は32単位					
	国際観光学研究科 国際観光学専攻 (博士後期課程)	0科目	7科目	0科目	7科目	0単位					
教 員 組 織 の 概 要	学部等の名称		専任教員等					兼任 教員等			
			教授	准教授	講師	助教	計	助手			
	新 設	国際観光学研究科	国際観光学専攻 (博士前期課程)	11 (10)	8 (8)	2 (0)	0 (0)	21 (18)	0 (0)	2 (3)	
			国際観光学専攻 (博士後期課程)	8 (8)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	1 (0)	
		社会学研究科	福祉社会システム専攻 (修士課程)	7 (7)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	13 (13)	
		社会福祉学研究科	社会福祉学専攻 (博士前期課程)	5 (5)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	8 (8)	
			社会福祉学専攻 (博士後期課程)	6 (6)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	2 (2)	
		国際学研究科	国際地域学専攻 (博士前期課程)	16人 (16)	3人 (3)	1人 (1)	0人 (0)	20人 (20)	0人 (0)	0人 (0)	
			国際地域学専攻 (博士後期課程)	12 (12)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	0 (0)	
		ライフデザイン学研究科	生活支援学専攻 (修士課程)	12 (14)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	17 (19)	0 (0)	11 (8)	
			健康スポーツ学専攻 (修士課程)	6 (6)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	11 (11)	
		分		ヒューマンライフ専攻 (博士後期課程)	10 (11)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	10 (11)	0 (0)	2 (1)
				人間環境デザイン専攻 (博士前期課程)	6 (8)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	13 (15)	0 (0)	7 (6)
				人間環境デザイン専攻 (博士後期課程)	4 (7)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	6 (8)	0 (0)	2 (0)
			総合情報学研究科	総合情報学専攻 (博士前期課程)	8 (8)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	0 (0)
			食環境科学研究科	食環境科学専攻 (博士後期課程)	9 (9)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	0 (0)
			計		80 (83)	36 (36)	4 (2)	0 (0)	120 (121)	0 (0)	- (-)
既 設 分	文学研究科	哲学専攻 (博士前期課程)	5 (5)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	11 (11)		
		哲学専攻 (博士後期課程)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	3 (3)		
		インド哲学仏教学専攻 (博士前期課程)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	7 (7)		
		インド哲学仏教学専攻 (博士後期課程)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	1 (1)		
		日本文学文化専攻 (博士前期課程)	9 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	6 (6)		

教	員	組	設	の	概	要	分	専任教員等						兼 任 教 員 等		
								教授	准教授	講師	助教	計	助手			
既	員	組	設	の	概	要	分	文学研究科	日本文学文化専攻 (博士後期課程)	8 (8)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (8)	0 (0)	3 (3)
								中国哲学専攻 (博士前期課程)	4 (4)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	7 (7)	
								中国哲学専攻 (博士後期課程)	4 (4)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	
								英文学専攻 (博士前期課程)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	2 (2)	
								英文学専攻 (博士後期課程)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	
								史学専攻 (博士前期課程)	9 (9)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	2 (2)	
								史学専攻 (博士後期課程)	9 (9)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	0 (0)	
								教育学専攻 (博士前期課程)	14 (14)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	17 (17)	0 (0)	8 (8)	
								教育学専攻 (博士後期課程)	9 (9)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	0 (0)	
								英語コミュニケーション専攻 (博士前期課程)	3 (3)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	1 (1)	
								英語コミュニケーション専攻 (博士後期課程)	3 (3)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	
								組	員	組	設	の	概	要	分	社会学研究科
社会学専攻 (博士後期課程)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	0 (0)									
社会心理学専攻 (博士前期課程)	10 (10)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	6 (6)									
社会心理学専攻 (博士後期課程)	8 (8)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	0 (0)									
法学研究科	私法学専攻 (博士前期課程)	22 (22)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	22 (22)	0 (0)									16 (16)
私法学専攻 (博士後期課程)	9 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	1 (1)									
公法学専攻 (博士前期課程)	9 (9)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	18 (18)									
公法学専攻 (博士後期課程)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	0 (0)									
経営学研究科	経営学専攻 (博士前期課程)	8 (8)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	11 (11)	0 (0)									4 (4)
経営学専攻 (博士後期課程)	8 (8)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	1 (1)									
ビジネス・会計ファイナンス専攻 (博士前期課程)	10 (10)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	50 (50)									
ビジネス・会計ファイナンス専攻 (博士後期課程)	9 (9)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	4 (4)									
組	員	組	設	の	概	要	分	マーケティング専攻 (博士前期課程)	8 (8)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	4 (4)	
								マーケティング専攻 (博士後期課程)	7 (7)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	1 (1)	
								理工学研究科	生体医工学専攻 (博士前期課程)	11 (11)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	6 (6)
								生体医工学専攻 (博士後期課程)	9 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	0 (0)	
								応用化学専攻 (博士前期課程)	8 (8)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	13 (13)	
								応用化学専攻 (博士後期課程)	9 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	0 (0)	
								機能システム専攻 (博士前期課程)	8 (8)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	8 (8)	
								機能システム専攻 (博士後期課程)	7 (7)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	8 (8)	0 (0)	0 (0)	
								電気電子情報専攻 (博士前期課程)	13 (13)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	10 (10)	
								電気電子情報専攻 (博士後期課程)	9 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	0 (0)	
								都市環境デザイン専攻 (博士前期課程)	6 (6)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	5 (5)	
								建築学専攻 (博士前期課程)	8 (8)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	2 (2)	
建築・都市デザイン専攻 (博士後期課程)	12 (12)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	0 (0)									

教員	学部等の名称		専任教員等					兼任 教員等		
			教授	准教授	講師	助教	計			助手
組 織 の 概 要	既	経済学研究科 経済学専攻 (博士前期課程)	19 (19)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	23 (23)	0 (0)	4 (4)	平成29年4月課程 変更届出 平成29年7月課程 変更届出予定
		経済学専攻 (博士後期課程)	13 (13)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	0 (0)	
		公民連携専攻 (修士課程)	7 (7)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	14 (14)	
	生命科学研究科	生命科学専攻 (博士前期課程)	21 (23)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	27 (29)	0 (0)	2 (2)	
		生命科学専攻 (博士後期課程)	21 (23)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	27 (29)	0 (0)	0 (0)	
	学際・融合科学研究科	バイオ・ナノ・インフュ融合専攻 (博士前期課程)	4 (4)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	2 (2)	
		バイオ・ナノ・インフュ融合専攻 (博士後期課程)	4 (4)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	
	総合情報学研究科	総合情報学専攻 (博士前期課程)	12 (12)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	0 (0)	
	食環境科学研究科	食環境科学専攻 (博士前期課程)	14 (14)	4 (5)	0 (0)	0 (0)	18 (19)	0 (0)	8 (9)	
	情報連携学研究科	情報連携学専攻 (修士課程)	14 (14)	6 (5)	0 (0)	0 (0)	20 (19)	0 (0)	0 (0)	
分	計	289 (291)	72 (72)	2 (2)	0 (0)	361 (363)	0 (0)	- (-)		
合計		369 (374)	108 (108)	6 (4)	0 (0)	483 (486)	0 (0)	- (-)		
教員 以外 の 職 員 の 概 要	職 種		専 任		兼 任		計			
	事務職員		365人 (365)		181人 (181)		546人 (546)			
	技術職員		4 (4)		76 (76)		80 (80)			
	図書館専門職員		30 (30)		9 (9)		39 (39)			
	その他の職員		0 (0)		8 (8)		8 (8)			
計		399 (399)		274 (274)		673 (673)				
校 地 等	区 分	専 用	共 用		共用する他の 学校等の専用		計		大学全体	
	校舎敷地	328,615.58㎡	0㎡		0㎡		328,615.58㎡		借用面積	
	運動場用地	189,576.05㎡	0㎡		0㎡		189,576.05㎡		1,005.61㎡	
	小 計	518,191.63㎡	0㎡		0㎡		518,191.63㎡		借用期間	
	そ の 他	290,230.82㎡	0㎡		0㎡		290,230.82㎡		H11.4.18～	
合 計	808,422.45㎡	0㎡		0㎡		808,422.45㎡		H41.4.17		
校 舎	専 用	共 用		共用する他の 学校等の専用		計		大学全体		
	217,718.73㎡ (217,718.73㎡)	0㎡ (0㎡)		0㎡ (0㎡)		216,338.17㎡ (216,338.17㎡)				
教室等	講義室	演習室	実験実習室		情報処理学習施設		語学学習施設		大学全体	
	328室	157室	401室		33室 (補助職員27人)		5室 (補助職員0人)			
専任教員研究室		新設学部等の名称			室 数			国際観光学部と 共用		
		国際観光学研究科 国際観光学専攻			20 室					
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕 種	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	学部単位での特 定不能なため、 大学全体の数		
	国際観光学研究科 国際観光学専攻	1,619,535 [353,557] (1,566,737 [350,403])	17,516 [5,525] (17,516 [5,525])	26,156 [25,519] (26,156 [25,519])	24,441 (23,833)	- (-)	- (-)			
	計	1,619,535 [353,557] (1,566,737 [350,403])	17,516 [5,525] (17,516 [5,525])	26,156 [25,519] (26,156 [25,519])	24,441 (23,833)	- (-)	- (-)			
図 書 館	面積		閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数			大学全体		
	17,211.03㎡		2,746		2,121,775					
体 育 館	面積		体育館以外のスポーツ施設の概要					大学全体		
	21,240.08㎡		野球場1面、サッカー場2面 テニスコート13面、他							

経費の見積り及び維持方法の概要	博士前期課程	区分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	研究科単位では算出不能なため、学部との合計
		教員1人当り研究費等		532千円	532千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	
		共同研究費等		80,000千円	80,000千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	
		図書購入費	713千円	828千円	973千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	
		設備購入費	771千円	802千円	846千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	
	学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
		810千円	540千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円			
	博士後期課程	区分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	研究科単位では算出不能なため、学部との合計
		教員1人当り研究費等		532千円	532千円	532千円	— 千円	— 千円	— 千円	
		共同研究費等		80,000千円	80,000千円	80,000千円	— 千円	— 千円	— 千円	
図書購入費		713千円	828千円	973千円	1,076千円	— 千円	— 千円	— 千円		
設備購入費		771千円	802千円	846千円	846千円	— 千円	— 千円	— 千円		
学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次				
	790千円	520千円	520千円	— 千円	— 千円	— 千円				
学生納付金以外の維持方法の概要			手数料収入、資産運用収入等ならびに国庫からの補助金収入によって維持を図る。							
既設大学の状況	大学の名称		東洋大学							
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地	
	大学院 修士・博士前期課程	年	人	年次人	人					
	文学研究科									
	哲学専攻	2	5	—	10	修士(文学)	1.80	昭和27年度	東京都文京区白山5丁目28番20号	
	インド哲学仏教学専攻	2	4	—	8	修士(文学)	1.12	昭和27年度	同上	
	日本文学文化専攻	2	10	—	20	修士(文学)	0.80	昭和27年度	同上	
	中国哲学専攻	2	4	—	8	修士(文学)	1.00	昭和29年度	同上	
	英文学専攻	2	5	—	10	修士(文学)	0.40	昭和31年度	同上	
	史学専攻	2	6	—	12	修士(文学)	0.33	昭和42年度	同上	
	教育学専攻	2	20	—	40	修士(教育学)	0.25	平成6年度	同上	
	英語コミュニケーション専攻	2	10	—	20	修士(英語コミュニケーション)	0.20	平成16年度	同上	
	社会学研究科									
	社会学専攻	2	10	—	20	修士(社会学)	0.60	昭和34年度	同上	
	社会心理学専攻	2	12	—	24	修士(社会心理学)	0.79	平成16年度	同上	
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地	
	法学研究科									
	私法学専攻	2	10	—	20	修士(法学)	0.25	昭和39年度	東京都文京区白山5丁目28番20号	
	公法学専攻	2	10	—	20	修士(法学)	0.40	昭和51年度	同上	
	経営学研究科									
経営学専攻	2	10	—	20	修士(経営学)	1.45	昭和47年度	同上		
ビジネス・会計 ファイナンス専攻	2	20	—	40	修士(経営学)	0.90	平成18年度	同上		
マーケティング専攻	2	10	—	20	修士(マーケティング)	0.45	平成22年度	同上		

	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	定員 超過率	開設 年度	所 在 地	
既 設	理工学研究科									
	生体医工学専攻	2	18	—	36	修士 (理工学)	0.80	平成26年度	埼玉県川越市大字 鯨井字中野台2100番地	
	応用化学専攻	2	12	—	24	修士 (理工学)	0.70	平成26年度	同上	
	機能システム専攻	2	15	—	30	修士 (理工学)	0.53	平成26年度	同上	
	電気電子情報専攻	2	11	—	22	修士 (理工学)	0.72	平成26年度	同上	
	都市環境デザイン専攻	2	8	—	16	修士(工学)	0.50	平成26年度	同上	
	建築学専攻	2	14	—	28	修士(工学)	0.85	平成26年度	同上	
大 学	工学研究科									
	機能システム専攻	2	—	—	—	修士(工学)	—	平成17年度	同上	平成26年より学生募 集停止
	バイオ・応用化学専攻	2	—	—	—	修士(工学)	—	平成17年度	同上	平成26年より学生募 集停止
	環境・デザイン専攻	2	—	—	—	修士(工学)	—	平成17年度	同上	平成26年より学生募 集停止
	情報システム専攻	2	—	—	—	修士(工学)	—	平成17年度	同上	平成26年より学生募 集停止
等 の 状 況	経済学研究科									
	経済学専攻	2	10	—	20	修士(経済学)	1.15	昭和51年度	東京都文京区白山 5丁目28番20号	
	公民連携専攻	2	30	—	60	修士(経済学)	0.53	平成18年度	東京都文京区白山 5丁目28番20号 東京都千代田区 大手町2丁目2番1号	
	国際地域学研究科									
	国際地域学専攻	2	15	—	30	修士 (国際地域学)	0.86	平成13年度	東京都文京区白山 5丁目28番20号	
	国際観光学専攻	2	10	—	20	修士 (国際観光学)	0.90	平成17年度	同上	
	生命科学学研究科									
	生命科学専攻	2	20	—	40	修士 (生命科学)	1.30	平成13年度	群馬県邑楽郡板倉町 泉野1丁目1番1号	
	福祉社会デザイン研究科									
	社会福祉学専攻	2	20	—	40	修士(社会福祉学) 又は修士(ソーシャル ワーク)	0.32	平成18年度	東京都文京区白山 5丁目28番20号	
福祉社会システム専攻	2	20	—	40	修士(社会学)又は 修士(社会福祉学)	0.25	平成18年度	同上		
ヒューマンデザイン専攻	2	20	—	40	修士(社会福祉学) 又は修士(健康デザ イン学)	0.50	平成18年度	埼玉県朝霞市岡 48番1号		
人間環境デザイン専攻	2	10	—	20	修士(人間環 境デザイン学)	0.40	平成21年度	同上		
学際・融合科学研究科										
バイオ・ナノサイエンス融合専攻	2	12	—	24	修士(バイオ・ナ ノサイエンス融合)	0.41	平成23年度	埼玉県川越市大字 鯨井字中野台2100番地		
総合情報学研究科										
総合情報学専攻	2	15	—	30	修士(情報学)	0.70	平成28年度	同上		
食環境科学研究科										
食環境科学専攻	2	10	—	20	修士(食環境 科学)	1.15	平成28年度	群馬県邑楽郡板倉町 泉野1丁目1番1号		
情報連携学研究科										
情報連携学専攻	2	20	—	20	修士(情報連 携学)	0.15	平成29年度	東京都北区赤羽台1 丁目7番11号		

学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地	
大学院 博士後期課程									
文学研究科									
哲学専攻	3	3	—	9	博士(文学)	0.55	昭和43年度	東京都文京区白山5丁目28番20号	
インド哲学仏教学専攻	3	3	—	9	博士(文学)	0.77	昭和29年度	同上	
日本文学文化専攻	3	3	—	9	博士(文学)	0.11	昭和29年度	同上	
中国哲学専攻	3	3	—	9	博士(文学)	0.66	平成11年度	同上	
英文学専攻	3	3	—	9	博士(文学)	0.22	昭和39年度	同上	
史学専攻	3	3	—	9	博士(文学)	0.44	平成11年度	同上	
教育学専攻	3	4	—	12	博士(教育学)	0.33	平成11年度	同上	
英語コミュニケーション専攻	3	5	—	15	博士 (英語コミュニケーション)	0.13	平成19年度	同上	
社会学研究科									
社会学専攻	3	3	—	9	博士(社会学)	0.22	昭和34年度	同上	
社会心理学専攻	3	5	—	15	博士 (社会心理学)	0.66	平成18年度	同上	
法学研究科									
私法学専攻	3	5	—	15	博士(法学)	0.00	昭和41年度	同上	
公法学専攻	3	5	—	15	博士(法学)	0.13	平成12年度	同上	
経営学研究科									
経営学専攻	3	5	—	15	博士(経営学)	0.20	平成11年度	同上	
ビジネス・会計 ファイナンス専攻	3	5	—	15	博士(経営学)または 博士(会計・ファイナンス)	0.40	平成22年度	同上	
マーケティング専攻	3	3	—	9	博士 (マーケティング)	0.00	平成24年度	同上	
理工学研究科									
生体医工学専攻	3	3	—	9	博士 (理工学)	0.00	平成26年度	埼玉県川越市大字 鯨井字中野台2100番地	
応用化学専攻	3	3	—	9	博士 (理工学)	0.00	平成26年度	同上	
機能システム専攻	3	3	—	9	博士 (理工学)	0.00	平成26年度	同上	
電気電子情報専攻	3	3	—	9	博士 (理工学)	0.22	平成26年度	同上	
建築・都市デザイン専攻	3	3	—	9	博士(工学)	0.22	平成26年度	同上	
工学研究科									
機能システム専攻	3	—	—	—	博士(工学)	—	平成17年度	埼玉県川越市大字 鯨井字中野台2100番地	平成26年より学生募集停止
バイオ・応用化学専攻	3	—	—	—	博士(工学)	—	平成17年度	同上	平成26年より学生募集停止
環境・デザイン専攻	3	—	—	—	博士(工学)	—	平成17年度	同上	平成26年より学生募集停止
情報システム専攻	3	—	—	—	博士(工学)	—	平成17年度	同上	平成26年より学生募集停止
学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地	
経済学研究科									
経済学専攻	3	3	—	9	博士(経済学)	0.22	昭和53年度	東京都文京区白山5丁目28番20号	
国際地域学研究科									
国際地域学専攻	3	5	—	15	博士 (国際地域学)	0.73	平成15年度	同上	
国際観光学専攻	3	3	—	9	博士 (国際観光学)	0.44	平成23年度	同上	

	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地	
既設	生命科学研究科									
	生命科学専攻	3	4	—	12	博士(生命科学)	0.50	平成15年度	群馬県邑楽郡板倉町泉野1丁目1番1号	
	福祉社会デザイン研究科									
	社会福祉学専攻	3	5	—	15	博士(社会福祉学)又は博士(ソーシャルワーカー)	1.13	平成18年度	東京都文京区白山5丁目28番20号	
	ヒューマンデザイン専攻	3	5	—	15	博士(社会福祉学)又は博士(健康デザイン学)	0.80	平成18年度	埼玉県朝霞市岡48番1号	
	人間環境デザイン専攻	3	4	—	12	博士(人間環境デザイン学)	0.33	平成21年度	同上	
	学際・融合科学研究科									
	バイオナジエンス融合専攻	3	4	—	12	博士(バイオ・ナジエンス融合)	0.41	平成19年度	埼玉県川越市大字鯨井字中野台2100番地	
	専門職大学院									
	法務研究科									
大	法務専攻(法科大学院)	3	—	—	—	法務博士(専門職)	—	平成16年度	東京都文京区白山5丁目28番20号	平成28年より学生募集停止
	文学部 第1部						1.14			
学	哲学科	4	100	—	400	学士(文学)	1.20	昭和24年度	東京都文京区白山5丁目28番20号	
	東洋思想文化学科	4	100	—	400	学士(文学)	1.23	平成25年度	同上	
	インド哲学科	4	—	—	—	学士(文学)	—	昭和24年度	同上	平成25年より学生募集停止
	中国哲学文学科	4	—	—	—	学士(文学)	—	昭和24年度	同上	平成25年より学生募集停止
	日本文学文化学科	4	133	—	723	学士(文学)	1.14	平成12年度	同上	平成27年度入学定員増(10人)、平成29年度入学定員減(67人)
	英米文学科	4	133	—	519	学士(文学)	1.15	昭和24年度	同上	平成27年度入学定員増(13人)
	英語コミュニケーション学科	4	—	—	—	学士(文学)	—	平成12年度	同上	平成29年より学生募集停止
	史学科	4	133	—	509	学士(文学)	1.07	昭和24年度	同上	平成27年度入学定員増(23人)
	教育学科						1.04	昭和39年度	同上	
	教育学科人間発達専攻	4	100	—	360	学士(教育学)	1.09	平成20年度	同上	平成27年度入学定員増(40人)
の	教育学科初等教育専攻	4	50	—	200	学士(教育学)	0.95	平成20年度	同上	
	国際文化コミュニケーション学科	4	100	—	100	学士(文学)	1.35	平成29年度	同上	
	経済学部 第1部						1.15			
	経済学科	4	250	—	980	学士(経済学)	1.17	昭和25年度	同上	平成27年度入学定員増(20人)
	国際経済学科	4	183	—	724	学士(経済学)	1.14	平成12年度	同上	平成27年度入学定員増(8人)
	総合政策学科	4	183	—	719	学士(経済学)	1.14	平成12年度	同上	平成27年度入学定員増(13人)
	経営学部 第1部						1.13			
	経営学科	4	316	—	1258	学士(経営学)	1.13	昭和41年度	同上	平成27年度入学定員増(6人)
	マーケティング学科	4	150	—	600	学士(経営学)	1.18	昭和41年度	同上	
	会計ファイナンス学科	4	216	—	858	学士(経営学)	1.10	平成18年度	同上	平成27年度入学定員増(6人)
況	法学部 第1部						1.16			
	法律学科	4	250	—	1000	学士(法学)	1.15	昭和31年度	同上	
	企業法学科	4	250	—	1000	学士(法学)	1.16	昭和40年度	同上	

	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	定員 超過率	開設 年度	所 在 地	
既	社会学部 第1部						1.13			
	社会学部 社会学科	4	150	—	560	学士(社会学)	1.14	昭和34年度	同上	平成27年度入学定員増(40人)
	社会学部 社会文化システム学科	4	150	—	560	学士(社会学)	1.12	平成12年度	同上	平成27年度入学定員増(40人)
	社会学部 メディアコミュニケーション学科	4	150	—	560	学士(社会学)	1.16	平成12年度	同上	平成27年度入学定員増(40人)
	社会学部 社会心理学科	4	150	—	560	学士(社会学)	1.12	平成12年度	同上	平成27年度入学定員増(40人)
	社会学部 社会福祉学科	4	150	—	560	学士(社会学)	1.10	平成4年度	同上	平成27年度入学定員増(40人)
設	理工学部						1.11			
	理工学部 機械工学科	4	180	—	690	学士(理工学)	1.08	昭和36年度	埼玉県川越市大字鯨井字中野台2100番地	平成27年度入学定員増(30人)
	理工学部 生体医工学科	4	113	—	439	学士(理工学)	1.09	平成21年度	同上	平成27年度入学定員増(13人)
	理工学部 電気電子情報工学科	4	113	—	449	学士(理工学)	1.13	昭和36年度	同上	平成27年度入学定員増(3人)
	理工学部 応用化学科	4	146	—	558	学士(理工学)	1.09	昭和36年度	同上	平成27年度入学定員増(26人)
	理工学部 都市環境デザイン学科	4	113	—	439	学士(工学)	1.10	昭和37年度	同上	平成27年度入学定員増(13人)
大	理工学部 建築学科	4	146	—	578	学士(工学)	1.15	昭和37年度	同上	平成27年度入学定員増(6人)
	国際地域学部						—			
	国際地域学部 国際地域学科						—	平成9年度	東京都文京区白山5丁目28番20号	
	国際地域学部 国際地域学科 国際地域専攻	4	—	—	—	学士(国際地域学)	—	平成22年度	同上	平成29年より学生募集停止
	国際地域学部 国際地域学科 地域総合専攻	4	—	—	—	学士(国際地域学)	—	平成22年度	同上	平成29年より学生募集停止
	国際地域学部 国際観光学科	4	—	—	—	学士(国際観光学)	—	平成13年度	同上	平成29年より学生募集停止
学	国際学部						1.03			
	国際学部 グローバル・イノベーション学科	4	100	—	100	学士(グローバル・イノベーション学)	0.99	平成29年度	同上	
	国際学部 国際地域学科						1.04	平成29年度	同上	
	国際学部 国際地域学科 国際地域専攻	4	210	—	210	学士(国際地域学)	1.06	平成29年度	同上	
	国際学部 国際地域学科 地域総合専攻	4	80	—	80	学士(国際地域学)	1.00	平成29年度	同上	
	国際学部 国際観光学部						1.06			
等	国際学部 国際観光学科	4	366	—	366	学士(国際観光学)	1.06	平成29年度	同上	
	生命科学部						1.06			
	生命科学部 生命科学科	4	113	—	439	学士(生命科学)	1.05	平成9年度	群馬県邑楽郡板倉町泉野1丁目1番1号	平成27年度入学定員増(13人)
	生命科学部 応用生物科学科	4	113	—	439	学士(生命科学)	1.07	平成21年度	同上	平成27年度入学定員増(13人)
	生命科学部 食環境科学科	4	—	—	—	学士(生命科学)	—	平成21年度	同上	平成25年より学生募集停止
	ライフデザイン学部						1.09			
の	ライフデザイン学部 生活支援学科						1.07	平成17年度	埼玉県朝霞市岡48番1号	
	ライフデザイン学部 生活支援学科 生活支援学専攻	4	116	—	448	学士(生活支援学)	1.15	平成21年度	同上	平成27年度入学定員増(16人)
	ライフデザイン学部 生活支援学科 子ども支援学専攻	4	100	—	400	学士(生活支援学)	1.00	平成21年度	同上	
	ライフデザイン学部 健康スポーツ学科	4	180	—	690	学士(健康スポーツ学)	1.09	平成17年度	同上	平成27年度入学定員増(30人)
	ライフデザイン学部 人間環境デザイン学科	4	160	—	630	学士(人間環境デザイン学)	1.12	平成18年度	同上	平成27年度入学定員増(10人)
	状	ライフデザイン学部 人間環境デザイン学科	4	160	—	630	学士(人間環境デザイン学)	1.12	平成18年度	同上

既設大等学部の状況	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地	
	総合情報学部							1.15		
総合情報学科	4	260	—	1040	学士(情報学)	1.15	平成21年度	埼玉県川越市大字鯨井字中野台2100番地		
食環境科学部							1.06			
食環境科学科							1.13	平成25年度	群馬県邑楽郡板倉町泉野1丁目1番1号	
フードサイエンス専攻	4	70	—	280	学士(食環境科学)	1.12	平成25年度	同上		
スポーツ・食品機能専攻	4	50	—	200	学士(食環境科学)	1.14	平成25年度	同上		
健康栄養学科	4	100	—	400	学士(健康栄養学)	0.99	平成25年度	同上		
情報連携学部							1.07			
情報連携学科	4	400	—	400	学士(情報連携学)	1.07	平成29年度	東京都北区赤羽台1丁目7番12号		
文学部 第2部							1.12			
東洋思想文化学科	4	30	—	120	学士(文学)	1.15	平成25年度	東京都文京区白山5丁目28番20号		
インド哲学科	4	—	—	—	学士(文学)	—	昭和31年度	同上		平成25年より学生募集停止
日本文学文化学科	4	50	—	290	学士(文学)	1.17	昭和27年度	同上		平成29年度入学定員減(30人)
教育学科	4	40	—	160	学士(教育学)	1.06	昭和39年度	同上		
経済学部 第2部							1.08			
経済学科	4	150	—	600	学士(経済学)	1.08	昭和32年度	同上		
経営学部 第2部							1.05			
経営学科	4	110	—	440	学士(経営学)	1.05	昭和41年度	同上		
法学部 第2部							1.05			
法律学科	4	120	—	480	学士(法学)	1.05	昭和31年度	同上		
社会学部 第2部							1.07			
社会学科	4	130	—	520	学士(社会学)	1.10	昭和34年度	同上		
社会福祉学科	4	45	3年次 10	200	学士(社会学)	1.00	平成13年度	同上		
通信教育部										
文学部 日本文学文化学科	4	1000	—	4000	学士(文学)	0.04	昭和39年度	同上		平成30年より募集停止予定
法学部 法律学科	4	1000	—	4000	学士(法学)	0.00	昭和41年度	同上		平成30年より募集停止予定
附属施設の概要	該当なし									

教育課程等の概要														
(国際観光学研究科国際観光学専攻 博士後期課程)														
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
授業科目	国際観光学特殊研究Ⅰ	1前後	2				○		8	4				兼1
	国際観光学特殊研究Ⅱ	1前後	2				○		8	4				兼1
	国際観光学特殊研究Ⅲ	2前後		2			○		8	4				兼1
	国際観光学特殊研究Ⅳ	2前後		2			○		8	4				兼1
	国際観光学特殊研究Ⅴ	3前後		2			○		8	4				兼1
	国際観光学特殊研究Ⅵ	3前後		2			○		8	4				兼1
	小計（6科目）	—	4	8			—		8	4				兼1
指導研究	国際観光学研究指導	1・2・3前後	—				○		5					兼1
	小計（1科目）	—	0				—		5					兼1
合計（7科目）		—	4	8			—		8	4				兼1
学位又は称号		博士（国際観光学）		学位又は学科の分野			経済学関係							
卒業要件及び履修方法							授業期間等							
本課程に5年（博士前期課程・修士課程を修了したものにあっては、当該課程における在学期間を含む）以上在学し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文審査および最終試験に合格した者に学位を授与する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたものについては、大学院に3年（博士前期課程・修士課程を修了したものにあっては、当該課程における在学期間も含む）以上在学すれば足りるものとする。 国際観光学特殊研究Ⅰ～Ⅵは、各セメスタに1科目ずつ順を追って履修しなければならない。							1学年の学期区分				2期			
							1学期の授業期間				15週			
							1時限の授業時間				90分			

教育課程等の概要														
（国際観光学部国際観光学科）														
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
哲学・思想	哲学A	1・2・3・4前	2			○								兼8
	哲学B	1・2・3・4後	2			○								兼8
	哲学史A	1・2・3・4前	2			○								兼3
	哲学史B	1・2・3・4後	2			○								兼3
	倫理学基礎論A	1・2・3・4前	2			○								兼1
	倫理学基礎論B	1・2・3・4後	2			○								兼1
	応用倫理学A	1・2・3・4前	2			○								兼1
	応用倫理学B	1・2・3・4後	2			○								兼1
	科学思想史A	1・2・3・4前	2			○								兼1
	科学思想史B	1・2・3・4後	2			○								兼1
	宗教学ⅠA	1・2・3・4前	2			○								兼2
	宗教学ⅠB	1・2・3・4後	2			○								兼2
	宗教学ⅡA	1・2・3・4前	2			○								兼1
	宗教学ⅡB	1・2・3・4後	2			○								兼1
	地球倫理A	1・2・3・4前	2			○								兼1
	地球倫理B	1・2・3・4後	2			○								兼1
	論理学A	1・2・3・4前	2			○								兼1
	論理学B	1・2・3・4後	2			○								兼1
	井上円了と東洋大学A	1・2・3・4前	2			○								兼2
	井上円了と東洋大学B	1・2・3・4後	2			○								兼1
	東洋思想	1・2・3・4前・後	2			○								兼1
	ロジカルシンキング入門	1・2・3・4前・後	2			○								兼2
	クリティカルシンキング入門	1・2・3・4前・後	2			○								兼3
小計（23科目）		—	0	46	0	—			0	0	0	0	0	兼21
基盤教育	学問の基礎	美術史A	1・2・3・4前	2		○								兼1
		美術史B	1・2・3・4後	2		○								兼1
		音楽学A	1・2・3・4前	2		○								兼1
		音楽学B	1・2・3・4後	2		○								兼1
		歴史の諸問題A	1・2・3・4前	2		○								兼9
		歴史の諸問題B	1・2・3・4後	2		○								兼9
		経済学A	1・2・3・4前	2		○				1				兼3
		経済学B	1・2・3・4後	2		○								兼3
		統計学A	1・2・3・4前	2		○								兼1
		統計学B	1・2・3・4後	2		○								兼1
		法学A	1・2・3・4前	2		○								兼5
		法学B	1・2・3・4後	2		○								兼5
		政治学A	1・2・3・4前	2		○								兼3
		政治学B	1・2・3・4後	2		○								兼3
		社会学A	1・2・3・4前	2		○								兼4
		社会学B	1・2・3・4後	2		○								兼3
		人類学A	1・2・3・4前	2		○								兼1
		人類学B	1・2・3・4後	2		○								兼1
		地理学A	1・2・3・4前	2		○								兼3
		地理学B	1・2・3・4後	2		○								兼3
		心理学A	1・2・3・4前	2		○								兼7
		心理学B	1・2・3・4後	2		○								兼6
		自然の数理A	1・2・3・4前	2		○								兼2
		自然の数理B	1・2・3・4後	2		○								兼2
		生活と物理A	1・2・3・4前	2		○								兼2
		生活と物理B	1・2・3・4後	2		○								兼2
		エネルギーの科学A	1・2・3・4前	2		○								兼1
		エネルギーの科学B	1・2・3・4後	2		○								兼1

教育課程等の概要																
(国際観光学部国際観光学科)																
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
基盤教育	学問の基礎	物質の科学A	1・2・3・4前	2			○							兼2		
		物質の科学B	1・2・3・4後	2			○							兼2		
		環境の科学A	1・2・3・4前	2			○							兼3		
		環境の科学B	1・2・3・4後	2			○							兼3		
		地球の科学A	1・2・3・4前	2			○							兼3		
		地球の科学B	1・2・3・4後	2			○							兼3		
		生物学A	1・2・3・4前	2			○							兼2		
		生物学B	1・2・3・4後	2			○							兼2		
		天文学A	1・2・3・4前	2			○							兼4		
		天文学B	1・2・3・4後	2			○							兼4		
		自然科学概論A	1・2・3・4前	2			○							兼1		
		自然科学概論B	1・2・3・4後	2			○							兼1		
		自然誌A	1・2・3・4前	2			○							兼3		
		自然誌B	1・2・3・4後	2			○							兼3		
		物理学実験講義A	1・2・3・4前	2					○					兼1		
		物理学実験講義B	1・2・3・4後	2					○					兼1		
		生物学実験講義A	1・2・3・4前	2					○					兼1		
		生物学実験講義B	1・2・3・4後	2					○					兼1		
		化学実験講義A	1・2・3・4前	2					○					兼1		
		化学実験講義B	1・2・3・4後	2					○					兼1		
		地球科学実験講義A	1・2・3・4前	2					○					兼1		
		地球科学実験講義B	1・2・3・4後	2					○					兼1		
		数理・情報実習講義A	1・2・3・4前	2				○						兼1		
		数理・情報実習講義B	1・2・3・4後	2				○						兼1		
		天文学実習講義A	1・2・3・4前	2				○						兼1		
		天文学実習講義B	1・2・3・4後	2				○						兼1		
		自然科学演習A	2・3・4前	2					○					兼6		
		自然科学演習B	2・3・4後	2					○					兼6		
		小計 (56科目)		—	0	112	0		—		1	0	0	0	0	兼49
		国際人の形成	国際人の形成	地域文化研究ⅠA	1・2・3・4前	2			○							兼2
				地域文化研究ⅠB	1・2・3・4後	2			○							兼2
				地域文化研究ⅡA	1・2・3・4前	2			○							兼1
地域文化研究ⅡB	1・2・3・4後			2			○							兼1		
地域文化研究ⅢA	1・2・3・4前			2			○							兼1		
地域文化研究ⅢB	1・2・3・4後			2			○							兼1		
国際教育論A	1・2・3・4前			2			○							兼1		
国際教育論B	1・2・3・4後			2			○							兼1		
多文化共生論A	1・2・3・4前			2			○							兼1		
多文化共生論B	1・2・3・4後			2			○							兼1		
百人一首の文化史A	1・2・3・4前			2			○							兼1		
百人一首の文化史B	1・2・3・4後			2			○							兼1		
日本の昔話A	1・2・3・4前			2			○							兼1		
日本の昔話B	1・2・3・4後			2			○							兼1		
日本文学文化と風土A	1・2・3・4前			2			○							兼1		
日本文学文化と風土B	1・2・3・4後			2			○							兼1		
日本の詩歌A	1・2・3・4前			2			○							兼1		
日本の詩歌B	1・2・3・4後			2			○							兼1		
西欧文学A	1・2・3・4前			2			○							兼1		
西欧文学B	1・2・3・4後			2			○							兼1		
現代日本文学A	1・2・3・4前			2			○							兼1		
現代日本文学B	1・2・3・4後	2			○							兼1				

教育課程等の概要															
（国際観光学部国際観光学科）															
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
国際人の形成	地域史(日本) A	1・2・3・4前		2		○									兼2
	地域史(日本) B	1・2・3・4後		2		○									兼2
	地域史(東洋) A	1・2・3・4前		2		○									兼2
	地域史(東洋) B	1・2・3・4後		2		○									兼2
	地域史(西洋) A	1・2・3・4前		2		○									兼2
	地域史(西洋) B	1・2・3・4後		2		○									兼2
	国際比較論 A	1・2・3・4前		2		○									兼1
	国際比較論 B	1・2・3・4後		2		○									兼1
	アジアの文学	1・2・3・4前・後		2		○									兼1
	アジアの古典	1・2・3・4前・後		2		○									兼1
	国際関係入門	1・2・3・4前・後		2		○									兼1
	地域と生活	1・2・3・4前・後		2		○									兼1
	国際キャリア概論	1・2・3・4前・後		2		○				2					兼1
	留学のすすめ	1・2・3・4前・後		2		○									兼1
	海外研修 I	1・2・3・4前・後		2					○						兼2
	海外研修 II	1・2・3・4前・後		2					○						兼2
	海外実習 I	1・2・3・4前・後		2					○						兼2
	海外実習 II	1・2・3・4前・後		2					○						兼2
	短期海外研修 I	1・2・3・4前・後		1					○						兼2
	短期海外研修 II	1・2・3・4前・後		1					○						兼2
	短期海外研修 III	1・2・3・4前・後		1					○						兼2
	短期海外研修 IV	1・2・3・4前・後		1					○						兼2
	短期海外実習 I	1・2・3・4前・後		1					○						兼2
	短期海外実習 II	1・2・3・4前・後		1					○						兼2
	短期海外実習 III	1・2・3・4前・後		1					○						兼2
	短期海外実習 IV	1・2・3・4前・後		1					○						兼2
	日本の文化と社会	1・2・3・4前・後		2			○								本年度休講
	日本事情 I A	1・2・3・4前		2			○								兼1
	日本事情 I B	1・2・3・4後		2			○								兼1
	日本事情 II A	1・2・3・4前		2			○								兼1
	日本事情 II B	1・2・3・4後		2			○								兼1
	小計(53科目)		—	0	98	0	—			2	0	0	0	0	兼23
	キャリア・市民形成	日本国憲法	1・2・3・4前・後		2		○								
ベーシック・マーケティング		1・2・3・4前・後		2		○									兼1
流通入門		1・2・3・4前・後		2		○									兼1
基礎会計学		1・2・3・4前・後		2		○									兼1
企業会計		1・2・3・4前・後		2		○									兼1
スポーツ健康科学実技 I A		1・2・3・4前		1				○							兼12
スポーツ健康科学実技 I B		1・2・3・4後		1				○							兼13
スポーツ健康科学実技 II A		1・2・3・4前		1				○							兼12
スポーツ健康科学実技 II B		1・2・3・4後		1				○							兼13
スポーツ健康科学実技 III A		1・2・3・4前		1				○							兼12
スポーツ健康科学実技 III B		1・2・3・4後		1				○							兼13
スポーツ健康科学講義 I		1・2・3・4前・後		2			○								兼2
スポーツ健康科学講義 II A		1・2・3・4前		2			○								兼3
スポーツ健康科学講義 II B		1・2・3・4後		2			○								兼3
スポーツ健康科学演習 I		1・2・3・4前・後		2				○							兼1
情報化社会と人間		1・2・3・4前・後		2			○								兼1
情報倫理		1・2・3・4前・後		2			○								兼1
コンピュータ・リテラシー	1・2・3・4前・後		2			○								兼1	
社会人基礎力入門講義	1・2・3・4前		2			○								兼1	
社会人基礎力実践講義	1・2・3・4後		2			○								兼1	

教育課程等の概要														
(国際観光学部国際観光学科)														
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
キャリア・市民形成	キャリアデベロップメント論A	1・2・3・4前	2			○							兼1	
	キャリアデベロップメント論B	1・2・3・4後	2			○							兼1	
	企業のしくみ	1・2・3・4前・後	2			○							兼4	
	企業家論	1・2・3・4前・後	2			○							兼1	
	社会貢献活動入門	1・2・3・4前・後	2			○							兼1	
	公務員論	1・2・3・4前・後	2			○							兼1	
	テクニカルライティング	1・2・3・4前・後	2			○							兼1	
	アカデミックライティング	1・2・3・4前・後	2			○							兼1	
	地球環境論	1・2・3・4前・後	2			○							兼1	
	インターンシップ入門	1・2・3・4前・後	2			○							兼1	
	ボランティア活動入門	1・2・3・4前・後	2			○							兼1	
	日本事情ⅢA	1・2・3・4前	2			○							兼1	
	日本事情ⅢB	1・2・3・4後	2			○							兼1	
小計(33科目)		—	0	60	0	—			0	0	0	0	0	兼34
基盤教育	総合・学際	総合ⅠA	1・2・3・4前	2		○							兼1	
		総合ⅠB	1・2・3・4後	2		○							兼1	
		総合ⅡA	1・2・3・4前	2		○							兼1	
		総合ⅡB	1・2・3・4後	2		○							兼1	
		総合ⅢA	1・2・3・4前	2		○							兼1	
		総合ⅢB	1・2・3・4後	2		○							兼1	
		総合ⅣA	1・2・3・4前	2		○							兼1	
		総合ⅣB	1・2・3・4後	2		○							兼1	
		総合ⅤA	1・2・3・4前	2		○							兼1	
		総合ⅤB	1・2・3・4後	2		○							兼1	
		総合ⅥA	1・2・3・4前	2		○							兼1	
		総合ⅥB	1・2・3・4後	2		○							兼1	
		総合ⅦA	1・2・3・4前	2		○							兼1	
		総合ⅦB	1・2・3・4後	2		○							兼1	
		総合ⅧA	1・2・3・4前	2		○							兼1	
		総合ⅧB	1・2・3・4後	2		○							兼1	
		総合ⅨA	1・2・3・4前	2		○							兼1	
		総合ⅨB	1・2・3・4後	2		○							兼1	
		全学総合ⅠA	1・2・3・4前	2		○								兼3
		全学総合ⅠB	1・2・3・4後	2		○								兼5
全学総合ⅡA	1・2・3・4前	2		○								兼3		
全学総合ⅡB	1・2・3・4後	2		○								兼3		
首都東京を学ぶ	1・2・3・4前・後	2			○				1					
小計(23科目)		—	0	46	0	—			0	1	0	0	0	兼18
留学支援科目	英語特別教育科目	English for Academic Purposes ⅠA Listening/Speaking	1・2・3・4前・後	2			○							兼1
		English for Academic Purposes ⅠB Reading/Writing	1・2・3・4前・後	2			○							兼1
		English for Academic Purposes ⅡA Listening/Speaking	1・2・3・4前・後	2			○							兼1
		English for Academic Purposes ⅡB Reading/Writing	1・2・3・4前・後	2			○							兼1
		Pre-Study Abroad College Study Skills	1・2・3・4前・後	1			○							兼1
		Pre-Study Abroad Basic Academic Writing	1・2・3・4前・後	1			○							兼1
		Pre-Study Abroad Academic Essay Writing	1・2・3・4前・後	1			○							兼1
		Business English Communication	1・2・3・4前・後	2			○							兼1
	小計(8科目)		—	0	13	0	—			0	0	0	0	0
日本語科目	Integrated Japanese Ⅰ	1・2・3・4前・後	4			○							兼1	
	Integrated Japanese Ⅱ	1・2・3・4前・後	4			○							兼1	
	Integrated Japanese Ⅲ	1・2・3・4前・後	4			○							兼1	
	Integrated Japanese Ⅳ	1・2・3・4前・後	4			○							兼1	

教 育 課 程 等 の 概 要															
(国際観光学部国際観光学科)															
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
留学 支援 科目	日本語 科目	Japanese Reading and Composition I	1・2・3・4前・後	1				○							兼1
		Japanese Reading and Composition II	1・2・3・4前・後	1				○							兼1
		Japanese Reading and Composition III	1・2・3・4前・後	1				○							兼1
		Japanese Reading and Composition IV	1・2・3・4前・後	1				○							兼1
		Kanji Literacy I	1・2・3・4前・後	1				○							兼1
		Kanji Literacy II	1・2・3・4前・後	1				○							兼1
		Kanji Literacy III	1・2・3・4前・後	1				○							兼1
		Kanji Literacy IV	1・2・3・4前・後	1				○							兼1
		Project Work I	1・2・3・4前・後	1				○							兼1
		Project Work II	1・2・3・4前・後	1				○							兼1
		Project Work III	1・2・3・4前・後	1				○							兼1
		Project Work IV	1・2・3・4前・後	1				○							兼1
		Japanese Listening Comprehension I	1・2・3・4前・後	1				○							兼1
		Japanese Listening Comprehension II	1・2・3・4前・後	1				○							兼1
		Japanese Listening Comprehension III	1・2・3・4前・後	1				○							兼1
		Japanese Listening Comprehension IV	1・2・3・4前・後	1				○							兼1
		Japanese Culture and Society A	1・2・3・4前・後	2				○							兼1
		Japanese Culture and Society B	1・2・3・4前・後	2				○							兼1
		Introduction to Japanology A	1・2・3・4前・後	2				○							兼1
		Introduction to Japanology B	1・2・3・4前・後	2				○							兼1
小計(24科目)	—	—	0	40	0	—	—	—	0	0	0	0	0	兼5	
基盤 教育	必修 科目	Reading and Vocabulary A	1前	1				○		1		4			兼2
		English Communication A	1前	1				○		1		4			兼2
		Reading and Vocabulary B	1後	1				○		1		4			兼2
		English Communication B	1後	1				○		1		4			兼2
		English for Tourism Industry I	2前	1				○				6			兼2
		English for Tourism Industry II	2後	1				○				6			兼2
		English Tourism Projects	2前・後	1				○				5			兼2
		Applied Reading	2前・後	1				○				5			兼2
		日本語 I A	1前	1				○							兼1
		日本語 I B	1後	1				○							兼1
		日本語 II A	1前	1				○							兼1
		日本語 II B	1後	1				○		1					兼1
		日本語 III	1前	1				○		1					兼1
		日本語 IV	1後	1				○							兼1
		小計(14科目)	—	—	14	0	0	—	—	—	2	2	6	0	0
選 択 必 修 科 目	中国語 ドイツ語 フランス語 ハンブルグ スペイン語	中国語 I	1前		1			○		1		1			兼1
		中国語 II	1後		1			○		1		1			兼1
		ドイツ語 I	1前		1			○		1					兼1
		ドイツ語 II	1後		1			○							兼1
		フランス語 I	1前		1			○							兼2
		フランス語 II	1後		1			○							兼2
		ハンブルグ I	1前		1			○							兼1
		ハンブルグ II	1後		1			○							兼1
		スペイン語 I	1前		1			○							兼4
		スペイン語 II	1後		1			○							兼4
		中国語 III	2前		1			○		1		1			兼1
		ドイツ語 III	2前		1			○							兼1
		フランス語 III	2前		1			○							兼1
		ハンブルグ III	2前		1			○							兼1
		スペイン語 III	2前		1			○							兼1
小計(15科目)	—	—	0	15	0	—	—	—	3	0	1	0	0	兼9	

教育課程等の概要																
(国際観光学部国際観光学科)																
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
基盤教育	選択科目	Academic Writing I	1前・後	1				○							兼1	
		Basic Writing	1前・後	1				○							兼2	
		Academic Writing II	2・3・4前・後	1					○							
		Cultural Studies	2・3・4前・後	1					○		1					
		Academic Reading	2・3・4前・後	1					○							
		Test Leader	2・3・4前・後	1					○							兼1
		Hospitality English	2・3・4前・後	1					○							
		中国語IV	2・3・4後	1					○		1					
		ドイツ語IV	2・3・4後	1					○							
		フランス語IV	2・3・4後	1					○							兼1
		ハングルIV	2・3・4後	1					○							兼1
		スペイン語IV	2・3・4後	1					○							兼1
		中国語圏の言語と文化	2・3・4前	1					○					1		
		ドイツ語圏の言語と文化	2・3・4前	1					○					1		
		フランス語圏の言語と文化	2・3・4前	1					○							兼1
		ハングル圏の言語と文化	2・3・4前	1					○							兼1
		スペイン語圏の言語と文化	2・3・4前	1					○							兼1
		中国語翻訳・通訳技法 I	2・3・4前	1					○					1		
		中国語翻訳・通訳技法 II	2・3・4後	1					○					1		
		中国語入門 I A	2・3・4前	1					○		1					
		中国語入門 I B	2・3・4前	1					○					1		
		中国語入門 II	2・3・4後	1					○		1					
		観光の中国語 I A	2・3・4前	1					○		1					
		観光の中国語 I B	2・3・4前	1					○					1		
		観光の中国語 II	2・3・4後	1					○		1					
		日本語総合演習A	2前	1					○					1		
		日本語総合演習B	2後	1					○					1		
		観光の日本語A	2前	1					○					1		
		観光の日本語B	2後	1					○					1		
小計 (29科目)		—	0	29	0			—	1	2	6	0	0	兼4		
専門科目	必修科目	観光基礎演習	1前	2				○		16	6					
		観光学概論	1前	2				○		1						
		国際観光研究 I	2後	2				○		16	8	3				
		国際観光研究 II	3前	2				○		16	8	3				
		国際観光研究 III	3後	2				○		16	8	3				
		国際観光研究 IV	4前	2				○		16	8	3				
		国際観光研究 V	4後	2				○		16	8	3				
		小計 (7科目)	—	14	0	0			—	16	8	3	0	0		
	分野別必修科目	業観光分野	旅行産業論	1前	2				○		1					
			ホスピタリティ概論	1前	2				○			1				
		小計 (2科目)	—	4	0	0			—	1	1	0	0	0		
		策観光分野	観光計画概論	1前	2				○		1					
	観光行政・政策論		2・3・4前・後	2				○			1					
	小計 (2科目)	—	4	0	0			—	1	1	0	0	0			
	分野別選択必修科目	共通	経済学入門	1前		2			○		1					
ミクロ経済学 I			1後		2			○		1						
ミクロ経済学 II			2前		2			○								
財務諸表論			2前・後		2			○							兼1	
簿記会計論			2前・後		2			○							兼1	
マクロ経済学 I			2後		2			○							兼1	
マクロ経済学 II			3前・後		2			○							兼1	
経営戦略・組織論	2前・後		2			○			1							

教育課程等の概要														
（国際観光学部国際観光学科）														
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
専門科目 分野別選択必修科目	共通	観光コンサルタント論	2前・後	2		○			1					
		起業論	2前・後	2		○			1					
		消費者と市場	2前・後	2		○			1					
		経営分析論	3前・後	2		○				1				
		コスト管理論	3前・後	2		○				1				
		中小企業論	3前・後	2		○				1				
		IR事業論	3前・後	2		○				1				
		法律概論	1前・後	2		○				1				兼1
		不動産関連法	2前・後	2		○				1				
		不動産学	3前・後	2		○				1				
		リーダーシップ論	2前・後	2		○								兼1
		観光イノベーション・テクノロジー	2前・後	2		○			1					
		観光のリスクマネジメント	3前・後	2		○				1				
		観光社会学	1・2前・後	2		○								兼1
		観光統計学	2前	2		○			1					
		観光行動モデル	2・3前・後	2		○			1					
		観光文化論	3前・後	2		○			1					
		福祉観光論	3前・後	2		○			1					
		社会心理学	3前・後	2		○								兼1
		歴史と観光	1・2後	2		○			1					
		観光の歴史と文化	2前・後	2		○								兼2
		観光名所の成り立ち	2前・後	2		○								兼2
		日本美術史	2前・後	2		○				1				
		西洋美術史	2前・後	2		○				1				
		日本の宗教と伝統文化	2前・後	2		○								兼1
		コンテンツ・ポップカルチャー観光論	2後	2		○								兼1
	観光歴史演習	2前・後	2				○		1					
	世界遺産論	3前・後	2		○								兼1	
	ヨーロッパの歴史と言語	2前・後	2		○				1					
	ヨーロッパの宗教と文化	3前・後	2		○								兼1	
	地域研究	3後	2		○			3	2	1				
	情報社会システム論	1前・後	2		○			1						
	情報演習	1前	2				○		2				兼1	
	観光メディア実習	3前・後	2				○						兼1	
	観光映像実習	3前・後	2				○						兼1	
	観光通訳技法Ⅰ	3前・後	2				○				1			
	観光通訳技法Ⅱ	4前・後	2				○				1			
	卒業論文	4前・後	4				○		16	8	3			
	小計（46科目）		—	0	94	0	—		16	8	3	0	0	兼15
	観光産業分野	ツーリズム系	旅行業法論	1前	2		○			1				
			旅行業関連約款	1前	2		○			1				
			国内観光資源	1前	2		○			1				
			国内運賃料金	1前	2		○							兼1
			海外観光資源Ⅰ	2前	2		○							兼1
			海外観光資源Ⅱ	2前	2		○							兼1
			海外実務	2前	2				○					兼1
国際航空運賃			2前	2		○			1					
旅行企画論			2後	2		○			1					
旅行事業経営論			2後	2		○							兼1	
募集型企画旅行演習			2後	2				○		3				
旅行業法・約款の実際	3前・後	2				○		1						

教育課程等の概要																
(国際観光学部国際観光学科)																
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
観光安全・リスクマネジメント論	観光安全・リスクマネジメント論	2後		2		○									兼1	
	運輸産業論	2後		2		○			1						兼1	
	航空経営論	2後		2		○			1							
	鉄道経営論	2・3前・後		2		○			1							
	観光交通論	3前・後		2		○									兼1	
	海上交通・クルーズ経営論	3前・後		2		○									兼1	
	国際交通論	3後		2		○			1							
	観光マーケティング	2前・後		2		○			1							
	海外ツーリズム論	2前・後		2		○			1							
	サステナブル・ツーリズム	2前・後		2		○				1						
	インバウンド・ツーリズム事業論	2前・後		2		○			1							
	観光PR論	3前・後		2		○			1							
	NTO戦略論	3前・後		2		○			1							
	ツーリズム演習Ⅰ	2前		2			○		1							
	ツーリズム演習Ⅱ	2後		2			○								兼1	
	リーダーシップ実践演習	3前		2			○								兼1	
	グローバルツーリズムトップマネジメント研修	3前・後		2				○	1							
	小計(29科目)		—	0	58	0	—		5	1	0	0	0		兼8	
	サービス・マネジメント	サービス・マネジメント	1後		2		○				1					
		ホスピタリティ産業論	1後		2		○				1					
宿泊産業概論		1後		2		○				1						
ホテル経営概論		2前		2		○				1						
ホスピタリティ人的資源論		2前・後		2		○			1							
旅館・リゾート経営論		2前・後		2		○				1					兼1	
ホスピタリティ・プロモーション		2前・後		2		○									兼1	
ホテル開発論		3前・後		2		○			1							
女将・総支配人論		3前・後		2		○					1					
温泉総論		3前・後		2		○					1					
ホスピタリティ計数管理		2前・後		2		○				1						
ホスピタリティ施設開発論		3前・後		2		○				1						
ホスピタリティ関連法規		3前・後		2		○				1						
観光ファイナンス		2前・後		2		○				1						
温泉旅館経営実務Ⅰ		2前		2			○				1				兼1	
温泉旅館経営実務Ⅱ		2後		2			○				1				兼1	
サービス課外実習Ⅰ		2前・後		2			○				1				兼1	
サービス課外実習Ⅱ		2前・後		2			○				1				兼1	
エアラインサービスマネジメント		2前・後		2		○			1							
グローバルディストリビューションシステム論		2前		2		○									兼1	
グローバルディストリビューションシステム実務演習Ⅰ	2前・後		2			○								兼1		
グローバルディストリビューションシステム実務演習Ⅱ	2前・後		2			○								兼1		
エアラインサービス実習	2前・後		2				○	1								
食品衛生論	食品衛生論	1後		2		○									兼1	
	F&Bビジネス経営論	2前・後		2			○			1						
	F&Bビジネスマネジメント演習	2前・後		2		○									兼1	
	チェーン・オペレーション	2前・後		2		○				1						
	メニュー開発論	2前・後		2		○									兼1	
	ブランドマネジメント	2前・後		2		○			1							
	ラグジュアリー・ビジネス論	2前・後		2		○				1						
	フードプロセッシング	2前・後		2		○									兼1	
	酒類総論	3前・後		2		○				1						
	カウンター接客論	3前・後		2		○									兼1	
	エグゼクティブ演習Ⅰ	2前・後		2			○			3						
	エグゼクティブ演習Ⅱ	2前・後		2			○			3						
	ホスピタリティ実務演習	2前		2			○								兼1	

教育課程等の概要																		
（国際観光学部国際観光学科）																		
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考				
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手					
観光産業分野	セレモニー経営論	2前		2		○				1								
	セレモニー・マナー	2前・後		2		○											兼1	
	ブライダル事業論	3前・後		2		○											兼1	
	葬祭ビジネス論	3前・後		2		○											兼1	
	リラクゼーション・ホスピタリティ論	3前・後		2		○											兼1	
	総合ホスピタリティ演習	2前・後		2		○				1								
	ウェブマーケティング	2前・後		2		○				1								
	サービスイノベーション論	2前・後		2		○					1							
	サービス介助技法	2後		2		○				1								
	イベント企画論	3前・後		2		○											兼1	
	エンターテインメント・ビジネス	3前・後		2		○					1							
	スポーツ・マネジメント	3前・後		2		○											兼1	
	美術館・博物館学	3前・後		2		○					1							
	美術館・博物館経営論	3前・後		2		○					1							
	観光実学演習Ⅰ	1前		3		○				1	1							
	観光実学演習Ⅱ	1後		3		○				1	1							
	観光実学演習Ⅲ	2前		3		○				2								
	観光実学演習Ⅳ	2後		3		○				2								
	観光実学演習Ⅴ	3前		3		○				2								
	観光実学演習Ⅵ	3後		3		○				2								
	小計（56科目）		—	0	118	0	—			7	5	1	0	0			兼10	
	分野別選択必修科目	地方自治法	1前・後		2		○				1							兼1
		地方自治論	2前・後		2		○				1							
		観光まちづくり概論	2前・後		2		○				1							兼1
		地域観光論	2前・後		2		○					1						兼1
		観光開発計画論	2前・後		2		○				1							
地域マーケティング論		2前・後		2		○				1								
観光調査・予測論		2・3前・後		2		○				1								
地域財政と観光		2・3前・後		2		○				1								
地域再生論		3前・後		2		○					1							
地域価値創造論		3前・後		2		○					1							
余暇・レクリエーション論		1前・後		2		○				1								
ペットツーリズム論		2前・後		2		○				1								
官民連携観光開発論		2前・後		2		○					1							
観光法制度論		2前・後		2		○					1							
民法		2前・後		2		○						1					兼1	
商法		2前・後		2		○						1						
観光・環境経済学		2後		2		○				1								
公共経営論		2前・後		2		○					1							
景観・緑地論		2前・後		2		○				1								
環境政策概論		2前・後		2		○					1							
MICE論		3前・後		2		○					1							
観光施設デザイン論		3前・後		2		○				1								
観光交流論		2前		2		○				1								
インバウンド政策概論		2前・後		2		○					1							
自然地理学		2前・後		2		○						1					兼1	
自然公園・保護論		3前・後		2		○						1						
エコツーリズム	2前・後		2		○						1							

教育課程等の概要														
(国際観光学部国際観光学科)														
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
分野別選択必修	観光行動論	2前・後		2		○			1					
	NPO/NGO論	2前・後		2		○			1					
	空港・航空政策論	2・3前・後		2		○			1					
	文化遺産地域振興論	3前・後		2		○					1			
	小計 (31科目)	—	0	62	0	—			6	4	1	0	0	兼3
専門科目	観光フィールドワークⅠ	1・2・3・4前・後		2				○	3	1				
	観光フィールドワークⅡ	1・2・3・4前・後		2				○	3	1				
	国際観光特別研究Ⅰ	1・2・3・4前・後		2				○				1		
	国際観光特別研究Ⅱ	1・2・3・4前・後		2				○				1		
	国際観光学研修Ⅰ	1・2・3・4前・後		2				○	1					
	国際観光学研修Ⅱ	1・2・3・4前・後		2				○	3	1				
	海外調査実習Ⅰ	1・2・3・4前・後		1				○						本年度休講
	海外調査実習Ⅱ	1・2・3・4前・後		1				○						本年度休講
	観光調査実習Ⅰ	1・2・3・4前・後		1				○						本年度休講
	観光調査実習Ⅱ	1・2・3・4前・後		1				○						本年度休講
	観光学特殊講義Ⅰ	1・2・3・4前		2			○			1	1			兼1
	観光学特殊講義Ⅱ	1・2・3・4後		2			○			1	1			兼1
	観光学特殊講義Ⅲ	1・2・3・4前		2			○							兼1
	観光学特殊講義Ⅳ	1・2・3・4後		2			○							本年度休講
	インターンシップⅠ	1・2・3・4前・後		1					○		2		1	
	インターンシップⅡ	1・2・3・4前・後		1					○		2		1	
	インターンシップⅢ	1・2・3・4前・後		1					○					本年度休講
	インターンシップⅣ	1・2・3・4前・後		1					○					本年度休講
	海外インターンシップⅠ	1・2・3・4前・後		1					○		3		1	
	海外インターンシップⅡ	1・2・3・4前・後		1					○		3		1	
	海外インターンシップⅢ	1・2・3・4前・後		1					○		1			
	海外インターンシップⅣ	1・2・3・4前・後		1					○		1			
日本の企業社会	1・2・3・4前・後		2				○							本年度休講
日本の政治と経済	1・2・3・4前・後		2				○							本年度休講
キャリアデザインⅠ	1後		2				○			2				兼1
キャリアデザインⅡ	2前		2				○							兼1
キャリアデザインⅢ	3前		2				○							兼1
	小計 (27科目)	—	0	42	0	—			1	4	1	0	0	兼2
合計 (478科目)			—	36	833	0	—		17	7	9	0	0	兼198
学位又は称号		学士 (国際観光学)			学位又は学科の分野			経済学関係						
卒業要件及び履修方法							授業期間等							
[卒業の条件] ①基盤教育から、20単位以上を修得すること。ただし、そのうち2単位は哲学・思想から修得すること。 ②外国語科目から、必修科目8単位、選択必修科目から3単位、選択科目から3単位以上を修得すること。なお、留学生については、必修科目12単位、選択科目から4単位以上を修得すること。 ③専攻領域科目から、必修科目18単位、分野別必修科目から4単位、分野別選択必修科目から52単位以上を修得すること。 ④124単位以上修得すること。 [履修科目の登録の上限] 1年次：半期22単位（年間44単位）、2～4年次：半期24単位（年間48単位）							1学年の学期区分		2期					
							1学期の授業期間		15週					
							1時限の授業時間		90分					

教育課程等の概要															
（国際地域学研究科国際観光学専攻博士前期課程）															
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
授業科目	観光交通特論	1・2後		2		○			1						
	観光交通演習	1・2前		2			○		1						
	観光交流特論	1・2前		2		○			1						
	観光交流演習	1・2後		2			○		1						
	国際交通経営特論	1・2後		2		○			1						
	国際交通経営演習	1・2前		2			○		1						
	旅行産業特論	1・2後		2		○			1						
	旅行産業演習	1・2前		2			○		1						
	観光・ホテル事業特論	1・2前		2		○				1					
	観光・ホテル事業演習	1・2後		2			○			1					
	観光資源特論	1・2前		2		○			1						
	観光資源演習	1・2後		2			○		1						
	都市観光システム特論	1・2前		2		○			1						
	都市観光システム演習	1・2後		2			○		1						
	環境保護特論	1・2前		2		○				1					
	環境保護演習	1・2後		2			○			1					
	地域経営特論	1・2前		2		○			1						
	地域経営演習	1・2後		2			○		1						
	ホスピタリティ・マネジメント特論	1・2前		2		○				1					
	ホスピタリティ・マネジメント演習	1・2後		2			○			1					
	サービス産業特論	1・2前		2		○			1						
	サービス産業演習	1・2後		2			○		1						
	観光政策特論	1・2前		2		○				1					
	観光政策演習	1・2後		2			○			1					
	観光まちづくり特論	1・2前		2		○									兼1
	観光まちづくり演習	1・2後		2			○								兼1
	国際観光協力特論	1・2後		2		○									兼1
	国際観光協力演習	1・2前		2			○								兼1
	観光文化特論	1・2後		2		○									兼1
	観光文化演習	1・2前		2			○								兼1
統合型リゾート特論	1・2前		2		○				1						
統合型リゾート演習	1・2後		2			○			1						
国際観光学研究事例演習	1・2前・後		2			○			1						
国際観光応用学特論	1・2前・後		2		○				8	4				メディア	
国際観光応用学演習Ⅰ	1前・後		2			○			8	4				メディア	
国際観光応用学演習Ⅱ	1前・後		2			○			8	4				メディア	
国際観光応用学演習Ⅲ	2前・後		2			○			8	4				メディア	
国際観光応用学演習Ⅳ	2前・後		2			○			8	4				メディア	
小計（38科目）		—	0	76	0				8	4	0	0	0	兼3	
研究指導	国際観光学研究指導	1・2前・後		—					8	4					
	小計（1科目）	—	0	0	0				8	4	0	0	0	兼0	
合計（39科目）		—	0	76	0				8	4	0	0	0	兼3	

学位又は称号	修士 (国際観光学)	学位又は学科の分野	経済学関係	
卒業要件及び履修方法			授業期間等	
本課程に2年以上在学し、30単位以上（「修士学位論文」に代えて「特定の課題についての研究の成果」を選択した場合は32単位以上）を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、本研究科の目的に応じ「修士学位論文」または「特定の課題についての研究の成果」の審査および最終試験に合格した者に修士の学位を授与する。 ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。			1 学年の学期区分	2 学期
			1 学期の授業期間	1 5 週
			1 時限の授業時間	9 0 分

(注)

- 1 学部等，研究科等若しくは高等専門学校等の学科の設置又は大学における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には，授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等，研究科等若しくは高等専門学校等の学科（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。）についても作成すること。
- 2 私立の大学若しくは高等専門学校等の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合，大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は，この書類を作成する必要はない。
- 3 開設する授業科目に応じて，適宜科目区分の枠を設けること。
- 4 「授業形態」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。

教 育 課 程 等 の 概 要														
(国際地域学研究科国際観光学専攻博士後期課程)														
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
授業科目	国際観光学特殊研究Ⅰ	1前・後		2			○		8	3				
	国際観光学特殊研究Ⅱ	1前・後		2			○		8	3				
	国際観光学特殊研究Ⅲ	2前・後		2			○		8	3				
	国際観光学特殊研究Ⅳ	2前・後		2			○		8	3				
	国際観光学特殊研究Ⅴ	3前・後		2			○		8	3				
	国際観光学特殊研究Ⅵ	3前・後		2			○		8	3				
	小計(6科目)	—	0	12	0		—		8	3	0	0	0	兼0
研究指導	国際観光学研究指導	1・2・3前・後		—					6					
	小計(1科目)	—	0	0	0		—		6	0	0	0	0	兼0
合計(7科目)		—	0	12	0		—		8	3	0	0	0	兼0
学位又は称号		博士(国際観光学)			学位又は学科の分野			経済学関係						
卒業要件及び履修方法							授業期間等							
本課程に5年(博士前期課程・修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にとっては、当該課程における2年の在学期間を含む)以上在学し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、博士学位論文の審査および最終試験に合格した者に博士の学位を授与する。 ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年(博士前期課程・修士課程を修了した者にとっては、当該課程における在学期間を含む)以上在学すれば足りるものとする。							1学年の学期区分				2学期			
							1学期の授業期間				15週			
							1時限の授業時間				90分			

(注)

- 1 学部等、研究科等若しくは高等専門学校等の学科の設置又は大学における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には、授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等、研究科等若しくは高等専門学校等の学科(学位の種類及び分野の変更等に関する基準(平成十五年文部科学省告示第三十九号)別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。)についても作成すること。
- 2 私立の大学若しくは高等専門学校等の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 3 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
- 4 「授業形態」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。

授 業 科 目 の 概 要			
(国際観光学研究科国際観光学専攻 博士前期課程)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
研究 ア ッ プ ス タ ー ト 科 目	地域経営特論	本科目では、観光を含めた地域振興を導くための地域経営を理解することを目標とする。観光という単独の産業振興ではなく、自治体という観点から、地域として投入可能資源の把握とその活用方法を、考察するとともに、地域の経営に基づいた地域振興策のデザイン方法について事例研究を行う。	
研究 ア ッ プ ス タ ー ト 科 目	旅行産業特論	本講義では、旅行産業の問題点と解決策に関する理解を深めることを目指す。具体的には、多様化する航空路線運行の問題を検討することで、外国人旅行者が2,000万人を超えたわが国の航空インバウンド分野において、一層の発展を遂げるためのネックとなっている「航空容量」の課題解決を模索する。また、インバウンド振興全般について、他国の事例研究を行う。	
研究 ア ッ プ ス タ ー ト 科 目	観光政策特論	本講義では、国や自治体の観光政策の実態(政策課題の認識、施策立案、政策決定プロセス、予算折衝、実施、評価改善の一連の流れ)を事例を通して深く理解し、あるべき役割や施策についての政策提言を行うことができるための基礎力を身につける。本講義を通じて、観光振興が産官学連携で行うべき総力戦であることや、国や自治体には、ビジョンやコンセプトの提示、必要なリソースの調達など、多様なステークホルダー間の調整を行う司令塔の役割が期待されていることを理解する。	
研究 ア ッ プ ス タ ー ト 科 目	観光資源特論	本講義では、地域に固有の自然環境を保全しながら観光資源として利用するにはどのような制度や施策が重要なのか、またそれらはどのように評価されるべきなのか、について国内外の政策動向や具体的な事例をもとに考察する。結果、自然保護、地域振興および観光に関わる計画において、総合的判断や評価を下せる視点を養うことを目的とする。自然環境の保全と持続可能な利用について、またそのひとつの手段としての観光の意義や課題について、理論と実証の両側面から見解を提示できる専門知識を習得する。	
研究 ア ッ プ ス タ ー ト 科 目	サービス経営特論	本講義は、サービスの特性を踏まえたうえで、サービス・コンセプトの設定、サービスの価格設定とプロモーション、顧客満足と苦情処理、従業員管理、サービス・プロセスの設計や管理、サービスの国際化戦略など優れたサービスを創造し、顧客の満足を最大化するために求められるマネジメント手法について、国内の事例を参考にしながら講義を進めていく。	
研究 ア ッ プ ス タ ー ト 科 目	ホスピタリティ・マネジメント特論	本講義は、宿泊産業、料理飲食産業に関するマネジメントに関する研究を進めてゆく上での実践や理論を身につけ、実際に応用的に活用できるようにすることを目的とする。そのため、宿泊産業、料理飲食産業とはいかなるものなのか、という原理を日本や海外でのホテルの歴史と現状などを通して学び、宿泊産業で行われているさまざまな業務の概略について理解する。具体的には、宿泊産業、料理飲食産業に関連した法規、働く人たちのキャリア、業界を取り巻く環境や他の要素との関係性などについて論じつつ、実際の宿泊産業、料理飲食産業における事例にかかわる形で講義を進める。	
研究 ア ッ プ ス タ ー ト 科 目	観光文化特論	本講義の目的は、観光とその地域の持つ文化がどのようなつながり、「観光地」が形成されていくのかのプロセスを考察する。観光振興において地域の協力は必要不可欠なものであり、このテーマについて日本のみならず海外の事例を交えて講義を進めていく。	
研究 ア ッ プ ス タ ー ト 科 目	日本歴史観光資源特論	本講義では、現在日本の各地域で観光振興に利活用が試みられている「歴史」という観光資源について、その特性を理解した上で、地域の歴史研究のあり方、活用方法を中心に考察する。本講義を通じて、歴史のような無形の観光資源は、時に観光振興を超えて地域にも影響を与えるものであることを理解する。	

授 業 科 目 の 概 要			
(国際観光学研究科国際観光学専攻 博士前期課程)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門科目 観光産業分野	国際交通経営特論	本講義では、鉄道経営について、鉄道システムを社会インフラとして位置付けているEU諸国の「上下分離」の経営システムに焦点を当てながら、欧米各国の鉄道経営とわが国のそれを比較、考察し、その違いが理解できるようになることを目的とする。独立採算制を原則とするわが国の鉄道経営の現状と課題について分析するとともに、わが国及び欧米各国の鉄道経営の国際比較を行う。	隔年
専門科目 観光産業分野	エアラインサービスマネジメント特論	本講義では、これまでの航空事業がたどってきた道を、具体的な事例を挙げて振り返り、検証することで、これからの航空事業が向かうべき針路を講義・検討する。本講義を通じて、航空業界発展の歴史と現状を理解するとともに、正常な批判的精神と状況判断能力を養い、航空業界の課題を抽出してその対策を考える能力を身に付けることを目指す。	
専門科目 観光産業分野	不動産法特論	本講義では、観光振興・地域振興について、施設整備や地域固有の産物といった観点に基づいて、不動産に係わる各種の法について講じる。特に産業振興、地域振興の観点からは不動産取引が重要となることから、「宅地建物取引業法」を軸に、「都市計画法」等を対象として講義する。	
専門科目 観光産業分野	美術館経営特論	本講義では、文化施設として重要な位置を占める美術館について、美術館の個性や作者である芸術家との関係、適切な展示方法といった観点から、美術館におけるコレクションのあり方、理解、展示等について講じ、適切な美術館経営について理解する。	
専門科目 観光産業分野	観光学教授法	本講義では、観光振興を担う人材育成不足の問題について、観光資源の全体像を把握し、その振興方法と、地域開発への連携という観点に基づいた「観光を教える」ことを中心に講義を行う。本講義を通じて、観光とは何かから始める「観光を教える」方法のあり方を理解することを目指す。	
専門科目 観光産業分野	観光教育法特論	本講義では、観光振興を担う人材育成不足の問題について、地域の歴史が重要な観光資源であると共に、地域の誇りやアイデンティの根源であり、「観光」を切り口とした歴史素材を見出す必要があることを踏まえて、「学ぶ観光」を中心に授業を進め、地域調査を含む、「学ぶ観光」のあり方を身につける。	
専門科目 観光政策分野	都市観光システム特論	本講義では、観光地の活性化や、プロモーションを行う上で重要となる、観光客の意向を的確に把握する手法を身につけることを目的とする。そのため、観光客を対象としたアンケート調査を試行し、これら一連のプロセスを実際に行いながら、各々の知識や技術の習得をはかる。本講義を通じて、既存研究のサーベイや、様々な情報・データを収集・分析できるようになり、観光地の活性化や、プロモーションに関連したプレゼンテーションが出来るようになることを目指す。	
専門科目 観光政策分野	環境保全特論	本講義では、自然環境の保全と持続可能な利用方法について、観光の意義や課題を理論と実証の両側面から考察する。自然資源を利用した観光の役割が期待されている一方、エコツーリズムによって自然環境破壊がもたらされており、これは、経済的利益と自然環境保全とのバランスが崩れた結果である。地域に固有の自然環境を保全しながら観光資源として利用するにはどのような制度や施策が重要なのか、またそれらはどのように評価されるべきなのか、について国内外の政策を取り上げ、事例研究を行う。	
専門科目 観光政策分野	観光開発特論	本講義では、多様化しつつある発展途上国の観光開発について、経済発展の手段という側面と、社会的持続可能性があるコミュニティ・ツーリズムの視点から、関連の統計資料と文献の紹介によって、観光開発のあり方について考える。この講義により観光開発における一般原則と地域性の把握が可能となることを目指す。	

授 業 科 目 の 概 要			
(国際観光学研究科国際観光学専攻 博士前期課程)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門科目	観光政策分野 観光まちづくり特論	本講座では、大きく変化する日本の観光事情について、観光の現状について講義する。そして、「観光まちづくり」の視点から、観光客の受け入れ能力の再構築について、幾つかの地域を参考に取り上げ、事例研究を行う。	
専門科目	観光政策分野 地域創造手法特論	本講義では、「観光交流」の視点から、地域固有の資源のポテンシャルや資源性について再評価し、またこれらの編集の視点や事業化のための手法などを明らかにすることを通じて、地域交流ビジネスを核とした新たな産業・地域創造の手法等を教授する。	
専門科目	観光政策分野 観光による地域再生特論	本講義では、地域間の経済・社会的格差は正の観点から、地域再生、特に観光による地域再生について扱い、再生を必要とする地域の事情を、関連の統計データから理解し、地域再生に向けた各種国の政策の文献紹介と地域の努力のあり方に関する事例紹介により理解する。	
専門科目	観光文化分野 観光情報マネジメント特論	本講義では、マーケティングに使う観光情報特に観光客の動向分析を統計手法によって行う方法を講じる。いかに効果的に観光情報を集積するか、そして日本のいくつかの地域における観光情報の具体的な使用についての提案も行ってもらおう。観光客の動向を整理して組織化することは効果的な観光情報マネジメントへのカギととらえて学修していく。これらの学修を通じて、データサイエンス分野についての知識も得る。	
専門科目	観光文化分野 ツーリズム・カルチュラルコミュニケーション	本講義では、異なる文化的背景を持つ人々に対してそれらを考慮した観光サービスへ適用できる方策を講じる。同時に異文化間でのコミュニケーションがいかに困難なときがあるのかについて理解する。また、よりよいコミュニケーションを行うことができればいかに効果的な観光サービスが提供できるのかについても議論していく。文化に関する内容にも、科学的なアプローチを取り入れて進めていく。	
専門科目	観光文化分野 世界遺産特論	本講義の目的は、世界遺産の価値を理解し、観光サイト資源として重要な意味を持つこれら世界遺産に関して観光の役割を学ぶとともに、文化財産・文化遺産の保全には、ユネスコの世界遺産条約とその実践が重要な役割を果たしていることを理解することである。そのために、本講義では、観光に大変重要な価値を持つ文化財産・文化遺産の場所に焦点をあてて講じる。まず日本におけるこれらの場所の保全活動を概観し、次に世界各地に進む。	
専門科目	観光文化分野 日本事情特論	本講義では、日本について学んでもらう。特に日本の文化を中心に講義を進める。文化という場合、多くの人は文芸、音楽、美術、演劇といったものを思い浮かべるであろう。しかし文化とは、非常に広い意味を持ち、宗教やそれに基づく行動、食文化、服飾文化と極めて広範は意味を持つ。本講義では、文化の概念について考え、固有の日本文化を扱う。本講義により日本の文化を理解し、観光を含む文化活動への理解を深めることを目指す。	
専門科目	観光文化分野 ヨーロッパと旅の思想	本講義では、18世紀ヨーロッパにおける旅の状況等を背景に、ヨーロッパにおける旅の思想を講じる。旅の背景となった社会的状況、そこから生まれた思想への理解、並行して生まれた他文化への共感と受容の思想を学ぶ。	
専門科目	観光文化分野 観光人類学特論	本講義では、観光や観光地化が対象地の社会や文化に与える影響について、発展途上国において顕著な観光現象として近年注目されているコミュニティ・ツーリズムを念頭に、各国の事例を取り上げながら考察することで、観光が社会や文化に影響する経路の理解を目指す。	

授 業 科 目 の 概 要			
(国際観光学研究科国際観光学専攻 博士前期課程)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門科目	ホスピタリティ分野 観光・ホテル事業特論	本講義では、日本と世界の宿泊産業の概略について、どのような事業展開がなされてきたか、また、事業展開にはどのような方式が用いられるのかといった観点から議論する。具体的には、国内の宿泊産業は1990年代までは秩序ある成長過程にあったが、現在では混沌とした環境下にあることについて、なぜそのような変化が生じたのか、また、どうすれば変化に対応しえたのか、さまざまな視点から考察していく。本講義を通じて、国内と海外の宿泊産業の概要について理解し、宿泊産業を取り巻く諸問題について考察できる力を身につけることを目指す。	
専門科目	ホスピタリティ分野 統合型リゾート特論	本講義では、まずIR（カジノを駆動部分としたIntegrated Resort（統合型リゾート）の略語）の持つ、収益性の高いカジノに収益性はあまり高くないが観光振興にとって極めて重要な他の部分をけん引するという役割を期待しているリゾートモデルという性質やその沿革、概念を理解する。また、各国の観光事業として採用されているカジノの事例研究をもとに、IRについての理論的理解と検証によって独自にIRの理論を展開できることを目指す。	
専門科目	ホスピタリティ分野 温泉リゾート特論	本講義では、日本型リゾートの原型である温泉について、特に近世後期（江戸時代）の温泉地が「滞在型観光地」として成立していたことを、古文書や古い時代の絵から理解して欲しい。また、戦後において観光地化が進んだ状況を当時の記録や研究によって、「滞在型観光地」としての温泉ないし温泉地への理解を深める。	隔年
専門科目	ホスピタリティ分野 観光産業のレベニューマネジメント特論	本講義では、観光産業はサービス業という特性によるレベニュー・マネジメント（需要予測を基に販売を制限することで収益の拡大を目指しえる体系的な手法）の必要性について、ホテル業、料理飲食産業等のレベニュー・マネジメント事例を用いて検討する。本講義を通じて、観光産業におけるレベニュー・マネジメントの理論を理解し、実践に役立つ能力を養うことを目指す。	
専門科目	ホスピタリティ分野 国際観光マーケティング特論	本講義では、インバウンド拡大に必要な国際的マーケティングの視点から、観光地を訪れる客のニーズに応えられるサービス、価格設定等の吟味に基づく観光市場の創造について考察する。本講義を通じて、地域に活力をもたらす国際観光マーケティングについて自治体の国際戦略のあり方とともに理解することを目指す。	
国際観光開発分野	国際観光応用学特論	本講義では、JICAボランティア等として派遣される学生を対象として、受講者が必要とする事項を取り上げ情報提供と解説を行う。講義は基本的に教員と受講者が1対1の関係で行うものであるため、受講者のニーズや、現地の協力隊員としての活動要請書の内容に合わせた適切な教材の選定と講義とを行う。 (5 島川崇) 航空会社を取り巻く経営環境と各国の航空事業について、受講者が必要とする事項を取り上げ情報提供と解説を行う。 (6 東海林克彦) 魅力ある景観地域づくりや地域固有の観光レクリエーション資源の利活用について、受講者が必要とする事項を取り上げ情報提供と解説を行う。 (11 和田尚久) 地域経営と地域振興策のデザイン方法について、受講者が必要とする事項を取り上げ情報提供と解説を行う。 (13 佐々木一彰) 統合リゾート（IR）開発について、受講者が必要とする事項を取り上げ情報提供と解説を行う。 (15 藤稿亜矢子) 自然資源の保全と持続可能な利用方法について、受講者が必要とする事項を取り上げ情報提供と解説を行う。 (18 矢ヶ崎紀子) 国や自治体の観光政策の実態や観光振興に関わる政策提言について、受講者が必要とする事項を取り上げ情報提供と解説を行う。	

授 業 科 目 の 概 要			
(国際観光学研究科国際観光学専攻 博士前期課程)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
国際観光開発分野	国際観光応用学演習Ⅰ	<p>本演習では、JICAボランティア等として活動を行っている受講者の活動内容自体を演習教材として取り上げ、実践的なプロジェクト計画の立案を行うものである。基本的に教員と受講者とが1対1の関係で行うものであるため、受講者の要請書に基づいてテーマを選定する。</p> <p>(5 島川崇) 航空会社を取り巻く経営環境と各国の航空事業に関するテーマでプロジェクトの立案を行う。</p> <p>(6 東海林克彦) 魅力ある景観地域づくりや地域固有の観光レクリエーション資源の利活用に関するテーマでプロジェクトの立案を行う。</p> <p>(11 和田尚久) 地域経営と地域振興策のデザイン方法に関するテーマでプロジェクトの立案を行う。</p> <p>(13 佐々木一彰) 統合リゾート（IR）開発に関するテーマでプロジェクトの立案を行う。</p> <p>(15 藤稿亜矢子) 自然資源の保全と持続可能な利用方法に関するテーマでプロジェクトの立案を行う。</p> <p>(18 矢ヶ崎紀子) 国や自治体の観光政策の実態や観光振興に関わる政策提言に関するテーマでプロジェクトの立案を行う。</p>	
国際観光開発分野	国際観光応用学演習Ⅱ	<p>本演習では、JICAボランティア等として活動を行っている受講者の活動内容自体を演習教材として取り上げ、実践的なプロジェクト計画の立案を行うものである。基本的に教員と受講者とが1対1の関係で行うものであるため、受講者の要請書に基づいてテーマを選定する。</p> <p>(5 島川崇) 航空会社を取り巻く経営環境と各国の航空事業に関するテーマでプロジェクトの立案を行う。</p> <p>(6 東海林克彦) 魅力ある景観地域づくりや地域固有の観光レクリエーション資源の利活用に関するテーマでプロジェクトの立案を行う。</p> <p>(11 和田尚久) 地域経営と地域振興策のデザイン方法に関するテーマでプロジェクトの立案を行う。</p> <p>(13 佐々木一彰) 統合リゾート（IR）開発に関するテーマでプロジェクトの立案を行う。</p> <p>(15 藤稿亜矢子) 自然資源の保全と持続可能な利用方法に関するテーマでプロジェクトの立案を行う。</p> <p>(18 矢ヶ崎紀子) 国や自治体の観光政策の実態や観光振興に関わる政策提言に関するテーマでプロジェクトの立案を行う。</p>	

授 業 科 目 の 概 要			
(国際観光学研究科国際観光学専攻 博士前期課程)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
国際観光開発分野	国際観光応用学演習Ⅲ	<p>本演習では、JICAボランティア等として活動を行っている受講者の活動内容自体を演習教材として取り上げ、実践的なプロジェクト計画の立案を行うものである。基本的に教員と受講者が1対1の関係で行うものであるため、受講者の要請書に基づいてテーマを選定する。</p> <p>(5 島川崇) 航空会社を取り巻く経営環境と各国の航空事業に関するテーマでプロジェクトの立案を行う。</p> <p>(6 東海林克彦) 魅力ある景観地域づくりや地域固有の観光レクリエーション資源の活用に関するテーマでプロジェクトの立案を行う。</p> <p>(11 和田尚久) 地域経営と地域振興策のデザイン方法に関するテーマでプロジェクトの立案を行う。</p> <p>(13 佐々木一彰) 統合リゾート (IR) 開発に関するテーマでプロジェクトの立案を行う。</p> <p>(15 藤稿亜矢子) 自然資源の保全と持続可能な利用方法に関するテーマでプロジェクトの立案を行う。</p> <p>(18 矢ヶ崎紀子) 国や自治体の観光政策の実態や観光振興に関わる政策提言に関するテーマでプロジェクトの立案を行う。</p>	
国際観光開発分野	国際観光応用学演習Ⅳ	<p>本演習では、JICAボランティア等として活動を行っている受講者の活動内容自体を演習教材として取り上げ、実践的なプロジェクト計画の立案を行うものである。基本的に教員と受講者が1対1の関係で行うものであるため、受講者の要請書に基づいてテーマを選定する。</p> <p>(5 島川崇) 航空会社を取り巻く経営環境と各国の航空事業に関するテーマでプロジェクトの立案を行う。</p> <p>(6 東海林克彦) 魅力ある景観地域づくりや地域固有の観光レクリエーション資源の活用に関するテーマでプロジェクトの立案を行う。</p> <p>(11 和田尚久) 地域経営と地域振興策のデザイン方法に関するテーマでプロジェクトの立案を行う。</p> <p>(13 佐々木一彰) 統合リゾート (IR) 開発に関するテーマでプロジェクトの立案を行う。</p> <p>(15 藤稿亜矢子) 自然資源の保全と持続可能な利用方法に関するテーマでプロジェクトの立案を行う。</p> <p>(18 矢ヶ崎紀子) 国や自治体の観光政策の実態や観光振興に関わる政策提言に関するテーマでプロジェクトの立案を行う。</p>	

授 業 科 目 の 概 要			
(国際観光学研究科国際観光学専攻 博士前期課程)			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
研究 指導	国際観光学研究指導	<p>国際観光学研究指導では、個人のテーマに応じた研究を行う。指導教員の指導のもと各々の研究テーマに沿った調査研究を計画的に行い、研究の進捗状況、内容について各セメスタ毎に、中間発表、期末発表を行う。2年間で修士論文を書きあげ最終審査に合格する能力を身につける。</p> <p>(1 飯嶋好彦) ホテル事業の経営実態とサービス経営に関わる課題の研究指導を行う。</p> <p>(3 黒崎文雄) 日本の鉄道経営の現状と欧米各国との鉄道経営の比較、今後の鉄道機関の課題に関する研究指導を行う。</p> <p>(4 佐々木茂) インバウンドを中心とする観光市場の創造と国際観光マーケティングを実行の際の課題について研究指導を行う。</p> <p>(5 島川崇) 航空会社を取り巻く経営環境と各国の航空事業の成功・失敗事例を取り上げ、それらに関する課題の研究指導を行う。</p> <p>(6 東海林克彦) 魅力ある景観地域づくりや地域固有の観光レクリエーション資源の利活用に関する課題の研究指導を行う。</p> <p>(7 須賀忠芳) 観光と歴史の関わりを念頭におき、観光資源としての歴史素材を通じた観光振興に関わる課題に関する研究指導を行う。</p> <p>(8 中挾知延子) 増加する外国人観光客、異なる文化的背景を持つ顧客に対して観光サービスを提供する際、何を考慮すべきかという課題について研究指導を行う。</p> <p>(9 野村尚司) 多様化する航空路線運行の問題、インバウンド振興に関する旅行産業の課題に関する研究指導を行う。</p> <p>(10 古屋秀樹) 観光地の活性化やプロモーション戦略に関わる課題の研究指導を行う。</p> <p>(11 和田尚久) 地域経営と地域振興策のデザイン方法に関する課題の研究指導を行う。</p> <p>(12 木村(増子)美穂) 美術館は重要な文化施設との観点に基づいて、美術館あり方と展望、今後の課題に関する研究指導を行う。</p> <p>(13 佐々木一彰) カジノを核とした統合リゾート(IR)の設立について、その課題の抽出と理論的な検証方法に関する研究指導を行う。</p> <p>(14 佐野浩祥) 観光による地域再生プロセスに向けて、自治体の政策と地域振興策に関する課題について研究指導を行う。</p> <p>(15 藤稿亜矢子) 自然資源の保全と持続可能な利用方法に関わる課題の研究指導を行う。</p> <p>(16 徳江順一郎) 宿泊産業、料理飲食産業の課題を抽出し、解決・提案のための研究指導を行う。</p>	

授 業 科 目 の 概 要			
（国際観光学研究科国際観光学専攻 博士前期課程）			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
研究 指導	国際観光学研究指導	<p>（18 矢ヶ崎紀子） 国や自治体の観光政策の実態を理解し、観光振興に関わる政策提言に関わる課題の研究指導を行う。</p> <p>（19 吉岡勉） ホテル業、料理飲食産業等におけるレベニュー・マネジメントについて研究指導を行う。</p>	

授 業 科 目 の 概 要			
(国際観光学研究科国際観光学専攻 博士後期課程)			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
授 業 科 目	国際観光学特殊研究Ⅰ	<p>担当教員の指導のもと、院生各々の研究テーマに沿って、先行研究の分析や関連文献について院生が報告を行い、担当教員による解説、全員による討論を行う。</p> <p>(1 飯嶋好彦) 各種調査活動における定量分析を軸にしたサービス経営研究を行う。</p> <p>(2 黒崎文雄) わが国鉄道経営の現状と課題について、欧米各国等との鉄道経営比較の上で課題を論じる。</p> <p>(3 佐々木茂) インバウンドを中心とする観光市場の創造による地域活性化と、それを可能にする国際観光マーケティングを論じる。</p> <p>(4 島川崇) 航空業界の課題を抽出し、その解決策に関する講義を行う。</p> <p>(5 東海林克彦) 自然環境の保全と持続可能な利用について、またそのひとつの手段としての観光の意義や課題について講義する。</p> <p>(6 中挾知延子) 異なる文化的背景を持つ人々に対してそれらを考慮した観光サービスをいかにしたら適用できるかという課題を論じる。</p> <p>(7 野村尚司) 多様化する航空路線運行の問題とインバウンド振興に関する各国の経験を踏まえて、旅行産業の問題点を洗い出し、解決策に迫るべきことを論じる。</p> <p>(8 古屋秀樹) 観光地の活性化、プロモーションを行う上で、観光客の意向を的確に把握を行う。</p> <p>(9 和田尚久) 地域の経営を理解した上で地域振興策をデザインすることを論じる。</p> <p>(10 佐々木一彰) カジノを核とした統合リゾート（IR）の設立についてその課題の抽出と理論的な検証を行う。</p> <p>(11 佐野浩祥) 観光による地域再生を必要とする地域の事情を理解し、その政策について講義する。</p> <p>(12 藤稿重矢子) 自然環境の保全と利用の手段としての観光開発の課題について理論と実証の両側面から講義する。</p> <p>(13 徳江順一郎) 宿泊産業について理解し、宿泊産業を取り巻く諸問題から課題を講義する。</p>	

授 業 科 目 の 概 要			
（国際観光学研究科国際観光学専攻 博士後期課程）			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
授業 科目	国際観光学特殊研究Ⅱ	<p>担当教員の指導のもと、院生各々の研究テーマに沿って、先行研究の分析や関連文献について院生が報告を行い、担当教員による解説、全員による討論を行う。</p> <p>（1 飯嶋好彦） Iに引き続き各種調査活動における定量分析を軸にしたサービス経営研究を行う。</p> <p>（2 黒崎文雄） Iに引き続きわが国鉄道経営の現状と課題について、欧米各国等との鉄道経営比較の上で課題を論じる。</p> <p>（3 佐々木茂） Iに引き続きインバウンドを中心とする観光市場の創造による地域活性化と、それを可能にする国際観光マーケティングを論じる。</p> <p>（4 島川崇） Iに引き続き航空業界の課題を抽出し、その解決策に関する講義を行う。</p> <p>（5 東海林克彦） Iに引き続き自然環境の保全と持続可能な利用について、またそのひとつの手段としての観光の意義や課題について講義する。</p> <p>（6 中挾知延子） Iに引き続き異なる文化的背景を持つ人々に対してそれらを考慮した観光サービスをいかにしたら適用できるかという課題を論じる。</p> <p>（7 野村尚司） Iに引き続き多様化する航空路線運行の問題とインバウンド振興に関する各国の経験を踏まえて、旅行産業の問題点を洗い出し、解決策に迫るべきことを論じる。</p> <p>（8 古屋秀樹） Iに引き続き観光地の活性化、プロモーションを行う上で、観光客の意向を的確に把握を行う。</p> <p>（9 和田尚久） Iに引き続き地域の経営を理解した上で地域振興策をデザインすることを論じる。</p> <p>（10 佐々木一彰） Iに引き続きカジノを核とした統合リゾート（IR）の設立についてその課題の抽出と理論的な検証を行う。</p> <p>（11 佐野浩祥） Iに引き続き観光による地域再生を必要とする地域の事情を理解し、その政策について講義する。</p> <p>（12 藤稿重矢子） Iに引き続き自然環境の保全と利用の手段としての観光開発の課題について理論と実証の両側面から講義する。</p> <p>（13 徳江順一郎） Iに引き続き宿泊産業について理解し、宿泊産業を取り巻く諸問題から課題を講義する。</p>	

授 業 科 目 の 概 要			
(国際観光学研究科国際観光学専攻 博士後期課程)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
授業科目	国際観光学特殊研究Ⅲ	<p>担当教員の指導のもと、院生各々の研究テーマに沿って、先行研究の分析や関連文献について院生が報告を行い、担当教員による解説、全員による討論を行う。</p> <p>(1 飯嶋好彦) 各種調査活動における定量分析を軸にしたサービス経営研究を行い、その応用について講ずる。</p> <p>(2 黒崎文雄) わが国の地方鉄道と幹線系鉄道の経営の現状と課題を講ずる。</p> <p>(3 佐々木茂) インバウンドを中心とする観光市場の創造により地域に活力をもたらす国際観光マーケティングを講じる。</p> <p>(4 島川崇) 航空業界の課題を抽出し、その解決策に関する講義を行う。また、具体的事例に触れる。</p> <p>(5 東海林克彦) 自然環境の保全と利用の手段としての観光のあり方について講義する。</p> <p>(6 中挾知延子) 異なる文化的背景を考慮した観光サービスの展開という課題を論じる。</p> <p>(7 野村尚司) 多様化する航空路線運行の問題とインバウンド振興に関する各国の経験を踏まえて、航空産業の展開を論じる。</p> <p>(8 古屋秀樹) 観光地の活性化、プロモーションを行う上で、観光客の意向を的確に把握する調査方法を講義する。</p> <p>(9 和田尚久) 地域振興策のデザインについて、自治体の運営でなく経営が必要なことを講ずる。</p> <p>(10 佐々木一彰) 統合リゾート（IR）の設立について、既存研究を踏まえた検証を行う。</p> <p>(11 佐野浩祥) 観光による地域再生を必要とする地域の事情を理解し、その政策について講義する。特に事例研究を行う。</p> <p>(12 藤稿亜矢子) 自然環境の保全と利用の手段としての観光開発の課題について講義する。特に事例研究を行う。</p> <p>(13 徳江順一郎) 国内外の具体的な宿泊産業について理解し、宿泊産業を取り巻く諸問題からの課題を講義する。</p>	

授 業 科 目 の 概 要			
(国際観光学研究科国際観光学専攻 博士後期課程)			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
授 業 科 目	国際観光学特殊研究Ⅳ	<p>担当教員の指導のもと、院生各々の研究テーマに沿って、先行研究の分析や関連文献について院生が報告を行い、担当教員による解説、全員による討論を行う。</p> <p>(1 飯嶋好彦) Ⅲに引き続き、各種調査活動における定量分析を軸にしたサービス経営研究を行い、その応用について講ずる。</p> <p>(2 黒崎文雄) Ⅲに引き続き、わが国の地方鉄道と幹線系鉄道の経営の現状と課題を講ずる。</p> <p>(3 佐々木茂) Ⅲに引き続き、インバウンドを中心とする観光市場の創造により地域に活力をもたらす国際観光マーケティングを講じる。</p> <p>(4 島川崇) Ⅲに引き続き航空業界の課題を抽出し、その解決策に関する講義を行う。また、具体的事例に触れる。</p> <p>(5 東海林克彦) Ⅲに引き続き自然環境の保全と利用の手段としての観光のあり方について講義する。</p> <p>(6 中挾知延子) Ⅲに引き続き異なる文化的背景を考慮した観光サービスの展開という課題を論じる。</p> <p>(7 野村尚司) Ⅲに引き続き、多様化する航空路線運行の問題とインバウンド振興に関する各国の経験を踏まえて、航空産業の展開を論じる。</p> <p>(8 古屋秀樹) Ⅲに引き続き観光地の活性化、プロモーションを行う上で、観光客の意向を的確に把握する調査方法を講義する。</p> <p>(9 和田尚久) Ⅲに引き続き地域振興策のデザインについて、自治体の運営でなく経営が必要なことを講ずる。</p> <p>(10 佐々木一彰) Ⅲに引き続き、統合リゾート（IR）の設立について、既存研究を踏まえた検証を行う。</p> <p>(11 佐野浩祥) Ⅲに引き続き、観光による地域再生の計画作りについて、地域の事情解明の重要性を講義する。</p> <p>(12 藤稿亜矢子) Ⅲに引き続き、自然環境の保全と利用の手段としての観光開発の課題について講義する。特に事例研究を行なう。</p> <p>(13 徳江順一郎) Ⅲに引き続き国内外の具体的宿泊産業について理解し、宿泊産業を取り巻く諸問題からの課題を講義する。</p>	

授 業 科 目 の 概 要			
(国際観光学研究科国際観光学専攻 博士後期課程)			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
授 業 科 目	国際観光学特殊研究V	<p>担当教員の指導のもと、院生各々の研究テーマに沿って、先行研究の分析や関連文献について院生が報告を行い、担当教員による解説、全員による討論を行う。</p> <p>(1 飯嶋好彦) 特定対象の定量分析を軸にしたサービス経営研究を行い、その応用について講ずる。</p> <p>(2 黒崎文雄) わが国の地方鉄道と幹線系鉄道の経営について具体的を講ずる。</p> <p>(3 佐々木茂) インバウンドを中心とする観光市場の創造により地域に活力をもたらす国際観光マーケティングを講じる。</p> <p>(4 島川崇) 航空業界の課題を解決する方途に関し、具体的事例を前提に講義する。</p> <p>(5 東海林克彦) 自然環境の保全と利用の手段としての全体景観、環境システムの意義について講義する。</p> <p>(6 中挾知延子) 異なる文化的背景を考慮した観光サービスの展開の限界という課題を論じる。</p> <p>(7 野村尚司) 航空規制緩和と路線運行問題に関する各国の経験を踏まえて、インバウンド展開を論じる。</p> <p>(8 古屋秀樹) 観光地の活性化, プロモーション方法企画において、観光客の意向を的確に把握する調査方法を講義する。</p> <p>(9 和田尚久) 地域振興策立案において自治体の運営でなく経営が必要なことを講ずる。</p> <p>(10 佐々木一彰) 統合リゾート (IR) の設立について、先行事例を踏まえてカジノ開設効果の検証を行う。</p> <p>(11 佐野浩祥) 観光による地域再生の計画作りについて、地域の地域性把握の重要性を講義する。</p> <p>(12 藤稿亜矢子) 自然環境の保全と利用の手段としての観光開発の課題について、具体的事例から分析する。</p> <p>(13 徳江順一郎) 国内外の具体的宿泊産業について理解し、特定地域等における課題を講義する。</p>	

授 業 科 目 の 概 要			
（国際観光学研究科国際観光学専攻 博士後期課程）			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
授業 科目	国際観光学特殊研究VI	<p>担当教員の指導のもと、院生各々の研究テーマに沿って、先行研究の分析や関連文献について院生が報告を行い、担当教員による解説、全員による討論を行う。</p> <p>（1 飯嶋好彦） Vに引き続き、特定対象の定量分析を軸にしたサービス経営研究を行い、その応用について講ずる。</p> <p>（2 黒崎文雄） Vに引き続き、わが国の地方鉄道と幹線系鉄道の経営について具体的を講ずる。</p> <p>（3 佐々木茂） Vに引き続き、インバウンドを中心とする観光市場の創造により地域に活力をもたらす国際観光マーケティングを講じる。</p> <p>（4 島川崇） Vに引き続き、航空業界の課題を解決する方途に関し、具体的事例を前提に講義する。</p> <p>（5 東海林克彦） Vに引き続き、自然環境の保全と利用の手段としての全体景観、環境システムの意義について講義する。</p> <p>（6 中挾知延子） Vに引き続き、異なる文化的背景を考慮した観光サービスの展開の限界という課題を論じる。</p> <p>（7 野村尚司） 各国の経験を踏まえて、インバウンド展開を論じる。Vに引き続き、航空規制緩和と路線運行問題に関する</p> <p>（8 古屋秀樹） Vに引き続き、観光地の活性化、プロモーション方法企画において、観光客の意向を的確に把握する調査方法を講義する。</p> <p>（9 和田尚久） Vに引き続き、地域振興策立案において自治体の運営でなく経営が必要なことを講ずる。</p> <p>（10 佐々木一彰） Vに引き続き、統合リゾート（IR）の設立について、先行事例を踏まえてカジノ開設効果の検証を行う。</p> <p>（11 佐野浩祥） Vに引き続き、観光による地域再生の計画作りについて、地域の地域性把握の重要性を講義する。</p> <p>（12 藤稿亜矢子） Vに引き続き、自然環境の保全と利用の手段としての観光開発の課題について、具体的事例から分析する。</p> <p>（13 徳江順一郎） Vに引き続き、国内外の具体的宿泊産業について理解し、特定地域等における課題を講義する。</p>	

授 業 科 目 の 概 要			
（国際観光学研究科国際観光学専攻 博士後期課程）			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
研究指導	国際観光学研究指導	<p>国際観光学研究指導では、指導教員の指導のもと、個人のテーマに応じた研究を行う。また、指導の一環として、研究構想、内容について各セメスタ毎に、中間発表、期末発表を行う。これらの過程を通じて、学術論文を執筆する能力を身につけ、3年間で博士後期課程の修了要件を満たし、かつ博士論文を執筆し最終審査に合格する学力を身につけることを最終的な目標とする。</p> <p>（1 飯嶋好彦） 各種調査活動における定量分析を軸にしたサービス経営研究を行う事とし、その研究指導を行う。</p> <p>（3 佐々木茂） インバウンドを中心とする観光市場の創造は、地域に活力をもたらす。これを可能にする国際観光マーケティング実行の際の課題について研究指導を行う。</p> <p>（5 東海林克彦） 自然環境の保全と持続可能な利用について、またそのひとつの手段としての観光の意義や課題について、研究指導を行う。</p> <p>（6 中挾知延子） 異なる文化的背景を持つ人々に対してそれらを考慮した観光サービスをいかにしたら適用できるかという課題について研究指導を行う。</p> <p>（8 古屋秀樹） 観光地の活性化、プロモーションを行う上で、観光客の意向を的確に把握することは重要な課題である。この課題の検討について研究指導を行う。</p> <p>（9 和田尚久） 地域の経営を理解した上で地域振興策をデザインすることを課題とし、その課題の検討について研究指導する。</p>	

学校法人東洋大学 設置認可等に関わる組織の移行表

収容定員 ※学部

平成29年度

学部名	入学定員 (a)	編入学定員	収容定員 (a)×4
第1部			
文学部	849	-	3,396
経済学部	616	-	2,464
経営学部	682	-	2,728
法学部	500	-	2,000
社会学部	750	-	3,000
理工学部	811	-	3,244
生命科学部	226	-	904
ライフデザイン学部	556	-	2,224
総合情報学部	260	-	1,040
食環境学部	220	-	880
国際学部	390	-	1,560
国際観光学部	366	-	1,464
情報連携学部	400	-	1,600
第1部計	6,626	-	26,504
第2部			
文学部	120	-	480
経済学部	150	-	600
経営学部	110	-	440
法学部	120	-	480
社会学部	175	3年次 10	720
第2部計	675	-	2,720
計	7,301	3年次 10	29,224

平成30年度以降

学部名	入学定員 (a)	編入学定員	収容定員 (a)×4
第1部			
文学部	849	-	3,396
経済学部	616	-	2,464
経営学部	682	-	2,728
法学部	500	-	2,000
社会学部	750	-	3,000
理工学部	811	-	3,244
生命科学部	226	-	904
ライフデザイン学部	556	-	2,224
総合情報学部	260	-	1,040
食環境学部	220	-	880
国際学部	390	-	1,560
国際観光学部	366	-	1,464
情報連携学部	400	-	1,600
第1部計	6,626	-	26,504
第2部			
文学部	120	-	480
経済学部	150	-	600
経営学部	110	-	440
法学部	120	-	480
社会学部	175	3年次 10	720
第2部計	675	-	2,720
計	7,301	3年次 10	29,224

白山キャンパス

平成29年度

白山キャンパス
【所在地:東京都文京区白山5-28-20】

学部名・学科名	入学定員 (a)	編入学定員	収容定員 (a)×4	学位の種類	分野
第1部					
文学部 (内訳)	849	-	3,396		
哲学科	100	-	400	学士(文学)	文学
東洋思想文化学科	100	-	400		
日本文学文化学科	133	-	532		
国際文化コミュニケーション学科	100	-	400		
英米文学科	133	-	532		
史学科	133	-	532		
教育学科人間発達専攻	100	-	400		
教育学科初等教育専攻	50	-	200		
経済学部	616	-	2,464	学士(経済学)	経済学
経営学部	682	-	2,728	学士(経営学)	経済学
法学部	500	-	2,000	学士(法学)	法学
社会学部	750	-	3,000	学士(社会学)	文学、経済学、 法学
国際学部 (内訳)	390	-	1,560		
グローバル・イノベーション学科	100	-	400	学士(グローバル・イノベーション学)	経済学
国際地域学科国際地域専攻	210	-	840	学士(国際地域学)	社会学・社会福 祉学、経済学
国際地域学科地域総合専攻	80	-	320		
国際観光学部 (内訳)	366	-	1,464		
国際観光学科	366	-	1,464	学士(国際観光学)	社会学・社会福 祉学、経済学
第1部計	4,153	-	16,612		
第2部					
文学部	120	-	480	学士(文学)	文学
経済学部	150	-	600	学士(経済学)	経済学
経営学部	110	-	440	学士(経営学)	経済学
法学部	120	-	480	学士(法学)	法学
社会学部	175	3年次 10	720	学士(社会学)	文学、経済学、 法学
第2部計	675	-	2,720		
計	4,828	3年次 10	19,332		

平成30年度以降

学部名・学科名	入学定員 (a)	編入学定員	収容定員 (a)×4	学位の種類	分野
第1部					
文学部 (内訳)	849	-	3,396		
哲学科	100	-	400	学士(文学)	文学
東洋思想文化学科	100	-	400		
日本文学文化学科	133	-	532		
国際文化コミュニケーション学科	100	-	400		
英米文学科	133	-	532		
史学科	133	-	532		
教育学科人間発達専攻	100	-	400		
教育学科初等教育専攻	50	-	200		
経済学部	616	-	2,464	学士(経済学)	経済学
経営学部	682	-	2,728	学士(経営学)	経済学
法学部	500	-	2,000	学士(法学)	法学
社会学部	750	-	3,000	学士(社会学)	文学、経済学、 法学
国際学部 (内訳)	390	-	1,560		
グローバル・イノベーション学科	100	-	400	学士(グローバル・イノベーション学)	経済学
国際地域学科国際地域専攻	210	-	840	学士(国際地域学)	社会学・社会福 祉学、経済学
国際地域学科地域総合専攻	80	-	320		
国際観光学部 (内訳)	366	-	1,464		
国際観光学科	366	-	1,464	学士(国際観光学)	社会学・社会福 祉学、経済学
第1部計	4,153	-	16,612		
第2部					
文学部	120	-	480	学士(文学)	文学
経済学部	150	-	600	学士(経済学)	経済学
経営学部	110	-	440	学士(経営学)	経済学
法学部	120	-	480	学士(法学)	法学
社会学部	175	3年次 10	720	学士(社会学)	文学、経済学、 法学
第2部計	675	-	2,720		
計	4,828	3年次 10	19,332		

川越キャンパス

【所在地:埼玉県川越市鯨井2100】

平成29年度

学部名	入学定員 (a)	編入学定員	収容定員 (a)×4	学位の種類	分野
理工学部	811	-	3,244		
(内訳)					
機械工学科	180	-	720	学士(理工学)	工学
生体医工学科	113	-	452	学士(理工学)	工学、理学
電気電子情報工学科	113	-	452	学士(理工学)	工学
応用化学科	146	-	584	学士(理工学)	工学
都市環境デザイン学科	113	-	452	学士(工学)	工学
建築学科	146	-	584	学士(工学)	工学
総合情報学部	260	-	1,040		
(内訳)					
総合情報学科	260	-	1,040	学士(情報学)	工学
計	1,071	0	4,284		

平成30年度以降

学部名	入学定員 (a)	編入学定員	収容定員 (a)×4	学位の種類	分野
理工学部	811	-	3,244		
(内訳)					
機械工学科	180	-	720	学士(理工学)	工学
生体医工学科	113	-	452	学士(理工学)	工学、理学
電気電子情報工学科	113	-	452	学士(理工学)	工学
応用化学科	146	-	584	学士(理工学)	工学
都市環境デザイン学科	113	-	452	学士(工学)	工学
建築学科	146	-	584	学士(工学)	工学
総合情報学部	260	-	1,040		
(内訳)					
総合情報学科	260	-	1,040	学士(情報学)	工学
計	1,071	0	4,284		

朝霞キャンパス

【所在地:埼玉県朝霞市岡48-1】

平成29年度

学部名	入学定員 (a)	編入学定員	収容定員 (a)×4	学位の種類	分野
ライフデザイン学部	556	-	2,224		
(内訳)					
生活支援学科生活支援学専攻	116	-	464	学士(生活支援学)	社会学・社会福祉学、教育学・保育学
生活支援学科子ども支援学専攻	100	-	400		
健康スポーツ学科	180	-	720	学士(健康スポーツ学)	社会学・社会福祉学、保健衛生学(看護学を除く)
人間環境デザイン学科	160	-	640	学士(人間環境デザイン学)	社会学・社会福祉学、家政
計	556	0	2,224		

平成30年度以降

学部名	入学定員 (a)	編入学定員	収容定員 (a)×4	学位の種類	分野
ライフデザイン学部	556	-	2,224		
(内訳)					
生活支援学科生活支援学専攻	116	-	464	学士(生活支援学)	社会学・社会福祉学、教育学・保育学
生活支援学科子ども支援学専攻	100	-	400		
健康スポーツ学科	180	-	720	学士(健康スポーツ学)	社会学・社会福祉学、保健衛生学(看護学を除く)
人間環境デザイン学科	160	-	640	学士(人間環境デザイン学)	社会学・社会福祉学、家政
計	556	0	2,224		

板倉キャンパス

【所在地:群馬県邑楽郡板倉町泉野1-1-1】

平成29年度

学部名	入学定員 (a)	編入学定員	収容定員 (a)×4	学位の種類	分野
生命科学部	226	-	904		
(内訳)					
生命科学科	113	-	452	学士(生命科学)	理学
応用生物科学科	113	-	452		
食環境科学部	220	-	880		
(内訳)					
食環境科学科フードサイエンス専攻	70	-	280	学士(食環境科学部)	理学、家政
食環境科学科スポーツ・食品機能専攻	50	-	200		
健康栄養学科	100	-	400	学士(健康栄養学)	理学、家政
計	446	0	1,784		

平成30年度以降

学部名	入学定員 (a)	編入学定員	収容定員 (a)×4	学位の種類	分野
生命科学部	226	-	904		
(内訳)					
生命科学科	113	-	452	学士(生命科学)	理学
応用生物科学科	113	-	452		
食環境科学部	220	-	880		
(内訳)					
食環境科学科フードサイエンス専攻	70	-	280	学士(食環境科学部)	理学、家政
食環境科学科スポーツ・食品機能専攻	50	-	200		
健康栄養学科	100	-	400	学士(健康栄養学)	理学、家政
計	446	0	1,784		

赤羽台キャンパス

【所在地:東京都北区赤羽台1-7-12】

平成29年度

学部・学科名	入学定員 (a)	編入学定員	収容定員 (a)×4	学位の種類	分野
情報連携学部	400	-	1,600		
(内訳)					
情報連携学科	400	-	1,600	学士(情報連携学)	工学・経済学
計	400	0	1,600		

平成30年度以降

学部・学科名	入学定員 (a)	編入学定員	収容定員 (a)×4	学位の種類	分野
情報連携学部	400	-	1,600		
(内訳)					
情報連携学科	400	-	1,600	学士(情報連携学)	工学・経済学
計	400	0	1,600		

収容定員 ※博士前期・修士課程

平成29年度

博士前期・修士課程

研究科名	専攻名	分野	入学定員 (a)	編入学定員	収容定員 (a)×2
文学研究科	哲学専攻	文学	5	-	10
	インド哲学仏教学専攻	文学	4	-	8
	国文学専攻	文学	10	-	20
	中国哲学専攻	文学	4	-	8
	英文学専攻	文学	5	-	10
	史学専攻	文学	6	-	12
	教育学専攻	教育学・保育学	20	-	40
	英語コミュニケーション専攻	文学	10	-	20
社会学研究科	社会学専攻	社会学・社会福祉学	10	-	20
	社会心理学専攻	社会学・社会福祉学	12	-	24
法学研究科	私法学専攻	法学	10	-	20
	公法学専攻	法学	10	-	20
経営学研究科	経営学専攻	経済学	10	-	20
	ビジネス・会計ファイナンス専攻	経済学	20	-	40
	マーケティング専攻	経済学	10	-	20
理工学研究科	生体医工専攻	工学	18	-	36
	応用化学専攻	工学	12	-	24
	機能システム専攻	工学	15	-	30
	電気電子情報専攻	工学	11	-	22
	都市環境デザイン専攻	工学	8	-	16
	建築学専攻	工学	14	-	28
	経済学研究科	経済学専攻	経済学	10	-
国際地域学研究科	国際地域学専攻	経済学	15	-	30
	国際観光学専攻	経済学	10	-	20
生命科学研究科	生命科学専攻	工学	20	-	40
福祉社会デザイン研究科	社会福祉学専攻	社会学・社会福祉学	20	-	40
	福祉社会システム専攻	社会学・社会福祉学	20	-	40
	ヒューマンデザイン専攻	社会学・社会福祉学 教育学・保育学、体育 家政	20	-	40
	人間環境デザイン専攻	家政	10	-	20
学際・融合科学研究科	バイオ・ナノサイエンス融合専攻	工学	12	-	24
総合情報学研究科	総合情報学専攻	工学、社会学・社会福祉学	15	-	30
食環境科学研究科	食環境科学専攻	理学、家政	10	-	20
情報連携学研究科	情報連携学専攻	工学	20	-	40
	計		436	0	872

平成30年度以降

博士前期・修士課程（4研究科・7専攻設置）

研究科名	専攻名	分野	入学定員 (a)	編入学定員	収容定員 (a)×2	変更の事由	
文学研究科	哲学専攻	文学	5	-	10		
	インド哲学仏教学専攻	文学	4	-	8		
	国文学専攻	文学	10	-	20		
	中国哲学専攻	文学	4	-	8		
	英文学専攻	文学	5	-	10		
	史学専攻	文学	6	-	12		
	教育学専攻	教育学・保育学	20	-	40		
	英語コミュニケーション専攻	文学	10	-	20		
	社会学研究科	社会学専攻	社会学・社会福祉学	10	-	20	
		社会心理学専攻	社会学・社会福祉学	12	-	24	
	福祉社会システム専攻	社会学・社会福祉学	20	-	40	専攻の設置(届出)	
法学研究科	私法学専攻	法学	10	-	20		
	公法学専攻	法学	10	-	20		
経営学研究科	経営学専攻	経済学	10	-	20		
	ビジネス・会計ファイナンス専攻	経済学	20	-	40		
	マーケティング専攻	経済学	10	-	20		
理工学研究科	生体医工専攻	工学	18	-	36		
	応用化学専攻	工学	12	-	24		
	機能システム専攻	工学	15	-	30		
	電気電子情報専攻	工学	11	-	22		
	都市環境デザイン専攻	工学	8	-	16		
	建築学専攻	工学	14	-	28		
	経済学研究科	経済学専攻	経済学	10	-	20	
	公民連携専攻	経済学	30	-	60		
国際地域学研究科	国際地域学専攻	経済学	0	-	0	平成30年4月学生募集停止	
	国際観光学専攻	経済学	0	-	0	平成30年4月学生募集停止	
国際学研究科	国際地域学専攻	経済学	15	-	30	研究科の設置(届出)	
国際観光学研究科	国際観光学専攻	経済学	15	-	30	研究科の設置(届出)	
生命科学研究科	生命科学専攻	工学	20	-	40		
福祉社会デザイン研究科	社会福祉学専攻	社会学・社会福祉学	0	-	0	平成30年4月学生募集停止	
	福祉社会システム専攻	社会学・社会福祉学	0	-	0	平成30年4月学生募集停止	
	ヒューマンデザイン専攻	社会学・社会福祉学 教育学・保育学、体育 家政	0	-	0	平成30年4月学生募集停止	
	人間環境デザイン専攻	家政	0	-	0	平成30年4月学生募集停止	
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻	社会学・社会福祉学	20	-	40	研究科の設置(届出)	
ライフデザイン学研究科	生活支援学専攻	社会学・社会福祉学 教育学・保育学	10	-	20	研究科の設置(届出)	
	健康スポーツ学専攻	体育	10	-	20	研究科の設置(届出)	
	人間環境デザイン専攻	家政	10	-	20	研究科の設置(届出)	
	学際・融合科学研究科	バイオ・ナノサイエンス融合専攻	工学	12	-	24	
総合情報学研究科	総合情報学専攻	工学、社会学・社会福祉学	15	-	30		
食環境科学研究科	食環境科学専攻	理学、家政	10	-	20		
情報連携学研究科	情報連携学専攻	工学	20	-	40		
	計		441	0	882		

収容定員 10名増

収容定員 ※博士後期

平成29年度

博士後期課程

研究科名	専攻名	分野	入学定員 (b)	編入学定員	収容定員 (b)×3
文学研究科	哲学専攻	文学	3	-	9
	インド哲学仏教学専攻	文学	3	-	9
	国文学専攻	文学	3	-	9
	中国哲学専攻	文学	3	-	9
	英文学専攻	文学	3	-	9
	史学専攻	文学	3	-	9
	教育学専攻	教育学・保育学	4	-	12
	英語コミュニケーション専攻	文学	5	-	15
社会学研究科	社会学専攻	社会学・社会福祉学	3	-	9
	社会心理学専攻	社会学・社会福祉学	5	-	15
法学研究科	私法学専攻	法学	5	-	15
	公法学専攻	法学	5	-	15
経営学研究科	経営学専攻	経済学	5	-	15
	ビジネス・会計ファイナンス専攻	経済学	5	-	15
	マーケティング専攻	経済学	3	-	9
理工学研究科	生体医工専攻	工学	3	-	9
	応用化学専攻	工学	3	-	9
	機能システム専攻	工学	3	-	9
	電気電子情報専攻	工学	3	-	9
	建築・都市デザイン専攻	工学	3	-	9
経済学研究科	経済学専攻	経済学	3	-	9
国際地域学研究科	国際地域学専攻	経済学	5	-	15
	国際観光学専攻	経済学	3	-	9
生命科学研究科	生命科学専攻	工学	4	-	12
福祉社会デザイン研究科	社会福祉学専攻	社会学・社会福祉学	5	-	15
	ヒューマンデザイン専攻	社会学・社会福祉学 教育学・保育学、体育	5	-	15
	人間環境デザイン専攻	家政	4	-	12
学際・融合科学研究科	バイオ・ナノサイエンス融合専攻	工学	4	-	12
	計		106	0	318

平成30年度以降

博士後期課程 (6研究科・7専攻設置)

研究科名	専攻名	分野	入学定員 (b)	編入学定員	収容定員 (b)×3	変更の事由
文学研究科	哲学専攻	文学	3	-	9	
	インド哲学仏教学専攻	文学	3	-	9	
	国文学専攻	文学	3	-	9	
	中国哲学専攻	文学	3	-	9	
	英文学専攻	文学	3	-	9	
	史学専攻	文学	3	-	9	
	教育学専攻	教育学・保育学	4	-	12	
	英語コミュニケーション専攻	文学	5	-	15	
社会学研究科	社会学専攻	社会学・社会福祉学	3	-	9	
	社会心理学専攻	社会学・社会福祉学	5	-	15	
法学研究科	私法学専攻	法学	5	-	15	
	公法学専攻	法学	5	-	15	
経営学研究科	経営学専攻	経済学	5	-	15	
	ビジネス・会計ファイナンス専攻	経済学	5	-	15	
	マーケティング専攻	経済学	3	-	9	
理工学研究科	生体医工専攻	工学	3	-	9	
	応用化学専攻	工学	3	-	9	
	機能システム専攻	工学	3	-	9	
	電気電子情報専攻	工学	3	-	9	
	建築・都市デザイン専攻	工学	3	-	9	
経済学研究科	経済学専攻	経済学	3	-	9	
国際地域学研究科	国際地域学専攻	経済学	0	-	0	平成30年4月学生募集停止
	国際観光学専攻	経済学	0	-	0	平成30年4月学生募集停止
国際学研究科	国際地域学専攻	経済学	5	-	15	研究科の設置(届出)
国際観光学研究科	国際観光学専攻	経済学	3	-	9	研究科の設置(届出)
生命科学研究科	生命科学専攻	工学	4	-	12	
福祉社会デザイン研究科	社会福祉学専攻	社会学・社会福祉学	0	-	0	平成30年4月学生募集停止
	ヒューマンデザイン専攻	社会学・社会福祉学 教育学・保育学、体育	0	-	0	平成30年4月学生募集停止
	人間環境デザイン専攻	家政	0	-	0	平成30年4月学生募集停止
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻	社会学・社会福祉学	5	-	15	研究科の設置(届出)
ライフデザイン学研究科	ヒューマンライフ学専攻	社会学・社会福祉学 教育学・保育学、体育	5	-	15	研究科の設置(届出)
	人間環境デザイン専攻	家政	4	-	12	研究科の設置(届出)
学際・融合科学研究科	バイオ・ナノサイエンス融合専攻	工学	4	-	12	
総合情報学研究科	総合情報学専攻	工学	3	-	9	研究科の専攻に係る課程の変更(届出)
食環境科学研究科	食環境科学専攻	理学、家政	2	-	6	研究科の専攻に係る課程の変更(届出)
	計		111	0	333	

収容定員 15名増

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
—	学長	タケムラ マキオ 竹村 牧男 <平成21年9月>		博士 (文学)		東洋大学学長 (平成21.9)

（注） 高等専門学校にあっては校長について記入すること。

教 員 の 氏 名 等													
(国際観光学研究科国際観光学専攻 博士前期課程)													
調査 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千 円)	担当授業科目の名称	配 年	当 次	担 単 位 数	当 年 開 講 数	現 職 (就任年月)	申 請 に 係 る 大 学 等 の 職 務 に 従 事 す る 週 当 たり 平 均 日 数
1	専	教授	イジマ ヨシヒコ 飯嶋 好彦 <平成30年4月>		博士 (経営学) ※		サービス経営特論 国際観光学研究指導	1・2前 1・2前後		2 4	1 2	東洋大学 国際観光学部 教授 (平成29.4.)	5日
2	専	教授	イチダ (カキモト) セツコ 市田 (垣本) せつ子 <平成30年4月>		文学修士		日本事情特講 ヨーロッパと旅の思想	1・2後 1・2前		2 2	1 1	東洋大学 国際観光学部 教授 (平成29.4.)	5日
3	専	教授	クロサキ フミオ 黒崎 文雄 <平成31年4月>		Doctor of Philosophy (英国)		国際交通経営特論【隔 年】 国際観光学研究指導	1・2前 1・2前後		2 4	1 2	運輸調査局 主任研究員 (平26.6.)	5日
4	専	教授	ササキ シゲル 佐々木 茂 <平成30年4月>		博士 (商学) ※		国際観光マーケティング 特論 国際観光学研究指導	1・2前 1・2前後		2 4	1 2	東洋大学 国際観光学部 教授 (平成29.4.)	5日
5	専	教授	シマカワ タカシ 島川 崇 <平成30年4月>		Master of Business Administra tion (英国)		エアラインサービスマネ ジメント特論 観光学教授法 国際観光応用学特論 国際観光応用学演習Ⅰ 国際観光応用学演習Ⅱ 国際観光応用学演習Ⅲ 国際観光応用学演習Ⅳ 国際観光学研究指導	1・2後 1・2前 1・2前後 1前後 1前後 2前後 2前後 1・2前後		2 2 4 4 4 4 4 4	1 2 2 2 2 2 2 2	東洋大学 国際観光学部 教授 (平成29.4.)	5日
6	専	教授	ショウジ カツヒコ 東海林 克彦 <平成30年4月>		博士 (農学)		観光資源特論 国際観光応用学特論 国際観光応用学演習Ⅰ 国際観光応用学演習Ⅱ 国際観光応用学演習Ⅲ 国際観光応用学演習Ⅳ 国際観光学研究指導	1・2後 1・2前後 1前後 1前後 2前後 2前後 1・2前後		2 4 4 4 4 4 4	1 2 2 2 2 2 2	東洋大学 国際観光学部 教授 (平成29.4.)	5日
7	専	教授	スガ タダヨシ 須賀 忠芳 <平成30年4月>		修士 (教育学)		日本歴史観光資源特論 観光教育法特論 国際観光学研究指導	1・2後 1・2後 1・2前後		2 2 4	1 1 2	東洋大学 国際観光学部 教授 (平成29.4.)	5日
8	専	教授 (研究科 長)	ナカバサミ チエコ 中挟 知延子 <平成30年4月>		博士 (学術)		観光情報マネジメント特 論 ツーリズム・カルチュ ラルコミュニケーション 国際観光学研究指導	1・2前 1・2後 1・2前後		2 2 4	1 1 2	東洋大学 国際観光学部 教授 (平成29.4.)	5日
9	専	教授	ノムラ ショウジ 野村 尚司 <平成30年4月>		博士 (経済学)		旅行産業特論 国際観光学研究指導	1・2後 1・2前後		2 4	1 2	東洋大学 国際観光学部 教授 (平成29.4.)	5日
10	専	教授	フルヤ ヒデキ 古屋 秀樹 <平成30年4月>		博士 (工学)		都市観光システム特論 国際観光学研究指導	1・2前 1・2前後		2 4	1 2	東洋大学 国際観光学部 教授 (平成29.4.)	5日
11	専	教授 (専攻長)	ワダ ナオヒサ 和田 尚久 <平成30年4月>		博士 (経済学) ※		地域経営特論 国際観光応用学特論 国際観光応用学演習Ⅰ 国際観光応用学演習Ⅱ 国際観光応用学演習Ⅲ 国際観光応用学演習Ⅳ 国際観光学研究指導	1・2前 1・2前後 1前後 1前後 2前後 2前後 1・2前後		2 4 4 4 4 4 4	1 2 2 2 2 2 2	東洋大学 国際観光学部 教授 (平成29.4.)	5日
12	専	准教授	キムラ (マスコ) ミホ 木村 (増子) 美穂 <平成30年4月>		修士 (文学)		美術館経営特論 国際観光学研究指導	1・2後 1・2前後		2 4	1 2	東洋大学 国際観光学部 准教授 (平成29.4.)	5日
13	専	准教授	ササキ カズアキ 佐々木 一彰 <平成30年4月>		博士 (地域政策 学) ※		統合型リゾート特論 国際観光応用学特論 国際観光応用学演習Ⅰ 国際観光応用学演習Ⅱ 国際観光応用学演習Ⅲ 国際観光応用学演習Ⅳ 国際観光学研究指導	1・2後 1・2前後 1前後 1前後 2前後 2前後 1・2前後		2 4 4 4 4 4 4	1 2 2 2 2 2 2	東洋大学 国際観光学部 准教授 (平成29.4.)	5日

教 員 の 氏 名 等													
(国際観光学研究科国際観光学専攻 博士前期課程)													
調書 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千 円)	担当授業科目の名称	配 年	当 次	担 単 位 数	当 年 開 講 数	現 職 (就任年月)	申 請 に 係 る の 職 務 に 関 する 週 間 平 均 日 数
14	専	准教授	サノ ヒロヨシ 佐野 浩祥 <平成30年4月>		博士 (工学)		観光による地域再生特論 国際観光学研究指導	1・2後 1・2前後		2 4	1 2	金沢星稜大学経 済学部講師 (平25.4.)	5日
15	専	准教授	トウコウ アヤコ 藤稿 亜矢子 <平成30年4月>		博士 (環境学)		環境保全特論 国際観光応用学特論 国際観光応用学演習Ⅰ 国際観光応用学演習Ⅱ 国際観光応用学演習Ⅲ 国際観光応用学演習Ⅳ 国際観光学研究指導	1・2後 1・2前後 1前後 1前後 2前後 2前後 1・2前後		2 4 4 4 4 4 4	1 2 2 2 2 2	東洋大学 国際観光学部 准教授 (平成29.4.)	5日
16	専	准教授	トクエ ジュンイチロウ 徳江 順一郎 <平成30年4月>		修士 (商学)		ホスピタリティ・マネジ メント特論 観光・ホテル事業特論 国際観光学研究指導	1・2後 1・2前 1・2前後		2 2 4	1 1 2	東洋大学 国際観光学部 准教授 (平成29.4.)	5日
17	専	准教授	マツナガ ミツオ 松永 光雄 <平成30年4月>		法務博士 (専門職)		不動産法特論	1・2前		2	1	国立研究開発法 人科学技術振興 機構産学連携展 開部 主任調査員 (平26.9.)	5日
18	専	准教授	ヤガサキ ノリコ 矢ヶ崎 紀子 <平成30年4月>		修士 (法学)		観光政策特論 国際観光応用学特論 国際観光応用学演習Ⅰ 国際観光応用学演習Ⅱ 国際観光応用学演習Ⅲ 国際観光応用学演習Ⅳ 国際観光学研究指導	1・2前 1・2前後 1前後 1前後 2前後 2前後 1・2前後		2 4 4 4 4 4 4	1 2 2 2 2 2	東洋大学 国際観光学部 准教授 (平成29.4.)	5日
19	専	准教授	ヨシオカ ツトム 吉岡 勉 <平成30年4月>		博士 (経営学)		観光産業のレベニューマ ネジメント特論 国際観光学研究指導	1・2後 1・2前後		2 4	1 2	東洋大学 国際観光学部 准教授 (平成29.4.)	5日
20	専	講師	ウチダ アヤ 内田 彩 <平成31年4月>		博士 (観光学)		温泉リゾート特論【隔 年】	1・2前		2	1	千葉商科大学 サービス創造学 部 准教授 (平27.4.)	5日
21	兼任	教授	チョウノ アキラ 丁野 朗 <平成30年4月>		文学士		観光まちづくり特論 地域創造手法特論	1・2後 1・2前		2 2	1 1	公益社団法人日 本観光振興協会 総合調査研究 所 所長 (平成20.4.)	
22	兼任	講師	フクシマ(ナカジマ) マミ 福嶋(中嶋) 真美 <平成30年4月>		博士 (農学) ※		観光開発特論 観光人類学特論	1・2前 1・2後		2 2	1 1	玉川大学 文学部 教授 (平27.4.)	
23	専	講師	ポッケンドルフ ローレンツ Poggendorf Lorenz <平成31年4月>		博士 (農学)		観光文化特論 世界遺産特論	1・2前 1・2前		2 2	1 1	東洋大学 国際観光学部 非常勤講師 (平29.4.)	5日
	兼任	講師	ポッケンドルフ ローレンツ Poggendorf Lorenz <平成30年4月>		博士 (農学)		観光文化特論 世界遺産特論	1・2前 1・2前		2 2	1 1	東洋大学 国際観光学部 非常勤講師 (平29.4.)	

教 員 の 氏 名 等												
(国際観光学研究科国際観光学専攻 博士後期課程)												
調査番号	専任等区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有学位等	月額基本給(千円)	担当授業科目の名称	配当年次	担当単位数	年間開講数	現職(就任年月)	申請に係る大学等の職務に就任する週当たり数
1	専	教授	イイジマ ヨシヒコ 飯嶋 好彦 <平成30年4月>		博士 (経営学) ※		国際観光学特殊研究Ⅰ 国際観光学特殊研究Ⅱ 国際観光学特殊研究Ⅲ 国際観光学特殊研究Ⅳ 国際観光学特殊研究Ⅴ 国際観光学特殊研究Ⅵ 国際観光学研究指導	1前後 1前後 2前後 2前後 3前後 3前後 1・2・3前後	4 4 4 4 4 4 0	2 2 2 2 2 2 2	東洋大学 国際観光学部 教授 (平成29.4.)	5日
2	専	教授	クロサキ フミオ 黒崎 文雄 <平成31年4月>		Doctor of Philosophy (英国)		国際観光学特殊研究Ⅰ 国際観光学特殊研究Ⅱ 国際観光学特殊研究Ⅲ 国際観光学特殊研究Ⅳ 国際観光学特殊研究Ⅴ 国際観光学特殊研究Ⅵ	1前後 1前後 2前後 2前後 3前後 3前後	4 4 4 4 4 4	2 2 2 2 2 2	運輸調査局 主任研究員 (平26.6.)	5日
3	専	教授	ササキ シゲル 佐々木 茂 <平成30年4月>		博士 (商学) ※		国際観光学特殊研究Ⅰ 国際観光学特殊研究Ⅱ 国際観光学特殊研究Ⅲ 国際観光学特殊研究Ⅳ 国際観光学特殊研究Ⅴ 国際観光学特殊研究Ⅵ 国際観光学研究指導	1前後 1前後 2前後 2前後 3前後 3前後 1・2・3前後	4 4 4 4 4 4 0	2 2 2 2 2 2 2	東洋大学 国際観光学部 教授 (平成29.4.)	5日
4	専	教授	シマカワ タカシ 島川 崇 <平成30年4月>		Master of Business Administration (英国)		国際観光学特殊研究Ⅰ 国際観光学特殊研究Ⅱ 国際観光学特殊研究Ⅲ 国際観光学特殊研究Ⅳ 国際観光学特殊研究Ⅴ 国際観光学特殊研究Ⅵ	1前後 1前後 2前後 2前後 3前後 3前後	4 4 4 4 4 4	2 2 2 2 2 2	東洋大学 国際観光学部 教授 (平成29.4.)	5日
5	専	教授	ショウジ カツヒコ 東海林 克彦 <平成30年4月>		博士 (農学)		国際観光学特殊研究Ⅰ 国際観光学特殊研究Ⅱ 国際観光学特殊研究Ⅲ 国際観光学特殊研究Ⅳ 国際観光学特殊研究Ⅴ 国際観光学特殊研究Ⅵ 国際観光学研究指導	1前後 1前後 2前後 2前後 3前後 3前後 1・2・3前後	4 4 4 4 4 4 0	2 2 2 2 2 2 2	東洋大学 国際観光学部 教授 (平成29.4.)	5日
6	専	教授 (研究科 長)	ナカバサミ チエコ 中挟 知延子 <平成30年4月>		博士 (学術)		国際観光学特殊研究Ⅰ 国際観光学特殊研究Ⅱ 国際観光学特殊研究Ⅲ 国際観光学特殊研究Ⅳ 国際観光学特殊研究Ⅴ 国際観光学特殊研究Ⅵ 国際観光学研究指導	1前後 1前後 2前後 2前後 3前後 3前後	4 4 4 4 4 4 0	2 2 2 2 2 2 2	東洋大学 国際観光学部 教授 (平成29.4.)	5日
7	専	教授	ノムラ ショウジ 野村 尚司 <平成30年4月>		博士 (経済学)		国際観光学特殊研究Ⅰ 国際観光学特殊研究Ⅱ 国際観光学特殊研究Ⅲ 国際観光学特殊研究Ⅳ 国際観光学特殊研究Ⅴ 国際観光学特殊研究Ⅵ	1前後 1前後 2前後 2前後 3前後 3前後	4 4 4 4 4 4	2 2 2 2 2 2	東洋大学 国際観光学部 教授 (平成29.4.)	5日
8	専	教授	フルヤ ヒデキ 古屋 秀樹 <平成30年4月>		博士 (工学)		国際観光学特殊研究Ⅰ 国際観光学特殊研究Ⅱ 国際観光学特殊研究Ⅲ 国際観光学特殊研究Ⅳ 国際観光学特殊研究Ⅴ 国際観光学特殊研究Ⅵ 国際観光学研究指導	1前後 1前後 2前後 2前後 3前後 3前後 1・2・3前後	4 4 4 4 4 4 0	2 2 2 2 2 2 2	東洋大学 国際観光学部 教授 (平成29.4.)	5日
9	専	教授 (専攻 長)	ワダ ナオヒサ 和田 尚久 <平成30年4月>		博士 (経済学) ※		国際観光学特殊研究Ⅰ 国際観光学特殊研究Ⅱ 国際観光学特殊研究Ⅲ 国際観光学特殊研究Ⅳ 国際観光学特殊研究Ⅴ 国際観光学特殊研究Ⅵ 国際観光学研究指導	1前後 1前後 2前後 2前後 3前後 3前後 1・2・3前後	4 4 4 4 4 4 0	2 2 2 2 2 2 2	東洋大学 国際観光学部 教授 (平成29.4.)	5日
	兼任	教授	ワダ ナオヒサ 和田 尚久 <平成32年4月>		博士 (経済学) ※		国際観光学特殊研究Ⅰ 国際観光学特殊研究Ⅱ 国際観光学特殊研究Ⅲ 国際観光学特殊研究Ⅳ 国際観光学特殊研究Ⅴ 国際観光学特殊研究Ⅵ 国際観光学研究指導	1前後 1前後 2前後 2前後 3前後 3前後 1・2・3前後	4 4 4 4 4 4 0	2 2 2 2 2 2 2		

教 員 の 氏 名 等													
(国際観光学研究科国際観光学専攻 博士後期課程)													
調書 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配 年	当 次	担 単 位 数	年 間 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係 る大学等 の職務に 従事する 週当たり 平均日数
10	専	准教授	ササキ カズアキ 佐々木 一彰 <平成30年4月>		博士 (地域政策 学) ※		国際観光学特殊研究Ⅰ 国際観光学特殊研究Ⅱ 国際観光学特殊研究Ⅲ 国際観光学特殊研究Ⅳ 国際観光学特殊研究Ⅴ 国際観光学特殊研究Ⅵ	1前後 1前後 2前後 2前後 3前後 3前後		4 4 4 4 4 4	2 2 2 2 2 2	東洋大学 国際観光学部 准教授 (平成29.4.)	5日
11	専	准教授	サノ ヒロヨシ 佐野 浩洋 <平成30年4月>		博士 (工学)		国際観光学特殊研究Ⅰ 国際観光学特殊研究Ⅱ 国際観光学特殊研究Ⅲ 国際観光学特殊研究Ⅳ 国際観光学特殊研究Ⅴ 国際観光学特殊研究Ⅵ	1前後 1前後 2前後 2前後 3前後 3前後		4 4 4 4 4 4	2 2 2 2 2 2	金沢星稜大学 経済学部講師 (平25.4.)	5日
12	専	准教授	トウコウ アヤコ 藤稿 亜矢子 <平成30年4月>		博士 (環境学)		国際観光学特殊研究Ⅰ 国際観光学特殊研究Ⅱ 国際観光学特殊研究Ⅲ 国際観光学特殊研究Ⅳ 国際観光学特殊研究Ⅴ 国際観光学特殊研究Ⅵ	1前後 1前後 2前後 2前後 3前後 3前後		4 4 4 4 4 4	2 2 2 2 2 2	東洋大学 国際観光学部 准教授 (平成29.4.)	5日
13	専	准教授	トクエ ジュンイチロウ 徳江 順一郎 <平成30年4月>		修士 (商学)		国際観光学特殊研究Ⅰ 国際観光学特殊研究Ⅱ 国際観光学特殊研究Ⅲ 国際観光学特殊研究Ⅳ 国際観光学特殊研究Ⅴ 国際観光学特殊研究Ⅵ	1前後 1前後 2前後 2前後 3前後 3前後		4 4 4 4 4 4	2 2 2 2 2 2	東洋大学 国際観光学部 准教授 (平成29.4.)	5日

専任教員の年齢構成・学位保有状況										
(国際観光学研究科国際観光学専攻 博士前期課程)										
職 位	学 位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	人	4人	3人	1人	人	8人	
	修 士	人	人	1人	1人	1人	人	人	3人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准教授	博 士	人	人	1人	3人	人	人	人	4人	【その他】 法務博士 (専門職)
	修 士	人	人	2人	1人	人	人	人	3人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	1人	人	人	人	1人	
講 師	博 士	人	人	2人	人	人	人	人	2人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	人	人	3人	7人	3人	1人	人	14人	
	修 士	人	人	3人	2人	1人	人	人	6人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	1人	人	人	人	1人	

専任教員の年齢構成・学位保有状況										
(国際観光学研究科国際観光学専攻 博士後期課程)										
職 位	学 位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	人	4人	3人	人	人	7人	
	修 士	人	人	人	1人	人	人	人	1人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大 学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准教授	博 士	人	人	1人	2人	人	人	人	3人	
	修 士	人	人	1人	人	人	人	人	1人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大 学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大 学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大 学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	人	人	1人	6人	3人	人	人	10人	
	修 士	人	人	1人	1人	人	人	人	2人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大 学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	

設置の趣旨等を記載した書類

① 設置の趣旨及び必要性

本学は、明治 20 年に哲学者 井上円了が創設した「私立哲学館」によりその歴史が始まり、昭和 22 年の学校教育法施行により昭和 24 年に文学部を設置し東洋大学として発足した。現在では 13 学部を擁する総合大学である。大学院においては昭和 27 年の文学研究科を皮切りに、現在は 14 研究科を擁している。

本学は、「諸学の基礎は哲学にあり」「知徳兼全」「独立自活」を建学の精神とし、本学大学院では、さらにその目的を東洋大学大学院学則第 1 条において、「東洋大学の建学の精神に則り、世界の学術の理論及び応用を研究教授しその深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする」と定めている。

本学における観光分野の伝統は、昭和 38 年(1963 年)、当時の東京オリンピック開催を受けて、観光学を教授する日本で初めて設立された短期大学、東洋大学短期大学部観光学科から始まる。そして、短期大学での三十有余年の教育を経て、平成 13 年(2001 年)4 月新たに 4 年制の学科として生まれ変わった国際地域学部国際観光学科へ引き継がれる。大学院教育においては、二十一世紀に入り、ますます複雑化し変容を遂げていく国際社会の動向に対応し貢献できる人材の育成を目指し、平成 13 年(2001 年)に設立された国際地域学研究科内に、平成 17 年(2005 年)国際観光学専攻として開設された。同研究科では、国際協力や地域づくりに携わり、国内外の地域開発リーダーの養成を目指す国際地域学専攻とともに、地球規模のツーリズムの発展に寄与する高度の専門的職業人を養成する専攻として、その役割を果たしてきた。

しかしながら、社会情勢は加速度的に変化している。平成 25 年に、東京オリンピック・パラリンピックが平成 33 年度(2020 年)に開催されることが決定し、現在国をあげて準備が進められつつある。今後ますますオリンピック・パラリンピック開催に向けた種々の取組が加熱していくことは明らかであり、オリンピックに関連する様々な分野で活躍できる人材の養成は急務になっている。

このような社会情勢の変化の中で、国際観光学専攻がこれまで養成してきた、観光学のプロフェッショナルという人材は、オリンピック開催のみならず、今後観光立国を進めていく我が国にとって欠くべからざる存在となっている。観光立国へ向けての新たな取り組みとして、平成 27 年 6 月に政府は「観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2015」を発表した。このプログラムでは地方創生と合わせて、官民一体となり観光立国を強力に進めていくことを示している。プログラムの柱は、①インバウンド新時代に向けた戦略的取組、②観光旅行消費の一層の拡大、幅広い産業の観光関連産業としての取り込み、観光産業の強化、③地方創生に資する観光地域づくり、国内観光の振興、④先手を打っての「攻め」の受入環境整備、⑤外国人ビジネス客等の積極的な取り込み、質の高い観光交流、⑥

「リオデジャネイロ大会後」「2020年オリンピック・パラリンピック」及び「その後」を見据えた観光振興の加速、となっている。国をあげてこのようなプログラムにより、持続的な、世界に開かれた観光立国を推し進めることは、訪日外国人客数・消費額の急拡大につながり、国内経済への波及効果は計り知れない。こうしたうねりの中で、観光学のプロフェッショナルがより強く必要とされることはいうまでもない。

このような社会の要請下において、現行の国際地域学研究科国際観光学専攻に課されたミッションを引き続き果たしていくためには、観光学の学問分野においてより必要とされる専門分野を明確化・体系化して深化させ、できるだけ早い時期に大学院を改組してこれに応えることが急務となっている。観光学は、文学や法学など、従前より大学にあった学問分野ではなく、それらの学問分野を横断して形作られる学際的な応用分野の学問であることから、新設する研究科では、サービス経営などの観光マネジメントと観光政策の2つの視野から観光学をとらえて教育研究していくものである。

一方で、大学・大学院教育に関しては、「教育再生実行会議」の第三次提言（平成25年5月28日）「これからの大学教育等の在り方について」において、グローバル化に対応した教育環境づくりを進めることが叫ばれ、社会の多様な場面でグローバル化が進む中、教育内容と教育環境の国際化を徹底的に進め世界で活躍できるグローバル・リーダーを育成すること、日本人としてのアイデンティティを高め、日本文化ひいては日本の魅力を世界に発信する取組を進めることが必要であるとされている。また、優れた外国人留学生を積極的に受け入れることによって、大学の国際化を促し、教育・研究力を向上させ、日本の学術・文化を世界に広めることなども求められている。加えて、大学等における社会人の学び直し機能を強化するために、職業上必要とされるより高度な知識等の習得や、新たな成長産業に対応したキャリア転換に必要な知識等の習得など、産業界や地方公共団体のニーズに対応した高度な人材や中核的な人材の養成のための教育プログラムを開発・実施することも提案されている。

特に大学院教育では、これに先立ち「第二次大学院教育進行施策」（平成23年8月5日）において「高度な専門知識・能力を持つ高度専門職業人の養成」、「知的基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成」等が提唱されているなど、大きな変革が求められている。社会の様々な分野で活躍できる高度な人材を養成するため、産業界や地域社会等の多様な機関との対話と連携を通じ、これらの資源も活用しながら多様なキャリアパスに対応した教育を展開することが求められている。

このようなニーズに応えるべく、現行の国際地域学研究科国際観光学専攻を改組し、観光マネジメントと観光政策の2つの視点から教育研究を行う、国際観光学研究科を設置する。本研究科では、国際的な舞台で観光学に活躍できる高度の専門的職業人の養成、より具体的には、持続可能で国際的に観光を牽引する観光学プロフェッショナル、及び国内外の観光産業と観光振興にかかわる高度専門職業人の一翼を担うグローバル観光エキスパートの養成、並びに、観光学という応用分野の学術的発展に寄与できる研究者の養成をミッ

ションとして、オリンピック・パラリンピック、そして「その後」のグローバル観光分野に必要とされる人材を送り出すものである。

博士前期課程では、国内外の観光学および観光産業の現場でリーダーとしての役割を果たすとともに、国際観光の発展のために、高度な専門業務に必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を持ち、かつ国際的な感覚を身に付けたグローバル観光エキスパートとして、具体的には、インバウンド観光におけるイノベーションを起こせる画期的な方策を指導できるリーダーや、国際的な観光開発プロジェクトにおける日本と諸外国の架け橋を務められる人材を養成する。そのために、国内外の観光産業・観光政策・観光開発においてマネジメントできる能力を習得させ、グローバル社会における観光分野の研究や実践現場におけるリーダーの能力を習得させる。また、観光関係の業務に携わってきた社会人のリフレッシュ教育を推進する。

博士後期課程では、国内外の観光学および観光産業の現場でリーダーとしての役割を果たすとともに、国際観光の発展のために高度な専門業務に必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を持ち、かつ国際的な感覚を身に付けた国際観光学を専門とする大学教授・研究者や、学位（博士・国際観光学）を有し、国内外の産業界において指導的な役割を果たす人材として、具体的には、インバウンド観光におけるイノベーションを起こせる画期的な方策の指導者や、国際的な観光開発プロジェクトにおけるマネジメントができる指導者、将来の国内外の観光学分野に従事する人材を育てる役割を担う教育者、国際観光学分野の研究により観光学という応用分野の学術的発展に寄与できる研究者を養成する。そのために、国内外の観光産業・観光政策・観光開発における人材を育てる指導にあたる能力を習得させ、グローバル社会の動向にも注視し、観光学、観光産業界に求められている学術成果を出せる能力を習得させる。

この人材養成の考え方を踏まえ、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を次のとおり定める。

<ディプロマ・ポリシー>

【博士前期課程】

本研究科・専攻における人材養成に関する目的および教育研究上の目的を踏まえ、以下の資質や能力を身につけたうえで、所定の年限・単位数等を満たし、修士学位論文または特定の課題についての研究の成果（特定課題研究論文）の審査及び最終試験に合格した者に対して、修士の学位を授与する。

国際観光の発展に寄与する、高度な専門業務に必要な研究能力およびその基礎となる豊かな学識を身につけている。

国際的な感覚を身につけて、観光開発の現場でのリーダーとして国内外のプロジェクトを牽引できる能力を身につけている。

先行する研究成果を吸収して、自身の研究に適切に活用できることに加え、該当分野

における新たな知見を付与する能力を身につけている。

自身の研究成果について、首尾一貫した理論に基づきつつ、自身の独創性を示す能力を身につけている。

【博士後期課程】

本研究科・専攻における人材養成に関する目的および教育研究上の目的を踏まえ、以下の資質や能力を身につけたうえで、所定の年限を満たし、博士学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対して、博士の学位を授与する。

グローバル観光学分野にイノベーションを巻き起こすシーズを生み出す能力を身につけている。

日本の観光学分野を学術的および実践的双方から指導できる能力を身につけている。

国際的な感覚とともにグローバル観光産業や観光政策の現場で指導できる能力を身につけている。

本研究科では改組以前の国際地域学研究科国際観光学専攻の時から、社会人のリフレッシュ教育に力を入れてきており、改組後もこの方針は継承する。そのため、社会人学生の利便性を考えて昼夜開講の時間割を導入し、隔年で同じ科目を昼間と夜間で開講することで、すべての学生が等質な講義を受けられるように配慮している。

また、日本人学生に加え、外国人留学生の受け入れにも取り組む。2020年のオリンピック・パラリンピックの開催を受け、近年では今まで多くなかった東南アジア諸国から、国際観光学分野の学修を希望する者が増加してきている。本研究科では、これら諸国の観光産業を担う人材育成にも、より一層の努力を傾注する。

修了後は、博士前期課程では、インバウンド観光におけるイノベーションを起こせる画期的な方策を指導できるリーダー、国際的な観光開発プロジェクトにおける日本と諸外国の架け橋を務められる人材として、具体的には、旅行会社の商品開発部門やホテル業界や宿泊施設での経営幹部、公共機関での観光活性化関連部署といった進路を想定している。博士後期課程では、俯瞰力と独創力を備えた国際観光分野を牽引する能力を習得させ、国内外の観光開発プロジェクトにおける指導者や、将来の国内外の観光学分野に従事する人材を育てる役割を担う教育者など、高度の専門的職業人に加え、国際観光学という応用分野の学術的発展に寄与できる研究者として、観光業界、旅行会社やホテル等で次世代を担う人材の指導を担うリーダーや大学等研究機関で観光学を専門とする研究者といった進路を想定している。

② 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

研究科名称

国際観光学研究科

Graduate School of International Tourism Management

専攻名称

国際観光学専攻

Course of International Tourism Management

取得学位の名称

修士（国際観光学）

Master of International Tourism Management

博士（国際観光学）

Ph.D. in International Tourism Management

研究科の名称については、国内外の観光学および観光産業の現場でリーダーとしての役割を果たすグローバル観光エキスパートを養成するという本研究科の設置の趣旨・目的を表す名称として上記の通りとする。「国際」を冠した理由は、グローバル（地球規模）の視点から観光学について学識を深めて実践力を養うという趣旨を強調したいためである。例えば、国内の観光政策を推し進める場合にも、日本での実践経験に基づく知見だけでなく、海外での成功例なども取り入れて、より画期的な内容に充実させることなどが挙げられる。現在ますますボーダーレス化する世界になって、ヒト・モノ・カネが自由に動く時代を迎えている。このような変動の激しい社会においてこそ、グローバル観光の視点からの研究教育が不可欠であり、そのことをより意識して「国際観光」という名称とした。また、学位の名称については、研究科の名称を直接反映させたものであるが、グローバル観光エキスパートの養成を目指す研究科の目的を表すものとして最もふさわしいと考え、同様の名称とする。

③ 教育課程の編成の考え方及び特色（教育研究の柱となる領域（分野）の説明も含む）

中央教育審議会の「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－」（平成 17 年）によると、博士学位課程については「研究者として自立して研究活動を行うに足る、又は高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍し得る高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を養う」ことが、その目的・役割として述べられている。また、今後の知識基盤社会にあつては、博士課程修了者が研究・教育機関に限らず社会の多様な場での中核的人材として活躍することを求めている。これを踏まえ、本研究科の教育課程の編成にあたっては、養成した人材が国内外の産業界、公的機関等においても求め

られる能力を備えるよう配慮している。なお、本研究科では区分制博士課程を取っており、博士前期課程においては、人材養成の目的を踏まえ、高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を培うことも視野に入れた教育課程を編成している。

(教育課程編成の考え方)

本研究科の教育研究の柱となる国際観光学の領域は、学問体系として考えると、基本領域というよりも応用領域である。観光学とは一般に、観光に関する諸事象を研究する学際的学問である。学際的であるがゆえに、広範な学問分野と関わりを持ち、社会学、経済学、経営学、歴史学、統計学、地理学、文化人類学、心理学、工学など枚挙にいとまがない。ある地域について観光という現象を分析していくことは、このような多様な学問分野からのアプローチが可能であり、伝統的な学問体系を持つには今日まで至っていない。

それゆえ、本研究科としての観光学、そして国際を冠した国際観光学を確立し、国内外に対して「東洋大学大学院の国際観光学研究」のゆるぎない地位を築いていくことが重要であると考えている。具体的には、観光マネジメントと観光政策を教育研究するという2つのコンセプトに立脚し、グローバル（地球規模）な視点から教育を行い、国際語である英語能力での研究能力を強化する。とりわけ英語文献を自在にサーベイし、自らの研究に活用していく能力も養う。また、国際学会や国際会議で研究発表をして、観光学の研究者と英語でディスカッションできる人材を育てていく。

この考え方を踏まえ、観光マネジメント及び観光政策を教育研究するという目的から、教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）を設定した。

博士前期課程では、知識の習得に加えて、観光産業を牽引できる経営幹部に必要な資質として、①経営に必要なリソース（ヒト、モノ、カネ）や情報のマネジメントに係わる能力、②関連する観光関係のデータの分析を行える能力、③観光に係わる定性的事例研究に独創性を以って取り組める能力を養うために、広範な関連分野を持つ国際観光学の学問領域を、観光マネジメント領域では観光産業分野、ホスピタリティ分野、観光政策領域では観光政策分野、観光文化分野の4分野に区分し、体系化して科目を配置した。これにより、学生は自身の学修課題に取り組むに当たって、必要な授業科目（コースワーク）を、専攻分野とその関連領域とに区別して意識的に履修することができ、複数科目を体系的に履修することで関連する分野の基礎的素養の涵養が図れるように配慮している。

一方、博士後期課程では、個別教員による適切な指導を重視し、リサーチワークを遂行するための研究方法を学ぶコースワークを置いている。また、現場主義を重視し、ケース・スタディ、フィールド・ワーク、実態調査などを活用し理論の応用に重点を置いた実践的で学際的なリサーチワークを配している。

(教育課程編成の特色)

授業科目は、大きく講義科目と研究指導に分かれている。講義科目はさらに「研究スタ

ートアップ科目」と「専門科目」に分け、国際観光学の基礎となる基盤的科目と、幅広い関連領域の科目とを体系的に履修できるようにしている。一方、研究指導担当教員による研究指導では、高度の専門的職業人を養成するために多彩な方向からの知識を涵養し、並行して実践力も養う教育を行う。

以下、科目区分と科目構成について詳述する。

(1) 研究スタートアップ科目

国際観光学を研究し修士論文を執筆していくに際して、すべての礎となる基盤科目 8 科目を配し、国際観光学分野を俯瞰することを可能としている。また社会人学生においては学部段階で国際観光学分野の基礎的教育を受けていないケースも想定されるが、そのような学生に対しては、専門分野に関する基礎的な教育を受ける機会となり、自身の学修分野に関する知識及び研究を遂行するための方法論の確立し、今後の研究の方向を見定めているよう配慮している。

(2) 専門科目

国際観光学を教育課程の大きな柱とし、観光マネジメントと観光政策という 2 つのコンセプトを具体的な 4 分野に体系化して科目を据えている。

観光産業分野 6 科目、観光政策分野 6 科目、観光文化分野 6 科目、ホスピタリティ分野 5 科目の計 23 科目で構成されており、各分野は学生にとって、国際観光学におけるどの部分を自身は研究しているのかを示す明確な指標となっている。これら 4 分野は内容が緩やかに結びついており、学生は自身の学修課題に応じて、分野に束縛されず、関連する周辺分野の科目を自由に履修することができる。このように、一つの分野に偏らずに多様な科目を学ぶことは、研究内容に広がりを生み、重厚な研究の遂行を可能にしている。

以下に 4 分野の概略を述べる。

① 観光産業分野

観光実務と強い繋がりを持ち、観光客を観光地に運ぶ領域である本分野は、旅行仲介に関するものであり、旅行産業やその経営がこの領域の科目となる。加えて、実際に人を観光地に運ぶ運輸・交通産業を扱う科目として「国際交通経営特論」「エアラインサービスマネジメント特論」など、国内外の観光交通に関する科目も置かれている。観光にかかわるファイナンスも観光産業の重要分野であるが、ホスピタリティ分野にも深く関わっている。現在のボーダーレス社会を反映して、インバウンド・アウトバウンドの双方向の観光に関わる種々の現象を、日本を中心にではなく、地球規模で俯瞰した研究を行っていく。

② 観光政策分野

観光政策に関わる領域は多岐に渡る。観光地の形成プロセスを学ぶ科目として「観光ま

ちづくり特論」があり、対象地を絞ったものとして「都市観光システム特論」を置いている。さらに具体的な課題に対応する「観光による地域再生特論」や「地域創造手法特論」など、事例を用いた実践的な科目を配置している。政策分野は、フィールドとする地域を十分に知るということも重要であり、その点からはローカルな知識とその地に合ったアプローチが要求される。一方で、グローバルな視点から問題解決に取り組むことも要求され、いわゆる「グローバル」な思考を醸成する教育を行っていく。

③ 観光文化分野

観光は経済活動として注目されているが、それと同時に文化・交流活動である。「世界遺産特論」や「日本事情特論」といった観光の文化的側面を重視した科目のほか、観光リソースを活用するための「観光情報マネジメント特論」などを配置している。観光を通じて、元来の地域の文化となじむ形で新たに創生される文化についても研究を行う。これは、その地域が観光によって地域文化にイノベーションを興すという言い方にもなる。古くから続く静的な文化ではなく、時代とともにダイナミックに変化する人々の生活文化と観光の相互作用を通じて、観光文化の研究を深めていく。

④ホスピタリティ分野

ホスピタリティは観光地における観光客への接遇を行う領域である。宿泊に関して「観光・ホテル事業特論」や温泉・リゾート地といった応用領域として「温泉リゾート特論」「統合型リゾート特論」を配している。また、宿泊施設の経営やサービス提供を担う事業や企業の研究については「観光産業のレベニューマネジメント特論」や「国際観光マーケティング特論」を置いている。サービスマネジメントについて豊富な知識と分析力、実践力が問われ、研究手法においては国内外での成果が適用される。

(3) 国際観光開発分野

理論的な体系をふまえて実務教育とのつながりを重視するという本研究科の目的を踏まえて配置した分野・科目である。在学中、国内外の現場で、業務に従事しながら研究を進める社会人学生や、インターンシップで活動する学生を対象として、講義・演習科目「国際観光応用学特論」「国際観光応用学演習Ⅰ～Ⅳ」の5科目が構成されている。国内外における実際の現場での活動における課題を取り上げ、担当教員は課題解決に向けた情報提供や指導を適宜行い、観光についての産業振興、経営分析、環境保全、地域振興、法制度などについて、学生のニーズに合わせて実践的に扱う。

(4) 研究指導

「国際観光学研究指導」により、本研究科に所属する研究指導教員の中から指導教員を

選択し、各自のテーマに応じた研究を行う。テーマの選定、調査分析を研究計画に沿って着実に進めて、研究の進捗状況及び内容について、各セメスタで、中間発表と期末発表を行う。2年間で修士論文を書き上げて最終審査に合格する能力を身につける。

なお、本研究科の特色として、グローバル化により多様な留学生が国際観光学の学習機会を求めていることから、英語のみで修了が可能となるように科目の配置を配慮している。具体的には、観光政策分野や観光文化分野の科目に興味がある学生のために、英語での講義科目として、多様な文化的背景を持って訪れてくる観光客との多文化コミュニケーションを学ぶ「ツーリズム・カルチュラルコミュニケーション」や、自国での観光開発と環境との共生を目指す「環境保全特論」、観光における各地の地域文化との融和などの「ヨーロッパと旅の思想」といった科目を配置している。

博士後期課程では、授業科目として「国際観光学特殊研究Ⅰ～Ⅵ」6科目を置き、「国際観光学研究指導」とあわせて教育課程を構成している。

授業科目ではディスカッションを通して、リサーチワークを遂行するための研究方法を学び、高度な専門領域の知識を深く習得する。研究指導では、現場主義を重視し、ケース・スタディ、フィールド・ワーク、実態調査などを活用し理論の応用に重点を置いた実践的で学際的な研究指導を行う。

本研究科では、博士前期課程、博士後期課程のいずれにおいても、入学の時期として、4月の春入学に加えて10月に入学する秋入学の制度を設けている。入学定員は博士前期課程15名、博士後期課程3名であるが、入学時期による設定は行っていない。授業は開講するセメスタで必要な能力を身につけられるよう配慮した内容になっており、開講学期を適切に組み合わせることで、4月入学生／秋入学生のいずれに対しても教育課程の体系性を確保しており、科目担当教員に過剰な負担とならないよう、科目配置と時間割編成で配慮している。

【資料1】授業科目配置・時間割予定表

④ 教員組織の編成の考え方及び特色

教員組織の編成においては、「大学院には、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする（大学院設置基準第8条第1項）」ことを遵守している。本研究科の専任教員は国際観光学部の教員が併任することになり、教員は各々の教育研究分野に沿った科目を担当し、研究指導も行う。

本研究科の博士前期課程には、21名の専任教員及び非常勤講師2名を配置する。柱とな

る国際観光学の領域には、4つの分野（観光産業分野、観光政策分野、観光文化分野、ホスピタリティ分野）のいずれにも、以下のとおりその内容に適合した学問分野を専門とする教員を配置している。

（観光産業分野）

専任教員5名を配置しており、博士学位の取得状況は、Ph.D.（交通経済）1名、法務博士（専門職）1名となっている。また、研究領域は観光学、観光文化論、美術館経営論などである。

（観光政策分野）

専任教員3名と兼任教員2名を配置しており、専任教員の博士学位の取得状況は、博士（環境学）1名、博士（工学）2名となっている。また、研究領域は自然共生システム、交通工学、都市計画などである。

（観光文化分野）

専任教員3名と兼任教員1名を配置しており、専任教員の博士学位の取得状況は、博士（学術）1名、博士（農学）1名となっている。また、研究領域は情報科学、地域文化、日本事情などである。

（ホスピタリティ分野）

専任教員5名を配置しており、博士学位の取得状況は、博士（観光学）1名、博士（経営学）1名、博士（商学）1名、博士（地域政策学）1名となっている。また、研究領域はホスピタリティ・マネジメント、統合型リゾート、経営学などである。

また、国際観光分野の基盤科目を担当する教員はすべて専任教員であり、保有学位は博士（経済学）2名、博士（農学）1名、博士（経営学）1名となっており、博士学位を保有していない教員であっても、その専門分野は政治学、ホスピタリティ・マネジメント、観光文化論、地域文化であり、科目と担当教員の専門分野とが適切に対応した教員配置となっている。

博士後期課程については、13名の専任教員を配置する。このうち11名は博士の学位を有している。内訳は経済学2名、工学2名、経営学、商学、農学、地域政策学、環境学、学術、Ph.D.（交通経済）各1名となっており、博士前期課程同様に国際観光学の学問分野に適合した教員配置となっている。

なお、本学では「学校法人東洋大学教職員定年規則」において、専任教員の定年年齢を65歳と規定しているが、本研究科の年齢構成は、博士前期課程では40代9名、50代9名、60代3名、博士後期課程では40代5名、50代6名、60代2名となっており、いずれの課程においても、教育実績及び研究実績に考慮したバランスの取れた構成になっている。

本学では平成7年度までに採用された専任教員の定年は70歳、平成8年度以降に採用された教員については定年65歳となっている。ただし、年俸契約雇用の制度が導入されており、この制度を利用した場合、平成8年度以降に採用された教員であっても、70歳まで引き続き専任教員として雇用することができる。同制度は、研究者として非常に高い評価が

あり、学生の教育研究指導のみならず、後進の育成にも不可欠な人材である場合に適用される。本研究科の場合、博士前期課程完成年度以前に定年年齢を超えることになる教員 1 名についてこの制度を適用している。退職後には速やかに後任となる教員の補充を行い、研究分野と年齢構成とのバランスが保たれた教員組織を維持する。

【資料 2】学校法人東洋大学教職員定年規則

【資料 3】年俸契約雇用制度に関する要項

⑤ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

ア 教育方法

本研究科では、教育研究上の効果を高めるとともに、諸外国からの留学生を受け入れることを踏まえ、学年暦はセメスタ制（春学期・秋学期）とする。

博士前期課程の授業では、学部の専門分野をそのまま深めるのみならず、高度な水準での他の学問分野との連携をさらに具体化するように教育する。授業科目では、少人数クラスであることを生かして、多様な背景と関心を持つ学生間でのディスカッションや協働作業を推進するなど、学生の主体的な学修を取り入れた教育を行う。研究指導においても、指導教授による学生個別のテーマに即したきめ細やかな指導を行う。なお、本研究科では、研究指導を「国際観光学研究指導」という授業科目として配置し、毎セメスタの履修と単位付与を行うとしている。研究指導では、フィールドでの研修や、実務的な文献と学術論文とをあわせて講読し、学位論文執筆の指導とともに、専攻分野の課題を深く理解させるために相当量の学修を課すものであり、「大学設置基準」第 21 条の規定に則った単位付与を行っている。

加えて、観光学分野は、理論的な体系をふまえて実務教育とのつながりを重視するという、短期大学開設以来の伝統の教育実践方針を継承し、世の中に直接目に見える形で貢献していくという実学としての面も有している。そのため、就学しつつ国内外の観光産業などでのインターンシップや研修に積極的に参加するように促し、現場に直に触れて、研究にも反映させていくようにする。「国際観光応用学特論」「国際観光応用学演習Ⅰ～Ⅳ」では、学生が一時的に国内外の遠隔地にいる場合において、web 会議システム等を用いた授業を行う。

博士後期課程は、授業科目ではディスカッションを通して、リサーチワークを遂行するための研究方法を学び、研究指導では指導教授からの個別指導を通じて、高度な専門領域の知識を深く習得する。また、近接する研究テーマの学生も交えワークショップ等を実施し、多くの学生から刺激を受けて自身の研究遂行に役立てる。

なお、本研究科の学生としては、社会人も相当数想定しており、博士前期課程及び博士後期課程双方を通じて、より深い専門性を身に付けようとする再教育の場を提供する。とり

わけ社会人学生については、仕事との両立の便宜を計り、昼夜の時間帯で授業を開講する。

また、博士前期・後期課程を通じて、国際学会や国際会議で研究発表をして、観光学の研究者と英語でディスカッションできる能力を身につけさせる。そのために、講義では翻訳書ではなく英語での原書を積極的に用いて、リーディング力を養う。研究指導の中でも、指導学生を集めて英語でディスカッションする機会を促進する。各自の研究について、日英両方で発表させるなど、学会でのプレゼンテーション力の向上を計る。

イ 履修指導の方法

博士前期課程と博士後期課程の双方において、入学時にガイダンスを実施し、教育課程表や時間割、年間行事予定等を踏まえて、標準修了年限までのスケジュールの確認、修了要件や学位論文の提出要件の説明を行う。学生は、各自が入学志願時に提出した「研究計画書」を踏まえ、学生と教員とで研究内容のすりあわせを行い、第1セメスタの前半を目処に指導教授の選定と研究テーマを決定する。指導教授は、主導教授1名・副指導教授1名の計2名とする。ただし、主旨導教授の判断により、副指導教授が2名となる場合がある。指導教授は学生との面談を通じて、各人の関心や論文執筆領域、希望進路を聞き取ったうえで、どの領域をどのような観点で履修するのが適切かを学生と協議し、最適な履修科目の選択を指導していく。以降、セメスタ毎に履修登録時期を中心に、学生の要望や研究の進捗状況に従って随時履修指導を行う。

【資料4】養成する人材像と履修モデル

ウ 研究指導の方法

博士前期課程及び博士後期課程の双方を通じて、研究指導は現場主義を重視し、ケース・スタディ、フィールド・ワーク、実態調査などを活用し、理論の応用に重点を置いた実践的で学際的な指導を行う。指導教授は研究指導上のプロセスを学生に明示し、学生一人一人に対し、その段階に合ったきめ細やかな研究指導体制を整える。研究テーマの内容に沿った指導を個別に実施し、修了へ向けた研究・論文等の進め方について必要な助言を行う。

また、研究の進捗状況確認のため、各セメスタにおいて中間と期末、2回の研究発表会を行う。研究発表会は毎回参加することが義務付けられ、学生は研究の経過や成果をすべての教員の前で報告する。ここでは、指導教授以外からも研究内容に関する質疑応答が行われるため、様々な角度からの質問に答えられる能力を養うことが可能となる。加えて、学生間でもお互いの研究内容を知ることで切磋琢磨しあう。

<博士前期課程の研究指導計画>

学生は、指導教授と密接に連絡をとりながら、履修指導ならびに研究指導を受けなければならない。なお、各セメスタにおける指導内容は以下である。4月入学の場合で記述し

ており、秋入学の場合には、1セメスタずれることになる。

・1セメスタ

主副指導教授を決定し、研究テーマを選定、それに基づいて必要な調査、研究手法研究計画を立案する。

履修指導に基づき必要な授業を履修する。

中間（5月末）および期末（7月末）発表会での研究進捗報告を行う。

・2セメスタ

個々の学生の進捗状況に応じた指導を受けながら、主として調査、研究を行う。

履修指導に基づき必要な授業を履修する。

中間（11月末）及び期末（1月末）発表会での研究進捗報告を行う。

・3セメスタ

調査、研究したデータ等を分析して、とりまとめを行う。学会、学内紀要等への投稿も奨励する。

履修指導に基づき必要な授業を履修する。

中間（5月末）および期末（7月末）発表会での研究進捗報告を行う。

・4セメスタ

修士論文を執筆。場合に応じては、追加の調査や研究を行う。学会、学内紀要等への投稿も奨励する。

履修指導に基づき必要な授業を履修する。

修士論文提出（1月上旬）、口述試験（1月下旬）、修了者発表（2月上旬）

（秋入学：修士論文提出（7月上旬）、口述試験（7月下旬）、修了者発表（9月上旬））

<博士後期課程の研究指導計画>

学生は、指導教授と密接に連絡をとりながら、履修指導ならびに研究指導を受けなければならない。なお、各セメスタにおける指導内容は以下である。4月入学の場合で記述しており、秋入学の場合には、1セメスタずれることになる。

・1セメスタ

主副指導教授を決定し、研究テーマを選定、それに基づいて必要な調査、研究手法研究計画を立案する。

履修指導に基づき必要な授業を履修する。

中間（5月末）および期末（7月末）発表会での研究進捗報告を行う。

・2セメスタ

個々の学生の進捗状況に応じた指導を受けながら、主として調査、研究を行う。

履修指導に基づき必要な授業を履修する。

中間（11月末）及び期末（1月末）発表会での研究進捗報告を行う。

・3セメスタ

個々の学生の進捗状況に応じた指導を受けながら、主として調査、研究を行う。
履修指導に基づき必要な授業を履修する。

中間（5月末）及び期末（7月末）発表会での研究進捗報告を行う。

学術誌・紀要への投稿、国内外での学会発表を行う。

・ 4セメスタ

調査、研究したデータ等を分析して、とりまとめを行う。

履修指導に基づき必要な授業を履修する。

中間（11月末）及び期末（1月末）発表会での研究進捗報告を行う。

学術誌・紀要への投稿、国内外での学会発表を行う。

・ 5セメスタ

引き続き調査、研究したデータ分析や取りまとめを中心に行う。

履修指導に基づき必要な授業を履修する。

中間（5月末）及び期末（7月末）発表会での研究進捗報告を行う。

修了要件の合致に向けて学術誌・紀要への投稿、国内外での学会発表を行う。

博士論文を作成する。

・ 6セメスタ

修指導に基づき必要な授業を履修する。

必要に応じて、追加の調査や研究を行う。

博士論文を提出する。

主査・副査を選定し、審査委員会が発足する。1回目（11月末）、2回目（12月末）
（秋入学：1回目（6月末）、2回目（7月中旬））、場合により以降3回以上開催する。

博士公聴会（1月末）、審査結果発表（3月中旬）を行う。

（秋入学：博士公聴会（7月末）、審査結果発表（9月中旬））

【資料5】 修了までのスケジュール

エ 修了要件

本研究科の修了要件は以下のとおりとする。

（1）博士前期課程

本課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、当該研究科の目的に応じ「修士学位論文」の審査および最終試験に合格した者に修士の学位を授与する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については1年以上在学すれば足りるものとする。また、特定の課題についての研究の成果（特定課題研究論文）の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。その場合の修了に必要な単位数は32単位以上とする。

(2) 博士後期課程

本課程に5年（博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、博士学位論文の審査および最終試験に合格した者に対して博士の学位を授与する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年（博士前期課程を修了した者にあつては、当該課程における在学期間を含む）以上在学すれば足りるものとする。

国際観光学特殊研究Ⅰ～Ⅵは、各セメスタに1科目ずつ順を追って履修しなければならない。

なお、本研究科・専攻の開講科目の他に、主指導教員が教育研究上必要と認めるときは、本学の他研究科・専攻の授業科目及び他大学（協定校）の授業科目を履修することができ、入学前の既修得単位と合わせて、10単位まで修得した単位を修了要件の単位に充当することができる。

オ 学位論文審査体制

学位論文審査にあたっては、東洋大学学位規程に則り、審査の厳格性及び透明性について十分に留意しながら審査を行うものとする。論文審査体制では、当該分野の専門性を担保するため、指導教授が主査となる場合があるが、審査員に副査を置いて公平性に留意するとともに、口述試験を公開するなど、審査の透明性に留意している。また、論文審査結果は、研究科委員会において主査から報告の後合否の審議に付され、特に博士学位論文審査については、論文審査内容と研究科委員会審議結果が研究科長会議での報告と学内稟議手続によって学長へ報告される。このようなプロセスを経ることにより、公平性・厳格性を担保している。

論文審査にあたっては、前述のディプロマ・ポリシーを満たし、その論文が研究の学術的意義、新規性、創造性、応用価値を有しているかどうか、修士及び博士の学位申請者が研究の推進能力、研究成果の論理的説明能力、研究分野に関する幅広い専門的知識を有しているか等を基にした学位論文審査基準に照らして審査を行う。なお、この基準はガイドンス等で事前に周知する。

合格した学位論文のうち、修士論文は研究科に、博士論文は本学図書館に納入される。このうち博士論文については、全文並びに論文の内容の要旨および審査の結果の要旨を、東洋大学学術情報リポジトリによって公表する。

カ 研究の倫理審査体制

本学では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、大学及び研究者としての倫理規範や責務等を東洋大学研究倫理規程に定めるとともに、研究者の研究活動における不正行為の防止及び対処を目的として東洋大学研究倫理委員会規程を定めて運用している。あわせて、公的研究費について、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、東洋大学公的研究費運営・管理規程を定め、適正な管理及び運営を行うこととし、適切な研究活動のために環境を整備している。学生に対しては、入学時のガイダンスにおいて研究倫理教育を実施するとともに、指導教授から研究指導を通じて継続的に研究倫理教育が行われる。

また、本研究科の研究領域に係る研究倫理の審査体制として、「東洋大学における人を対象とする医学系研究に関する倫理規程」に順じ、当該研究に関する被験者の人権及び尊厳の保障、安全性の確保並びに倫理的、科学的妥当性の観点からその適正な実施を図る。またその目的を達成するために、当該研究に関する倫理審査委員会を必要に応じて設置・運用する。

【資料 6】 東洋大学研究倫理規程

【資料 7】 東洋大学研究倫理委員会規程

【資料 8】 東洋大学公的研究費運営及び管理規程

【資料 9】 東洋大学における人を対象とする医学系研究に関する倫理規程

⑥ 特定の課題についての研究成果の審査を行う場合

本研究科では、社会人学生に対して、修士学位論文に代えて特定の課題についての研究成果（特定課題研究論文）の提出を認めている。特定課題研究論文は、在職の学生が自身の職場で取り組んでいる課題などを取り上げて、それを実践的に調査・研究してまとめる論文とする。一例として、開発途上国における観光リゾート開発の業務に携わりながら、そこでのサービスマネジメント手法についての研究や、環境保護の NGO で活動しながら、持続可能なエコツーリズムについての研究などが考えられる。

既設の国際地域学研究科国際観光学専攻に在籍する社会人学生は、国内有数の観光産業・観光基盤産業に在職している者が多く、改組後もその傾向は続くと思込んでいる。本研究科では社会人のリフレッシュ教育を人材養成目的の一つに掲げており、自身の職場での課題を学修課題として取り上げ、コースワークや研究指導を通してその課題を研究し、その成果として課題解決への道筋をつけることは、本研究科の目的と照らしあわせても適当であると考えられる。

なお、特定課題研究論文提出に当たっては、「学会における口頭発表論文が 1 本以上あること」、「専門誌などにおける論文発表が 1 本以上あること」、「授業科目について 32 単位以上取得していること」という 3 つの要件を予め満たすことを条件とし、自身の専攻分野のみに偏らず、関連分野の知識や幅広い視野を身につけるよう指導を行うことで、教育研究

水準を維持する。

⑦ 施設、設備の整備計画

国際観光学研究科が設置される白山キャンパスは、東京都文京区白山にある都市型キャンパスである。校地面積が 35,897.67 m²、校舎面積が 95,320.01 m²で、学部と施設を共有する。面積は決して広いとはいえないが、キャンパスのメインエントランスであり、中央に泉が流れ沿道が樹木に彩られた「甬水の森」や、解放感のある憩いの空間である「キャンパスプラザ」、4号館のアリーナや多目的スペース、食堂については、3号館（地下）・8号館（地下・1階）、6号館の1,300席のフードコート食堂など、学生の休息その他の利用のための空間も用意されている。なお、平成24年11月に新たに加わった8号館は、地下1階・地上8階建てで、大きな開口部から外光が差し込むエントランス空間は、透明感のあるアトリウムとなっており、外に開かれた大学を象徴している。

教室数は、小教室（99名以下）が120室、中教室（100～269名）が33室、大教室（270名以上）が15室、PC教室が12室設置されている。また、規模ごとの教室稼働率は小教室が54%、中教室が59%、大教室が58%、PC教室が52%となっており、学部と共用ではあるが、数量と有効なキャパシティとの両面で、18名（博士前期課程15名／博士後期課程3名）の入学定員である院生に対して十分対応できる設備を整えている。

大学院学生の研究環境としては、各研究科に大学院生専用の共同研究室を設けており、共用のデスクやPC、個人用ロッカーを設置するなどして、その環境を整えている。本研究科についても開設年度までに同様の整備を行う。

また、本研究科専任研究室として20室を設けており、個別の研究室を設けることでオフィスアワーを設定し、学生が自由に研究等の相談ができる環境を確保している。

東洋大学に既存する白山キャンパス、朝霞キャンパス、板倉キャンパス及び川越キャンパスにそれぞれ図書館が整備されており、各キャンパス間を毎日巡回しているシャトル便によって、早い場合は希望した翌日に図書を取り寄せることができ、他キャンパスの図書館蔵書図書を有効に利用することが可能である。全キャンパスの図書館の蔵書数は、合計で156万冊（平成29年2月17日現在）を超えており、教育・研究上、非常に有効な資源である。なお、完成年度には161（H31：159）万冊を超える蔵書数になる予定である。

これらの図書および雑誌等の資料は、本学の蔵書検索システム(OPAC)で学内はもとより学外からも検索することが可能であるとともに、他キャンパス図書館資料の取り寄せ申し込みおよび予約も可能である。さらに国立情報学研究所(NII)が提供している NACSIS Webcat により総合目録データベースの情報検索が可能であり、相互貸借システムである NACSIS ILL により他大学図書館および他機関の文献複写や図書資料の取寄せも充実している。さらに利用者に最新の情報を速やかに提供するために、毎年、データベース・電子

ジャーナルの充実・整備を図っており、ホームページを通して図書館内はもちろん、各教員の研究室などネットの環境が整備されている場所から利用できる。大学図書館コンソーシアム連合 (Japan Alliance of University Library Consortia for E-Resources : JUSTICE) に加入し、電子ジャーナルをはじめとした学術情報を、安定的・継続的に確保することに努めている。

以上のことから、白山キャンパスの施設・設備の現状は、関係法令に規定する要件を十分に満たすものである。

【資料 10】 大学院生共同研究室フロア及び室内見取図

⑧ 基礎となる学部との関係

国際観光学研究科は、国際観光学部を基礎とする研究科で、学部教育を踏まえた更なる専門教育を目指す学生の研鑽の場である。国際観光学部の専門分野である観光産業分野と観光政策分野を基盤としながら、それぞれの分野がより緊密に連携しあうカリキュラムとなっている。

大学院教育と学部教育の間では、学部で観光産業分野と観光政策分野の基礎を学んだ上で、さらに大学院で研究を深めることができる科目を配している。大学院では、学部の領域区分を引き継ぎつつ、さらに観光文化分野、ホスピタリティ分野を加えており、観光に関する知識を、より専門的かつ体系的に学べるようなカリキュラムを整えている。

このように、学部教育をより深化させた研究が可能となるよう中心領域の繋がりを確保するとともに、本研究科の全ての専任教員は国際観光学部の専任教員を兼ねていることから、一貫性のある教育が行える体制も確保されている。

【資料 11】 基礎となる学部との関係

⑨ 入学者選抜の概要

本学は、学校教育法第 102 条及び学校教育法施行規則第 155～第 166 条に照らし、東洋大学大学院学則第 30 条に「入学の資格」を定めている。本研究科では、アドミッション・ポリシーにおいて次のような入学者を求める。

<アドミッション・ポリシー>

(1) 博士前期課程

入学希望者の特性に応じた適切な方法で多様な入学者選抜試験を実施し、筆記試験、面接、書類選考等を通じて、以下の資質や能力を示した人材を受け入れる。

1. 国内外の観光学分野における課題に取り組み、改善・解決策を提案するための基礎知識を有する人材

2. 観光の現場で求められるニーズに対応するため、英語をはじめとした語学の知識を有する人材
3. 観光分野とくにホスピタリティ産業を牽引する経営幹部を目指し、グローバル化による多文化共生社会において文化や経営の哲学を含めて観光実務に携わる能力のある人材
4. 国内外における地域づくりや国際観光の発展にかかわる諸問題の解決及び調査研究に自らが意欲的に取り組む意思のある人材

(2) 博士後期課程

入学希望者の特性に応じた適切な方法で多様な入学者選抜試験を実施し、筆記試験、面接、書類選考等を通じて、以下の資質や能力を示した人材を受け入れる。

1. 国内外の観光産業・観光政策・観光開発のいずれかにおける研究あるいは実践した経験や知識のある人材
2. 英語にはじまる国際語を駆使してグローバル観光分野の研究に励み、観光学分野へ成果を還元できる能力のある人材
3. 複雑化する社会の動向を常に意識し、情報技術を援用しつつ、客観的な分析ができる能力のある人材
4. 国内外における地域づくりや国際観光の発展にかかわる諸問題の解決及び調査研究に対し、自らが意欲的に取り組む意思のある人材
5. 持続的な社会の発展のためにこの新しい実証的な学問を追究し、修了後も引き続き研究を発展継続させて行く意欲のある人材

このアドミッション・ポリシーに沿った学生を受け入れるために、以下のような入学者選抜を実施する。

【博士前期課程】

<入学者選抜方法>

入学試験種別	選考項目
一般入試	書類選考・筆記試験・面接
社会人入試	書類選考・筆記試験・面接
学内推薦入試	書類選考・面接

一般入試の筆記試験では語学と論文を出題している。語学は日本語または英語の試験を課す。日本語を母語とする受験者については英語で受けなければならない。また、国際的な視野に立った研究科であることから、グローバル観光に高い志を持つ優秀な留学生の受け入れも積極的に行う。特に博士前期課程では英語のみで修了が可能となる制度を導入しているため、受験にあたっては日本語・英語のどちらでも受験できるよう配慮する。

社会人入試については、「入学時において、4年制大学卒業後1年以上を経過し、企業もしくは官公庁等に1年以上在職した経験を有する者」を対象とする。学内推薦入試については、在学中の成績が所定の出願基準を満たした者を対象とする。

合否については研究科委員会で審議を行い、その意見を聞いて学長が決定する。なお、入学定員は15名とし、入学試験種別ごとの枠は設けていない。

【博士後期課程】

＜入学者選抜方法＞

入学試験種別	選考項目
一般入試	書類選考・筆記試験・面接
社会人入試	書類選考・筆記試験・面接
学内推薦入試	書類選考・面接

一般入試の筆記試験では語学と論文を出題している。語学は日本語または英語の試験を課す。日本語を母語とする受験者については英語で受けなければならない。

社会人入試については、「入学時において、修士の学位を有し、企業もしくは官公庁等に在職した経験を1年以上有する者」を対象とする。学内推薦入試については、在学中の成績が所定の出願基準を満たした者を対象とする。

合否については研究科委員会で審議を行い、その意見を聞いて学長が決定する。なお、入学定員は3名とし、入試種別ごとの枠は設けていない。

正規の学生以外に、科目等履修生、聴講生等も受け入れるが、この場合も正規の学生の教育に影響を与えないよう、受入数は若干名とし、面接を行うなどしてその目的、意欲をよく確かめた上で受講を認める予定である。

⑩ 「大学院設置基準」第14条による教育方法の実施

本研究科では、高度専門職業人養成に重点を置くことから、「大学院設置基準」第14条の規定に基づき、社会人学生への配慮を行う。

ア 修業年限

博士前期課程の修業年限は、2年を標準修業年限とし、在学できる最長年限は4年と定めている。ただし、学生が職業を有している等の事情がある場合で、標準修業年限で修了することが困難であると認められる者については、所定の期間に申請書類を学長へ提出することにより、標準在学年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することができる、長期履修制度を設ける。この長期履修制度により認められる履修期間は3年間とする。

博士後期課程の修業年限は、3年を標準修業年限とし、在学できる最長年限は6年とする。

イ 履修指導及び研究指導の方法

社会人学生の便宜を考え、夜間の授業開講も積極的に行う。業務を終えた社会人学生がキャンパスに来て、18時15分以降から2時限の授業を履修して、修了単位が満たせるような配慮を行っている。

ウ 授業の実施方法

授業時間帯は、平日は1時限から7時限（9時00分～21時25分）、土曜日は1時限から5時限（9時00分～18時00分）とする。特に社会人学生の履修のしやすさを考慮した時間割を編成し、職業活動との両立が可能となるよう配慮している。

エ 教員の負担の程度

昼夜開講制により教員の負担が大きくなるように、大学院での開講科目は厳選した科目となっている。全学方針として、大学院を週2コマ以上担当する場合は、学部授業を週4コマに削減できることが定められており、大学院授業の負担は4コマ程度とし、学部担当授業を含めて調整を図る。

オ 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の構成に対する配慮、必要な職員の配置

本研究科を開設する白山キャンパス図書館の利用時間は、平日8時45分～22時00分、土曜日は8時45分～20時00分である。また、情報処理施設として学生に開放しているナレッジスクエアや開放PC教室の利用時間は、平日・土曜日9時00分～21時30分であり、加えて平日・土日8時00分～23時00分で利用出来る院生共同研究室を設置しており、学生の学習・研究活動に支障はない。

大学院を担当する事務局として、大学院教務課が置かれている。窓口時間は平日9時30分～20時30分、土曜日9時30分～16時45分としており、学生の教育研究支援体制を整えている。なお、警備員が24時間常駐して安全管理に当たっている。

カ 入学者選抜の概要

「⑩入学者選抜の概要」に記載のとおり運用を行っている。定員については別枠を設けず、通常の定員枠（博士前期課程：定員15名／博士後期課程：定員3名）で運用する。

キ 博士課程において必要とされる分野であること

本研究科には、観光業界や旅行産業、シンクタンク等研究機関に在職している管理

職クラスの社会人学生が、リフレッシュ教育として、これまでの現場での知識や経験の蓄積を理論に基づいて体系化することを求めて進学してくるケースを想定している。このような社会人学生は、既に修士学位を有している者もあり、より高度な研究を行うため博士後期課程への進学を希望することが予測される。よって、昼夜開講制の博士後期課程とすることで、このような学生の業務への負担軽減に配慮している。

ク 博士課程において、大学院を専ら担当する専任教員を配置するなどの教員組織の整備状況等

本研究科では、大学院専任教員を配置しなくても、昼夜開講の博士後期課程の教育水準を維持できる。現在の国際地域学研究科国際観光学専攻でも同様の教育を行い、支障なく運営されている。さらに、本研究科では、改組にあたって大学院担当教員を増員するなど、より層の厚い研究指導教員スタッフを構成している。

⑪ 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

本学では、東洋大学大学院学則第 6 条の 4 にて、メディアを利用して行う授業は、予め指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行うことを規定している。本研究科では、この規定に則り、「国際観光応用学特論」「国際観光応用学演習Ⅰ～Ⅳ」で、学生が一時的に海外の遠隔地にいる場合において、web 会議システム等多様なメディアを用いた授業を行う。

⑫ 管理運営

国際観光学研究科に、国際観光学研究科の関係事項を審議するために「東洋大学大学院研究科委員会規程」に基づき、国際観光学研究科委員会を設置する。研究科委員会は、当該研究科の研究指導を担当する本学専任教員をもって組織する。ただし、必要に応じて本学専任教員の授業担当者及び東洋大学大学院学則第 20 条第 3 項に規定する客員教授を加えることができる。原則として月 1 回の定例国際観光学研究科委員会を開催する。また、必要に応じて臨時に開催することができる。

研究科に研究科長を置き、研究科長は研究科委員会を招集し、その議長となる。研究科委員会は定員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、これを開くことができない。なお、研究科委員会の議題は、以下のとおりである。

- (1) 学長が決定を行うに当たり意見を述べる事項
 - ・学生の入学、修了及び課程の修了に関する事項
 - ・修士学位及び博士学位の授与に関する事項
 - ・名誉博士学位の授与に関する事項

- ・学生の退学、休学等に関する事項
 - ・その他、教育研究に関する重要な事項で、委員会の意見を聴くことが必要と学長が認める事項
- (2) 当該研究科の運営に関する事項
- ・研究科長の推薦に関する事項
 - ・研究科委員の選出に関する事項
 - ・専攻長の推薦に関する事項
 - ・単位認定試験に関する事項
 - ・学位論文審査に関する事項
 - ・学生の指導及び賞罰に関する事項
 - ・教育課程及び授業科目担当者に関する事項
 - ・大学院教員資格審査に関する事項
 - ・人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的に関する事項
 - ・成績評価基準等の明示に関する事項
 - ・教育内容の改善のための組織的な研修に関する事項
 - ・その他、研究科長が必要と認める事項

⑬ 自己点検・評価

本学では、学校教育法第 109 条に対応して、東洋大学大学院学則第 1 条の 2 に「本大学院は、教育研究水準の向上に資するため、本大学院の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。」と定めており、その実施体制として「東洋大学自己点検・評価活動推進委員会」を設置している、

同委員会は、副学長を委員長として、各学部・各研究科の自己点検・評価に係る委員会の委員長、教務部長、学生部長により構成され、本学全体及び各部署の自己点検・評価活動を支援するための方策、指針の決定や、本学各部署の自己点検・評価活動の検証を行うこととしている。

この体制のもとで、「学科・専攻等における自己点検・評価の実施ガイドライン」を定め、全学科全専攻において、毎年度、統一フォーマットによる自己点検・評価を行っている。評価項目については、大学基準協会の新評価システムに対応したものとし、各学科・各専攻が実施した自己点検・評価結果については、同委員会において結果の集約・検証を行った上で、学長に報告を行っており、検証過程では委員による相互検証（ピア・レビュー）を実施するなど、自己点検・評価結果の精度向上を目指した仕組みを取り入れている。また、各学科・各専攻の自己点検・評価結果において、目標への達成度が低かった項目については、自己点検・評価の実施後に、改善方策と改善時期の提出を各学科・専攻に求め、そのことを通じて内部質保証システムの構築を図っている。

平成 26 年度には、大学基準協会による第 2 期の認証評価を受審し、平成 27 年 3 月、第 1 期目に引き続き「大学基準に適合していると認定する」との評価を受けた。第 1 期受審（平成 19 年度）の際に指摘された助言は 12 項目であったが、第 2 期受審の際には努力課題として 4 項目の指摘となっている。指摘事項が減少したことは、上述したとおり統一フォーマットによる自己点検・評価を行うなど、継続的に内部質保証システムの構築と改善に取り組んできたことが評価されたものである。また、第 2 期受審の際に指摘された努力課題 4 項目中 3 項目は大学院に関するものであったが、そのうち修士論文の審査基準と研究指導計画の明示については、指摘を踏まえて平成 27 年度中に研究科長会議及び FD 推進委員会、各研究科委員会において検討を行い、現在すでに対応済みとなっており、認証評価を組み入れた実質的な自己点検・評価活動を行っている。

上記のことから、本学では、学校教育法第 109 条に則して、本学の教育研究水準の向上に資するために、自己点検・評価に取り組んでいるといえる。

⑭ 情報の公表

本学では、学校教育法第 113 条及び学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応して、東洋大学大学院学則第 1 条の 3 に「本大学院は、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に定める教育研究活動等の状況についての情報を公表する。」、また、同第 2 項に「前項に規定するもののほか、教育上の目的に応じ本大学院生（以下「学生」という。）が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努める。」と定め、教育研究活動等の状況についての情報の公表に取り組んでいる。

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に定める教育研究活動等の状況に関する情報については、大学ホームページの「トップ>大学紹介>情報公開>教育情報公開」のページを中心に、すべて公表している。公表している情報は以下のとおりである。

(<http://www.toyo.ac.jp/site/data/education.html>)

ア 大学の教育研究上の目的に関すること

- ・各学部学科、各研究科専攻の教育目的・教育目標

<http://www.toyo.ac.jp/site/data/69150.html>

イ 教育研究上の基本組織に関すること

- ・組織図

<https://www.toyo.ac.jp/site/foundation/oc00-organization.html>

ウ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

- ・教員数（職名・性別別）

- <http://www.toyo.ac.jp/site/data/81998.html>
- ・教員数（年齢別）
 - <http://www.toyo.ac.jp/site/data/81814.html>
- ・教員一人当たりの学生数
 - <http://www.toyo.ac.jp/site/data/81742.html>
- ・専任教員と非常勤教員の比率
 - <http://www.toyo.ac.jp/site/data/81576.html>
- ・役職一覧（教員）
 - <http://www.toyo.ac.jp/site/data/20150827.html>
- ・東洋大学研究者情報データベース
 - <http://ris.toyo.ac.jp/search/index.html>

エ 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

- ・各学部学科、各研究科専攻の入学者に関する受入方針
 - <http://www.toyo.ac.jp/site/data/69151.html>
- ・入学者数（学部・学科別（1部／2部）・通信教育部・大学院・編入・附属高校等）
 - <http://www.toyo.ac.jp/site/data/81627.html>
- ・入学者数の推移（過去5年～学部・学科別（1部／2部））
 - <http://www.toyo.ac.jp/site/data/81747.html>
- ・入学者数の推移（過去3年～大学院学生）
 - <http://www.toyo.ac.jp/site/data/81812.html>
- ・定員数（学部・学科別（1部／2部）・大学院・通信教育部・附属高校等）
 - <http://www.toyo.ac.jp/site/data/81422.html>
- ・収容定員充足率 学部・学科別（1部／2部）
 - <http://www.toyo.ac.jp/site/data/81433.html>
- ・学生数（学部第1部・第2部）
 - <http://www.toyo.ac.jp/site/data/81438.html>
（大学院・通信・附属高校等）
 - <http://www.toyo.ac.jp/site/data/82024.html>
（キャンパス別）
 - <http://www.toyo.ac.jp/site/data/82032.html>
- ・卒業者数・修了者数
 - <http://www.toyo.ac.jp/site/data/82004.html>
- ・就職状況

- <http://www.toyo.ac.jp/site/career/data.html>
- ・主な就職先
<http://www.toyo.ac.jp/site/career/employment.html>
 - ・進学者数
<http://www.toyo.ac.jp/site/data/81877.html>
- オ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- ・年間授業計画、シラバス、授業概要 <https://g-sys.toyo.ac.jp/syllabus/>
- カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
- ・履修モデル・主要科目の特長・授業評価基準・卒業（修了）認定基準等（履修要覧抜粋）<http://www.toyo.ac.jp/site/data/education.html>
- キ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- ・各キャンパスの校地・校舎等 学生の教育研究環境
<http://www.toyo.ac.jp/site/data/education.html>
- ク 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- ・授業料・入学料その他大学等が徴収する費用
<http://www.toyo.ac.jp/site/jyugyou/campuslife-g02-index.html>
- ケ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- ・学生生活支援
<http://www.toyo.ac.jp/life/4/4/>
 - ・キャリア形成支援
<http://www.toyo.ac.jp/life/5/5/>
 - ・留学生支援
<http://www.toyo.ac.jp/site/international02/>
 - ・障がい学生支援
<http://www.toyo.ac.jp/site/handicap/campuslife-g03-index.html>
- コ その他（教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果等）
- ・学則
<http://www.toyo.ac.jp/site/data/education.html>

- ・設置届出書および履行状況報告書

<http://www.toyo.ac.jp/site/data/fulfillment.html>

- ・自己点検・評価

<http://www.toyo.ac.jp/site/quality-assurance/72905.html>

- ・認証評価

<http://www.toyo.ac.jp/site/quality-assurance/72906.html>

- ・外部評価

<http://www.toyo.ac.jp/site/quality-assurance/out.html>

- ・格付け

<http://www.toyo.ac.jp/site/data/rate.html>

また本学では、教育活動の情報提供について、ステークホルダーにより提供する方法や、媒体に工夫を加えている。特に、父母等に対しては、ホームページ上の公表だけではなく、年3回程度発行される「東洋大学報」を毎号発送することや、全国にある父母会（東洋大学甫水会）の支部総会において、学長、学部長、学科長等が教育活動を中心に大学の活動を報告するなど、積極的に情報の提供を行っている。

⑮ 教育内容などの改善を図るための組織的な研修等

本学では、大学院設置基準第14条の3及び第43条に対応して、東洋大学大学院学則第6条の3各項に「本大学院は、本大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。」「本大学院は、前項に加え、大学院の運営の高度化を図ることを目的として、教職員が大学院の運営に必要な知識及び技能を身に付け、能力及び資質を向上させるための研修を実施する。」と定めている。

平成20年度に「東洋大学FD推進センター」を設置し、各教員の教育方法の改善を主な目的として、講演会やワークショップ、授業評価アンケートの実施などに取り組んできた。一方で高等教育を取り巻く状況として、学生の主体的な学びの促進や成績評価の厳格化、社会との連携強化や国際化の進展、ICTによる高等教育のオープン化などが急速に進められており、本学としてもこの状況に対応すべく、平成29年度から組織を発展的に改組し、高等教育機関として、教育活動の継続的な改革及び改善について、組織的な推進及び支援を目的とした「東洋大学高等教育推進センター」「高等教育推進委員会」を設置するにいたった。「東洋大学高等教育推進センター」では、以下の9点を中心に事業を行っている。

- (1) 教育内容及び方法改善のための調査、研究及び支援
- (2) FD（ファカルティ・ディベロップメント）及びSD（スタッフ・ディベロップメント）の研究会、研修会及び講演会等の企画、実施及び支援
- (3) 国内外の高等教育の動向に係る調査、研究及び情報提供

- (4) 新たな教育形態及び教育プログラムの研究及び開発
- (5) 各学部及び研究科での教育活動の改革及び改善の情報交換、調整及び支援
- (6) その他高等教育推進センターの目的達成に必要な事項

また、高等教育推進委員会では委員会全体での活動の他に、4つの部会（教育方法改善部会、FD・SD研修部会、高等教育研究部会、教育開発・改革部会）を設け、部会単位でも活動を行っている。各部会の活動概要は以下のとおりである。

- (1) 教育方法改善部会
 - ・授業評価アンケートの開発、分析及び活用
 - ・アクティブ・ラーニング、主体的学習の促進
 - ・学生の学習成果の把握と検証
- (2) FD・SD研修部会
 - ・全学的な研修会の企画、実施
 - ・各学部・研究科の研修の支援
 - ・センター活動の広報、HP、印刷物の制作
- (3) 高等教育研究部会
 - ・国内外の高等教育の動向の調査、研究
 - ・教育の国際標準化のための情報提供、提言
 - ・学会、他大学との連携、情報交換
- (4) 教育開発・改革部会
 - ・新たな教育形態（ICT、反転授業）の研究
 - ・学部横断教育プログラムの開発
 - ・外部資金獲得に向けた取組の検討

これらの「東洋大学高等教育推進センター」、「高等教育推進委員会」及び各部会での活動に加えて、従来より、学生FDチームによるFD活動や、各学部・研究科でのFD活動が行われている。学生FDチームによるFD活動は、学生の大学生活の中心である授業を、教員、職員、学生の三位一体で改善、向上させようとする取り組みであり、教職員合同会議の実施や学生を対象としたセミナー・ワークショップの開催、関東圏で学生FD活動に取り組む大学と連携して、情報・意見交換やノウハウの共有、研修などを行っている。各学部・研究科でのFD活動では、学部・研究科内にFD委員会を設けたり、また自己点検・評価委員会と連携したりしながらFD活動を進めており、毎年発行する「東洋大学FD推進センター活動報告書」に各学部、各研究科に掲載し、状況の共有化を行ってきた。組織を「東洋大学高等教育推進センター」、「高等教育推進委員会」に改めた後も、引き続きこれらの活動を行っていく。

この全学におけるFD活動を踏まえ、特に本研究科においては、組織的に実施しているセメスタ毎の学生アンケートを継続して実施する。それにより、学生の授業の満足度、施

設設備における要望を吸い上げて、改善を行っていく。それに加えて、学生の研究遂行に支障が出ないようにメンタル面でのサポートをより充実させていくために、個別相談など定期的に行う予定である。また、大学院担当教員間で自由に意見交換できる場をセメスタの中間と期末に設けて、情報を共有していくことを行う。

上記のことから、本学では、大学院設置基準第 14 条の 3 及び第 43 条に則して、授業等教育内容及び方法の改善、また、その効果的な運営を図るために教職員に求められる能力及び資質の向上を図るための組織的な取り組みを実施しているといえる。

以 上

資料目次

- 資料 1 授業科目配置・時間割予定表
- 資料 2 学校法人東洋大学教職員定年規則
- 資料 3 年俸契約雇用制度に関する要項
- 資料 4 養成する人材像と履修モデル
- 資料 5 修了までのスケジュール
- 資料 6 東洋大学研究倫理規程
- 資料 7 東洋大学研究倫理委員会規程
- 資料 8 東洋大学公的研究費運営及び管理規程
- 資料 9 東洋大学における人を対象とする医学系研究に関する倫理規程
- 資料 10 大学院生共同研究室フロア及び室内見取図
- 資料 11 基礎となる学部との関係

授業科目配置・時間割予定表

課程	科目区分	専門分野	1・2年次配当 ※すべて選択科目2単位	
			春学期	秋学期
博士前期課程	研究スタートアップ科目		地域経営特論 観光政策特論 観光文化特論 サービス経営特論	旅行産業特論 観光資源特論 日本歴史観光資源特論 ホスピタリティ・マネジメント特論
	専門科目	観光産業分野	不動産法特論 観光学教授法 国際交通経営特論	エアラインサービスマネジメント特論 観光教育法特論 美術館経営特論
		観光政策分野	都市観光システム特論 観光開発特論 地域創造手法特論	環境保全特論 観光まちづくり特論 観光による地域再生特論
		観光文化分野	観光情報マネジメント特論 世界遺産特論 ヨーロッパと旅の思想	ツーリズム・カルチュラルコミュニケーション 日本事情特講 観光人類学特論
		ホスピタリティ分野	観光・ホテル事業特論 温泉リゾート特論 国際観光マーケティング特論	統合型リゾート特論 観光産業のレベニューマネジメント特論
	国際観光開発科目		国際観光応用学特論 国際観光応用学演習Ⅰ／Ⅱ（1年次配当） 国際観光応用学演習Ⅲ／Ⅳ（2年次配当）	国際観光応用学特論 国際観光応用学演習Ⅰ／Ⅱ（1年次配当） 国際観光応用学演習Ⅲ／Ⅳ（2年次配当）
	研究指導		国際観光学研究指導	国際観光学研究指導

授業科目配置・時間割予定表

課程	科目区分	1年次		2年次		3年次	
		春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
博士後期課程	授業科目 ※全て2単位	国際観光学特殊研究Ⅰ 【必修】	国際観光学特殊研究Ⅱ 【必修】	国際観光学特殊研究Ⅲ	国際観光学特殊研究Ⅳ	国際観光学特殊研究Ⅴ	国際観光学特殊研究Ⅵ
	研究指導	国際観光学研究指導	国際観光学研究指導	国際観光学研究指導	国際観光学研究指導	国際観光学研究指導	国際観光学研究指導

※国際観光学特殊研究Ⅰ～Ⅵは各セメスタに1科目ずつ順を追って履修登録しなければならない。

学校法人東洋大学教職員定年規則

昭和34年4月1日
施行

改正	昭和39年9月1日	昭和40年9月1日
	昭和47年4月1日	平成8年4月1日
	平成14年4月1日	平成23年4月1日
	平成26年8月1日	

第1条 学校法人東洋大学の設置する学校の専任の教員及び専任の事務職員の定年は、大学及び附属高等学校等に在職する教員については満65歳とし、事務職員については満60歳とする。

第2条 前条に該当する教職員は、定年に達した日の属する年度末に退職するものとする。

第3条 この規則の改正は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定にかかわらず、平成7年度以前に専任教員として採用された者については、なお従前の例による。

附 則（平成14年規程第18号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規程第42号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第127号）

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

年俸契約雇用制度に関する要項

(目的)

- 1 この制度は、本学が特に必要と認めた場合に、年俸契約雇用制により専任教員を任用することを目的とする。

(適用対象)

- 2 年俸契約制は、次の場合に適用する。
 - (1) 原則として大学院の科目担当者（修士課程研究指導担当以上）を任用する場合
 - (2) 全国的に評価の高い学者などを任用する場合
 - (3) その他、本学が特に必要と認めた場合

(契約期間)

- 3 契約期間は1年とし、原則として契約更改の限度は4回とする。

(雇用年齢)

- 4 雇用年齢は、原則として70才までとする。ただし、この制度により他機関から任用する場合、雇用開始年齢は65歳未満とすることができる。

(年俸額)

- 5 年俸額は、在職時（前職時）の給与支給額を勘案し定める。

(退職金)

- 6 退職金は支給しない。

(契約)

- 7 契約については別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

国際観光学研究科国際観光学専攻博士前期課程 履修モデル①

養成
人材像

- ・ 国内外のグローバル観光産業の現場において、イノベーションを起こせる画期的な方策を指導できるリーダー
- ・ 観光リゾート産業経営幹部、観光ツアー会社幹部

年次		科目区分	単位数		授業科目
			必修	選択	
M1	春学期	研究スタートアップ科目 研究スタートアップ科目 研究スタートアップ科目 専門科目(観光産業分野) 研究指導科目	2	2 2 2 2	旅行産業特論 サービス経営特論 観光文化特論 エアラインサービスマネジメント特論 国際観光学研究指導
	秋学期	研究スタートアップ科目 専門科目(観光産業分野) 研究指導科目	2	2 2	ホスピタリティ・マネジメント特論 国際交通経営特論 国際観光学研究指導
M2	春学期	専門科目(観光産業分野) 専門科目(観光産業分野) 専門科目(観光産業分野) 専門科目(ホスピタリティ分野) 研究指導科目	2	2 2 2 2	不動産法特論 観光学教授法 美術館経営特論 観光・ホテル事業特論 国際観光学研究指導
	秋学期	専門科目(観光産業分野) 研究指導科目	2	2	観光教育法特論 国際観光学研究指導
修得単位数		小計	8	22	
		合計	30		

国際観光学研究科国際観光学専攻博士前期課程 履修モデル②

養成人材像

- ・ 国際的な観光開発プロジェクトにおける日本と諸外国の架け橋を務められる人材
- ・ 公的機関職員(国、地方自治体の観光開発部署)、観光開発・環境保全などのNPO/NGO代表

年次	科目区分	単位数		授業科目
		必修	選択	
M1	春学期 研究スタートアップ科目 研究スタートアップ科目 専門科目(観光政策分野) 研究指導科目	2	2 2 2	観光政策特論 観光文化特論 観光開発特論 国際観光学研究指導
	秋学期 研究スタートアップ科目 研究スタートアップ科目 専門科目(観光政策分野) 専門科目(観光政策分野) 研究指導科目	2	2 2 2 2	地域経営特論 観光資源特論 観光まちづくり特論 環境保全特論 国際観光学研究指導
M2	春学期 専門科目(観光政策分野) 専門科目(ホスピタリティ分野) 研究指導科目	2	2 2	都市観光システム特論 国際観光マーケティング特論 国際観光学研究指導
	秋学期 専門科目(観光政策分野) 専門科目(観光文化分野) 研究指導科目	2	2 2	地域創造手法特論 観光人類学特論 国際観光学研究指導
修得単位数		小計	8	22
		合計	30	

国際観光学研究科国際観光学専攻博士前期課程 履修モデル③

養成人材像

- ・ 国内外のホスピタリティ産業の現場において、斬新な観光サービスの創造とそのマネジメントに携わるリーダー的人材
- ・ 観光ホテル、レストラン、ウェディング(冠婚葬祭含む)等サービス産業管理職

年次	科目区分	単位数		授業科目
		必修	選択	
M1	研究スタートアップ科目 研究スタートアップ科目 専門科目(ホスピタリティ分野) 専門科目(観光文化分野) 研究指導科目	2	2	サービス経営特論 旅行産業特論 観光・ホテル事業特論 日本事情特論 国際観光学研究指導
	研究スタートアップ科目 研究スタートアップ科目 専門科目(ホスピタリティ分野) 専門科目(観光政策分野) 研究指導科目	2	2	ホスピタリティ・マネジメント特論 日本歴史観光資源特論 統合型リゾート特論 観光開発特論 国際観光学研究指導
M2	専門科目(ホスピタリティ分野) 専門科目(ホスピタリティ分野) 専門科目(観光産業分野) 研究指導科目	2	2	温泉リゾート特論 観光産業のレベニューマネジメント特論 エアラインサービスマネジメント特論 国際観光学研究指導
	専門科目(ホスピタリティ分野) 研究指導科目	2	2	国際観光マーケティング特論 国際観光学研究指導
修得単位数		小計	8	特定課題研究論文
		合計	32	

国際観光学研究科国際観光学専攻博士後期課程 履修モデル

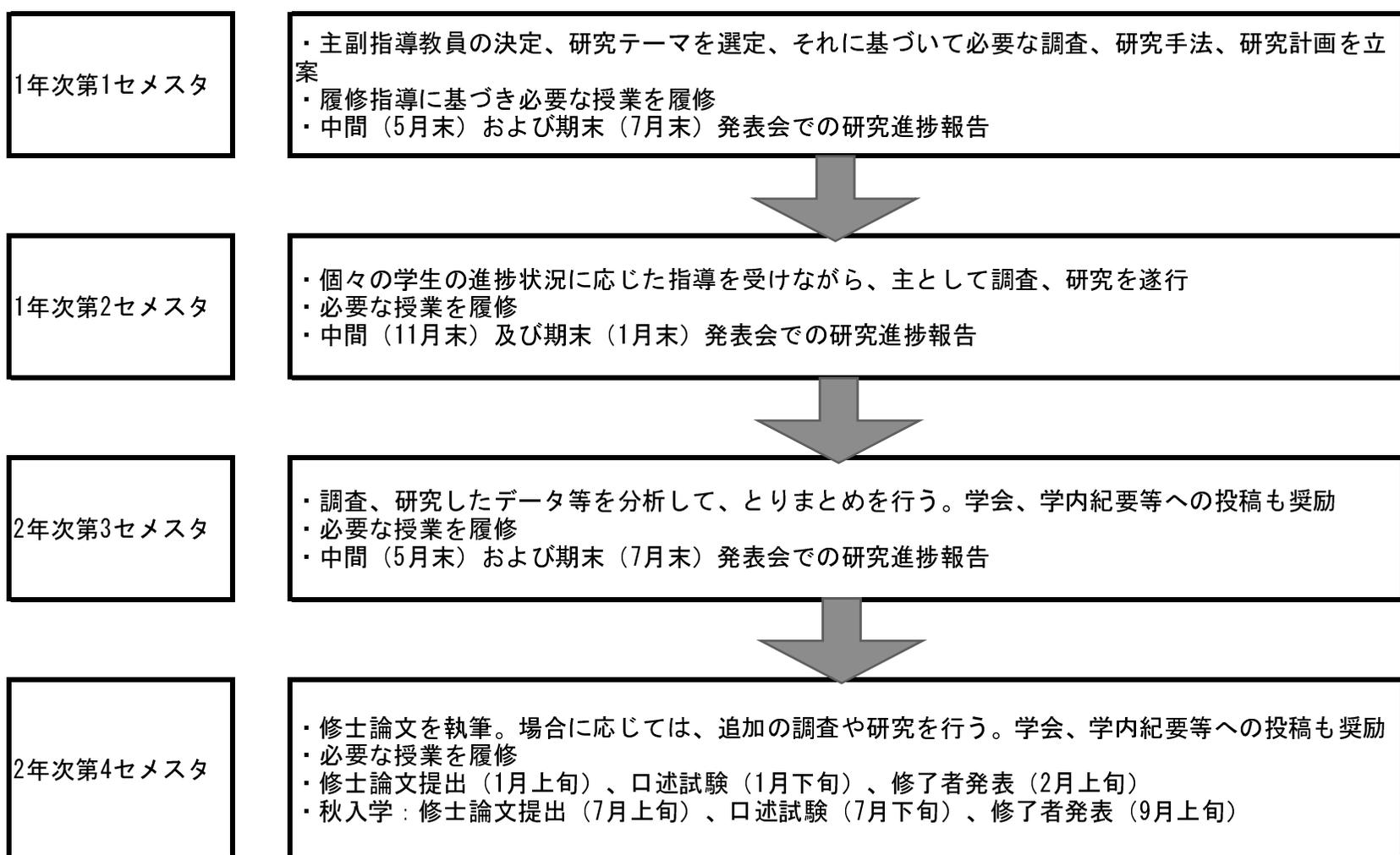
養成
人材像

- 日本の観光学分野を学術的および実践的双方から指導できる能力を身につけている。
- 国際的な視野からグローバルな観光産業や観光政策の現場で指導できる能力を持つ人材
- 観光学分野の大学教員、観光に関わる研究所の研究者、観光学の専門アドバイザー

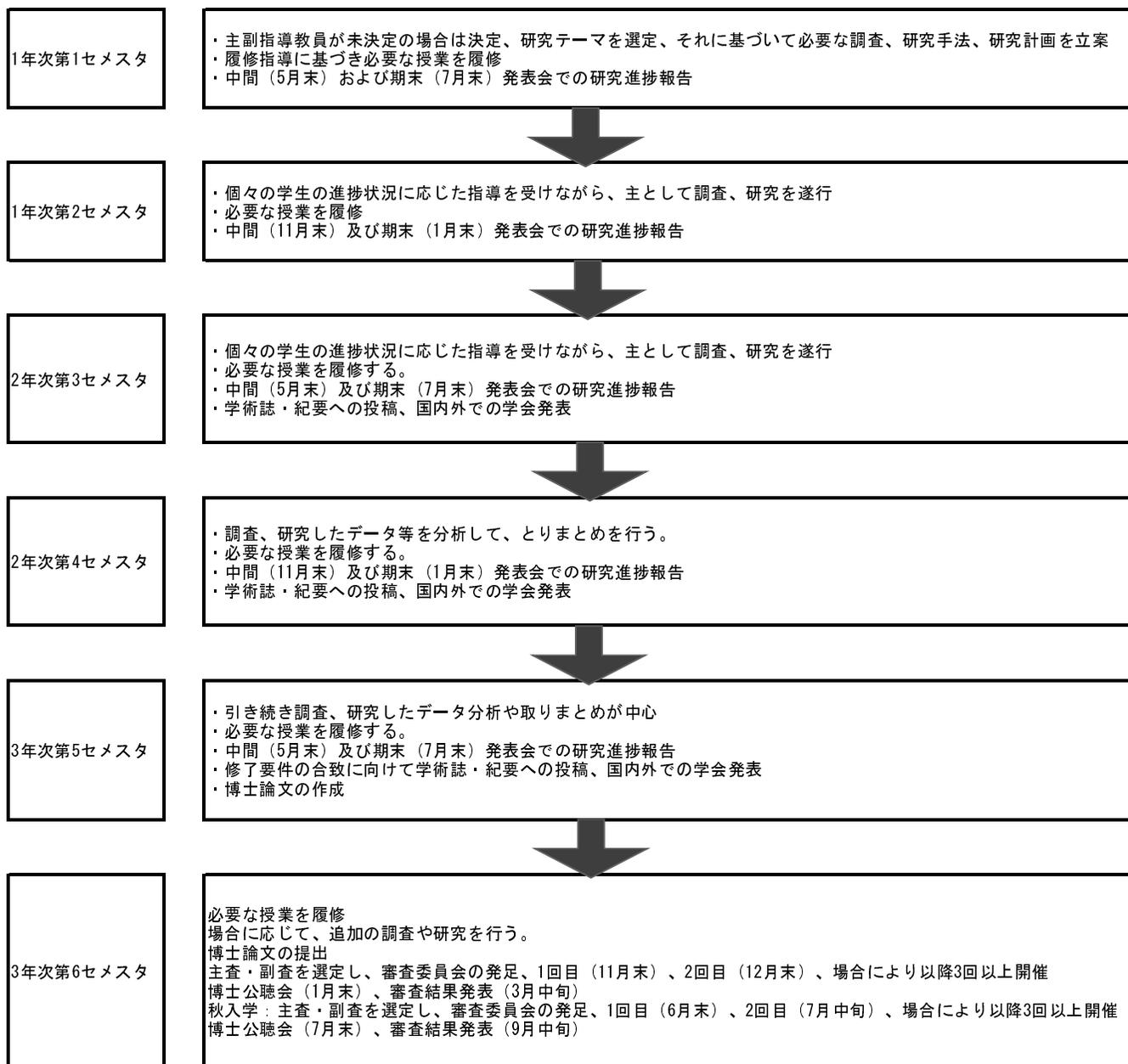
年次		科目区分	単位数		授業科目
			必修	選択	
D1	春学期	授業科目 研究指導	2 0		国際観光学特殊研究Ⅰ 国際観光学研究指導
	秋学期	授業科目 研究指導	2 0		国際観光学特殊研究Ⅱ 国際観光学研究指導
D2	春学期	授業科目 研究指導		2 0	国際観光学特殊研究Ⅲ 国際観光学研究指導
	秋学期	授業科目 研究指導		2 0	国際観光学特殊研究Ⅳ 国際観光学研究指導
D3	春学期	授業科目 研究指導		2 0	国際観光学特殊研究Ⅴ 国際観光学研究指導
	秋学期	授業科目 研究指導		2 0	国際観光学特殊研究Ⅵ 国際観光学研究指導
修得単位数		小計	4	8	
		合計	12		

原則として国際観光学特殊研究Ⅰ～Ⅵは各セメスタに1科目ずつ順を追って履修登録しなければならない。
なお、本課程に5年以上在学し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文審査および最終試験に合格したものに学位を授与する。

博士前期課程修了までのスケジュール



博士後期課程修了までのスケジュール



第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、「学校法人東洋大学行動規範」に基づき、東洋大学（以下「本学」という。）の学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とし、本学及び研究に従事するすべての研究者が遵守すべき事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程において「研究」とは、科学及び文化の諸領域における専門的、学際的及び総合的に行う個人研究、学内外の諸機関等との共同研究及びプロジェクトによる研究等を言う。

2 この規程において「研究者」とは、本学の専任教職員のみならず、本学の研究活動に従事する者を指し、学生であっても研究に関わるときは「研究者」に準ずる。

3 この規程において「研究費」とは、第1項の研究に従事する研究者等に本学が交付する研究費及び研究者が学外から獲得した研究費を言う。

(最高管理責任者)

第3条 学長は、本学におけるすべての研究の最高管理責任者として、研究倫理の保持並びに研究費の運営及び管理が適正に行われるよう体制の整備を行う。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者の責務を補佐するため、統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、学長の指名する副学長とする。

3 統括管理責任者は、最高管理責任者の命を受けて、研究並びに研究費の運営及び管理が適正に行われるよう全体を指導及び監督する責務を有する。

(研究倫理教育責任者)

第5条 各部局（大学院（専門職大学院を含む。）研究科、学部、研究所及び研究センター）の長は、研究倫理教育責任者として、部局における実質的な権限を有しその責任を負う。

2 研究倫理教育責任者は、不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するために、広く研究活動にかかわる者を対象に、求められる倫理規範を修得等させるための研究倫理教育（以下、「研究倫理教育」という。）を確実、かつ定期的に実施する責務を負う。

3 研究倫理教育責任者は、学科、専攻、研究所及び研究センターの組織レベルで複数の研究倫理教育副責任者を任命することができる。

第2章 研究者の責務

(研究者の基本的責任)

第6条 研究者は、国際的に認められた規範、規約、条約等、国内の関連する法令、告示等（以下、「法令等」という。）及び学校法人東洋大学及び本学が定める関係規程等（以下、「本学関係規程」という。）を遵守しなければならない。

(研究者の姿勢)

第7条 研究者は、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。

2 研究者は、学術研究が社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、各自の自覚に基づいた高い倫理的規範のもとに良心と信念に従って、誠実に行動しなければならない。

3 研究者は、科学研究によって生み出される知の正確性及び正当性を、科学的かつ客観的に示す最善の努力をすると共に、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に関与しなければならない。

4 研究者は、他の国、地域、組織等の研究活動における、文化、習慣及び規律の理解に努めなければならない。

5 研究者は、生命倫理及び調査研究活動に関わる学問上の倫理、ハラスメントの禁止など社会的規範、その他法令等及び本学関係規程を遵守しなければならない。

6 研究者は、異なる分野の専門分野を尊重するとともに、相互に独立した対等の研究者として互

いに学問的立場を尊重しなければならない。

(研究活動における不正行為の防止)

第8条 研究者は、あらゆる研究活動において、捏造、改ざん、盗用などの不正行為を行わないこと及び加担しないことと共に、研究及び調査データの適切な取り扱いを徹底し、不正行為等の発生を未然に防止するよう研究環境の整備に努めなければならない。

(研究費の取り扱い)

第9条 研究者は、研究費の適正な使用に努めなければならない。

2 研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。

3 研究者は、研究費の使用に当たっては、法令等、本学関係規程、当該研究費の使用ルールを遵守しなければならない。

(研究組織の適切な管理)

第10条 研究者は、共同の研究者がいる場合には、当該研究者が対等なパートナーであることを理解し、お互いの学問的立場を尊重し、共同研究者、研究分担者、研究協力者等に対しては、誠意をもって接する。また学生が共に研究活動に関わるときは、学生が不当に不利益を被らないよう十分に配慮しなければならない。

2 研究者は、共同研究を行う場合は、個々の研究者等の役割分担及び責任を明確にしなければならない。また、複数の研究者による研究活動の全容を把握及び管理する立場にある代表研究者が研究活動及び研究成果の確認を行わなければならない。

3 研究者は、若手研究者等が自律した研究活動を遂行できるよう適切な支援、助言等の環境整備に努めるものとする。

4 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立及び維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組むと共に、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努めなければならない。

(資料、情報、データ等の利用及び管理)

第11条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法及び手段により、研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。

2 研究者が、研究のために資料、情報、データ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲において収集しなければならない。

3 研究者は、当該研究のために収集及び採取又は作成した情報、データ等の関連する研究記録は、法令等又は本学関連規程に基づき適切に保管管理し、事後の検証が行えるよう管理しなければならない。

4 前項の記録は、要求があった場合には開示しなければならない。

5 第3項の保管及び管理する期間は、別に定める。

(インフォームド・コンセント)

第12条 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等について分かりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

2 組織、団体等から、当該組織、団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合も前項に準ずる。

(研究対象などの保護)

第13条 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。

2 動物等に対しては、法令等及び本学関連規程に基づき、真摯な態度でこれを扱う。

(研究成果等の適切な説明及び公表)

第14条 研究者は、研究成果の公表に際して、データ及び論拠の学問的信頼性の確保に十分に留意するとともに、公正かつ適切な引用を行わなければならない。

2 公表に際して、オーサーシップ及び既発表の関連データの利用、著作権等について、各研究組織、研究分野、学会、学術誌等に固有の慣行やルールを十分尊重しなければならない。

3 研究者は自ら携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、それらが人間、社会及び環境に及ぼし得る影響や起こり得る変化を推定評価し、その結果を中立性及び客観性をもって公表

すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

(個人情報保護)

第15条 研究者は、研究の過程で収集した他人の個人情報の保護に努め、法令等、本学関連規程に基づき適正な取り扱いを行わなければならない。

(機器、薬品及び材料の安全管理)

第16条 研究実験において研究装置、機器等及び薬品、材料等を用いるときは、法令等、本学関係規程を遵守し、最終処理まで含め責任を持って安全管理に努めなければならない。

(審査の公正性)

第17条 研究者は、他人の研究論文等の査読、その他研究業績の審査にあたる場合は、被評価者に対して予断を持つことなく、当該審査基準等及び自己の知見に基づき公正に審査を行わなければならない。

(利益相反への適切な対応)

第18条 研究者は、自らの研究行動に当たり、利益相反が発生しないよう、法令等、本学関係規程を遵守し、本学及び本学の教職員及び学生の社会的信用及び名誉を保持しなければならない。

第3章 本学の責務

(啓発活動)

第19条 本学は、本規程を学内に周知徹底し、研究倫理に係る意識を高め、研究活動、研究費の適切な管理等について必要な措置を講じる。

2 本学は、研究倫理教育責任者と協力し、学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、学生に対する研究倫理教育の実施に務める。

(相談窓口)

第20条 本学は、研究に関して不当又は不公正な扱いを受けた者からの苦情、相談等に対応する。

(不正行為)

第21条 本学は、研究活動に関わる不正行為を防止するため必要な措置を講じる。

2 本学は、研究活動において不適切な行為が認められた場合は、速やかに原因の究明と適切な措置を講じ、学内外への説明責任を果たす。

(東洋大学研究倫理委員会)

第22条 本学は、本規程の目的を達成し、かつ適切な運用を図るため、東洋大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会に関する事項は、別に定める。

第4章 その他

(所管)

第23条 本規程に関する事務は、研究推進部研究推進課が取り扱う。

(改正)

第24条 この規程の改正は、学長が委員会の意見を聴いて行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

改正 平成21年4月1日

平成26年4月1日

平成26年8月1日

平成27年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、東洋大学（以下「本学」という。）における研究者の研究活動において、東洋大学研究倫理規程（以下「研究倫理規程」という。）に定める事項の遵守を促し、研究活動における倫理規範の確立に努めるとともに、不正行為に対する措置等について定め、不正行為を防止することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本規程において用いられる用語の定義については、次の各号に定める。

(1) 研究者 本学の専任教員及び本学の施設設備を利用して研究を行っている者をいう。

(2) 対象研究者 前号の研究者のうち第5条の規定により不正を告発又は情報提供に関する通報又は相談（以下「通報等」という。）された者及び第8条第2項の規定により予備調査の対象になった者をいう。

(3) 不正行為 研究活動において、次に掲げる行為をいう。

ア 論文作成（含む著作権等）及び結果報告におけるデータ、情報、調査等の捏造、改ざん及び盗用（以下「特定不正行為」という。）

イ 学内外から得た研究費の不正使用、不正受給及びこれに関する証拠隠滅又は調査妨害

ウ 研究成果の二重投稿、不適切なオーサーシップ等及びこれに関する証拠隠滅及び調査妨害

(研究倫理委員会の設置)

第3条 第1条の規定に基づき、不正行為に対処するために東洋大学研究倫理委員会（以下「本委員会」という。）を設置する。

2 本委員会は次の者をもって構成する。

(1) 学長の指名する副学長 1名

(2) 研究推進部長

(3) 学部長から2名

(4) 大学院研究科長から1名

(5) 学長が指名する法律の知識を有する専任教員 1名

(6) 学長が指名する外部有識者 若干名

3 前項に定めるもののほか、本委員会が必要と認める場合には、理事長が指名する常務理事1名を構成員に加えることができる。

4 第2項第3号の委員は、学部長の互選とする。

5 第2項第4号の委員は、大学院研究科長の互選とする。

6 第2項第5号及び第6号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

7 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(本委員会の運営)

第4条 本委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、前条第2項第1号の委員をもって充てる。

3 本委員会に副委員長を置くことができる。副委員長は、委員長の指名による。

4 本委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決をすることができない。

5 議決に当たっては、出席委員の過半数の同意を必要とする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(不正行為に関する通報等)

第5条 研究者の不正行為に関する通報等を行うことができる者（以下「通報者等」という。）の範囲及びその取扱いについては、学校法人東洋大学公益通報に関する規則（以下「公益通報規則」という。）第2条及び第3条に準ずる。

- 2 通報者等は、不正行為を発見したとき又は不正行為の存在を思料するにいたったときは、原則として顕名による通報・相談受付シート（別紙様式第1）をもって、第22条に規定する窓口に通報等を行うことができる。
- 3 匿名による通報等又は相談があった場合は、信ずるに足りる相当の理由、証拠等のある場合を除き、調査対象として受理しない。
- 4 通報等があった場合で、本学が調査を行うべき機関に該当しないときは、第13条に基づき、調査機関に該当する研究・配分機関に当該通報等を回付する。回付された研究・配分機関は当該研究・配分機関に通報等があったものとして当該通報等を取り扱う。
- 5 前項に加え、ほかにも調査を行う研究・配分機関が想定される場合は、通報等を受けた研究・配分機関は該当する研究・配分機関に当該通報等について通知する。
- 6 書面による通報等など、受付窓口が受け付けたか否かを通報者等が知り得ない方法による通報等がなされた場合は、通報者等（匿名除く）に通報等を受け付けたことを通知する。
- 7 告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認及び精査し、相当の理由があると認められた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。
- 8 不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているという通報等については、その内容を確認及び精査し、相当の理由があると認められたときは、対象研究者に警告を行うものとする。ただし、対象研究者が本学に所属していない場合は、対象研究者の所属する研究機関に事案を回付することができる。本学に所属しない対象研究者に対して本学が警告を行った場合は、対象研究者の所属する研究機関に警告の内容等について通知する。
- 9 報道や会計検査院等の外部機関により不正行為の疑いが指摘された場合は、不正行為に関する通報等に準じた取扱いをすることができる。
- 10 不正行為の疑いがインターネット上に掲載されており、不正行為を行ったとする研究者及びグループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限り、不正行為に関する通報等に準じた取扱いをすることができる。

（専門委員）

第6条 本委員会は、予備調査及び本調査において活動の適正化を確保するために、その専門分野に応じて専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、本委員会の意見を聞いて委員長が委嘱する。
- 3 専門委員は、委員長の求めに応じて、本委員会に出席し意見を述べることができる。
- 4 その他、専門委員について必要な事項は、その都度本委員会において別に定める。

（守秘義務）

第7条 本委員会の委員、専門委員並びに通報者等を含む関係者は、本規程に基づく不正行為の通報等及び調査により知り得た秘密は、これを他に漏らしてはならない。

- 2 調査事案が漏えいした場合、通報者等及び対象研究者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者等又は対象研究者の責により漏えいした場合は、本人の了解は不要とする。

（調査委員会）

第8条 調査委員会は、次の構成員により実施する。

- (1) 委員長が指名する本委員会の委員 2名以上
 - (2) 委員長が指名する専門委員 2名以上
 - (3) 前各号に定めるもののほか、本委員会が必要と認めた者 若干名
- 2 前項の構成員は、半数以上を外部有識者で構成することとし、通報者等及び対象研究者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
 - 3 第1項第1号及び第2号の構成員の中から、委員長の指名する者を責任者に充てる。
 - 4 調査委員会は本委員会より命じられた予備調査及び本調査等を行うものとする。

（予備調査）

- 第9条 第5条に基づき、通報等があった場合、学長は、7日以内に内容の合理性を確認し、予備調査の要否を判断しなければならない。
- 2 学長が必要と認めた場合には、学長は委員長に速やかに予備調査を実施するよう命じる。
 - 3 委員長は、学長から命じられた日から14日以内に本委員会を招集し、速やかに予備調査を実施する。
 - 4 予備調査の実施判断がなされた場合は、実施判断がなされた日から20日以内に通報者等（匿名除く）に対して予備調査実施について通知する。
 - 5 報道、会計検査院等の外部機関の指摘により、不正の疑いが生じた場合も通報等と同様の取扱いとし、学長が必要と認めた場合は、委員長に予備調査の実施を命じることができる。
 - 6 公的研究費に係る予備調査の実施が決定した場合は、通報等があった日から30日以内に予備調査を実施することを当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告し、協議しなければならない。
 - 7 予備調査は、通報等の内容の合理性、調査可能性等について調査を行う。
 - 8 予備調査においては、次の各号に掲げる事項を行うことができる。
 - (1) 関係資料等の調査
 - (2) その他、予備調査に必要な事項
 - 9 通報等がなされる前に取り下げられた論文等に対する通報等に係る予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断する。
 - 10 本委員会は、本調査実施の要否について、通報等のあった日から30日以内に判断しなければならない。
 - 11 予備調査の結果については、文書にまとめて、責任者から委員長に報告する。
 - 12 予備調査の結果、本調査にいたらなかった場合、委員長はその結果及び理由を学長に報告する。また、通報者等にも同様に報告することとし、予備調査に係る資料等を保存し、当該事案に係る配分機関等及び通報者等の求めに応じて開示する。
 - 13 予備調査に必要な事項は、別に定める。
(本調査)
- 第10条 委員長は、前条の予備調査において不正行為が存在する若しくは存在の疑いがあると思料する場合には、調査結果を文書にまとめ速やかに学長へ報告する。
- 2 学長は、報告を受け不正行為が存在する疑いがあると判断した場合には、速やかに委員長に本調査を実施するよう命じるとともに、理事長に本調査実施までの経過を報告する。
 - 3 本委員会は、本調査の実施が決定した場合、通報者等及び対象研究者に対し、速やかに本調査の実施を通知し、調査への協力を求める。通報者等及び対象研究者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関に対しても本調査の実施を通知する。
 - 4 本調査の実施が決定した場合は、決定した日から30日以内に本調査を開始する。
 - 5 不正行為が特定不正行為及び公的研究費に係る不正であった場合は、速やかに、調査方針、調査方法等について当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告し、協議しなければならない。
 - 6 本調査においては、調査委員会は、次の各号に掲げる事項を行うことができる。
 - (1) 対象研究者及びその関係者からの事情聴取
 - (2) 関係資料等の調査
 - (3) 取引先業者からの事情聴取及び関係資料等の調査
 - (4) 対象研究者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止
 - (5) その他、調査に必要な事項
 - 7 調査委員会の本調査に当たって、通報者等及び対象研究者並びにその関係者は誠実に協力しなければならない。
 - 8 調査委員会から関係資料等の提出を求められた場合は、対象研究者及びその関係者は、これに応じなければならない。
 - 9 関係資料等の隠滅、廃棄等が行われる恐れがあると調査委員会が判断した場合は、関係する研究室等の一時閉鎖並びに実験、解析等に係る設備、装置、機器及び資料の保全を行うことができる。これらの措置に影響しない範囲内であれば、研究対象者の研究活動を制限しない。

- 10 一時閉鎖又は保全を行う場合は、事前に理事長、学長、対象研究者及びその関係者が所属する学部及び大学院の学部長、学科長及び所属長（以下「所属長」という。）の承諾を得るとともに、所属長が指名する教授2名の立ち会いを必要とする。
- 11 対象研究者は、事情聴取に際して、意見の陳述又は弁明を行うことができる。対象研究者が意見の陳述又は弁明するにあたって、研究が科学的に適正な方法と手続きに則って行われたこと及び論文等もそれに基づき執筆されたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。また、研究費の使用においては、会計処理基準等に則り適切に処理したことを、法的根拠（取扱い要領等を含む。）に基づき説明しなければならない。
- 12 前号の意見の陳述及び弁明については、対象研究者本人が行うものとするが、付添人（弁護士に限るものとし、発言は認められない。）の同席を認めることができる。
- 13 調査委員会が必要と認める場合又は対象研究者自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し、調査委員会により合理的に必要と判断される範囲内において、再現実験の機会を確保する。その際は、調査委員会の指導及び監督の下に行う。
- 14 本調査の対象には、通報等があった事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により調査に関連した研究対象者のほかの研究活動も含めることができる。
- 15 通報等があった事案の調査に当たっては、通報者等が了承したときを除き、調査関係者以外の者や対象研究者に通報者等が特定されないよう周到に配慮する。
- 16 不正行為が特定不正行為に当たる場合は、通報等があった事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該配分機関等に提出する。
- 17 本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき事項が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮する。

（異議申立て）

第11条 本調査に当たっては、調査委員の氏名や所属を通報者等及び対象研究者に示さなければならない。これに対し、通報者等及び対象研究者は、示された日から7日以内に異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、本委員会は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を通報者等及び対象研究者に通知する。

（調査手続、方法等の公表）

第12条 不正行為の疑惑が生じた際の調査手続、方法等について、本学のウェブページに掲載し、学内外に公表する。

（不正行為の通報等に係る事案の調査及び調査を行う機関）

第13条 本学に所属する研究者に係る特定不正行為の通報等があった場合、原則として、本学が通報等のあった事案の調査を行う。

- 2 どの研究機関にも所属していないが専ら本学の施設及び設備を使用して研究する研究者についても前項に準ずる。
- 3 対象研究者が複数の研究機関に所属する場合、原則として対象研究者が通報のあった事案に係る研究活動を主に行っていた研究機関を中心に、所属する複数の研究機関が合同で調査を行う。ただし、中心となる研究機関や調査に参加する研究機関については、関係研究機関間において、事案の内容等を考慮して別の定めをすることができる。
- 4 対象研究者が現に所属する研究機関と異なる研究機関で行った研究活動に係る通報等があった場合、現に所属する研究機関と当該研究活動が行われた研究機関とが合同で通報等があった事案の調査を行う。
- 5 対象研究者が、通報等があった事案に係る研究活動を行っていた際に所属していた研究機関を既に離職している場合、現に所属する研究機関が、離職した研究機関と合同で、通報等があった事案の調査を行う。対象研究者が離職後、どの研究機関にも所属していないときは、通報等があった事案に係る研究活動を行っていた際に所属していた研究機関が、通報等があった事案の調査を行う。
- 6 前各項までによって、通報等があった事案の調査を行うこととなった場合は、対象研究者が本

学に所属しているかどうかにかかわらず、誠実に調査を行う。

- 7 対象研究者が、調査開始のとき及び通報等があった事案に係る研究活動を行っていたときの双方の時点でいかなる研究機関にも所属していなかった場合や、調査を行うべき調査機関による調査の実施が極めて困難であると、通報等があった事案に係る配分機関が特に認めた場合は、当該配分機関が調査を行う。この場合、本来調査を行うべき研究機関は当該配分機関から協力を求められたときは、誠実に協力する。
- 8 他の機関、学協会等の科学コミュニティに調査を委託すること又は調査を実施する上での協力を求めることができる。このとき、第7条、第9条、第10条、第13条から第16条及び第20条は委託された機関、調査に協力する機関等の調査等に準用される。

(調査結果の認定)

第14条 調査委員会は、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著書の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定する。

2 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合であっても、調査を通じて通報等があった事案が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行う。この認定を行うに当たっては、通報者等に弁明の機会を与えなければならない。

3 前2項について認定を終了したときは、調査委員会は直ちに本委員会に報告し、その報告を受け、委員長は学長に報告する。

4 不正行為が行われたとの認定があった場合、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者の所属する機関は、内部規程に基づき適切な処置をとるとともに、不正行為と認定された論文等の取下げを勧告する。

5 調査委員会は、第10条第11項により対象研究者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、対象研究者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。

6 調査委員会は、対象研究者の研究体制、データチェックのなされ方など様々な点から客観的不正行為事実、故意性等から証拠の証明力を判断することとする。なお、対象研究者の自認を唯一の根拠として不正行為と認定することはできない。

7 不正行為に関する証拠が提出された場合には、対象研究者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いが覆されないときは、不正行為と認定される。

8 生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存など、対象研究者が本来存在するべき基本的な要素（以下「基本的な要素」という。）の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せない場合、前項と同様の扱いとする。ただし、対象研究者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により、基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。

9 基本的な要素の不存などが、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間及び対象研究者が所属する、又は通報等に係る研究活動を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超えることによるものである場合、前項と同様の扱いとする。

10 第10条第11項による説明責任の程度及び前項に定める基本的要素については、研究分野の特性に応じ、本委員会が判断する。

(調査結果の通知及び報告書の作成)

第15条 本委員会は、調査委員会の報告を受け、本調査実施日から150日以内に報告書を作成する。

ただし、不正行為の有無の確認のため、再実験、解析等において日数を必要とする場合は、その限りではない。

2 本委員会は、調査結果を速やかに通報者等及び対象研究者並びに対象研究者以外で不正行為に関与したと認定された者に通知する。対象研究者又は対象研究者以外で不正行為に関与したと認定された者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも当該調査結果を通知する。

3 本委員会は、不正行為が特定不正行為に当たる場合は、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に当該調査結果を報告する。

4 第1項及び前項における調査結果の報告に記載する事項は、別に定める。

- 5 通報等が悪意に基づくものと認定された場合、本委員会は通報者等の所属機関に通知する。
- 6 不正行為の存在を確認した場合、東洋大学研究倫理規程第3条から第5条及び東洋大学公的研究費及び管理規程第3条から第6条において定める各責任者（以下「責任者等」という。）の管理監督の責任が十分に果たされていたかを調査する。
- 7 前項の責任者等の管理監督責任が十分に果たされず、結果的に不正を招いたと判断された場合は、その旨を報告書に記載する。
- 8 委員長は、報告書を作成し学長に報告する。
- 9 学長は、前項の報告書を受け理事長に報告する。
- 10 理事長は、前項の報告により不正行為の存在が確認された場合及び通報者等が悪意に基づく通報等を行ったと認定された場合は、速やかに東洋大学懲戒委員会を設置する。
- 11 理事長は、第9項の報告により取引先業者の不正行為の存在が確認された場合は、速やかに学校法人東洋大学調達規程に基づき、取引先業者を処分する。
- 12 本委員会は、本調査の結果、不正行為が存在しなかったことが確認された場合は、対象研究者の教育研究活動の正常化及び名誉回復のために、十分な措置をとらなければならない。
(不服申し立て及び再調査)

第16条 不正行為と認定された対象研究者及び責任を果たしていないとされた責任者等は、調査結果の報告を受けた日から7日以内に、本委員会に不服申し立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申し立てを繰り返すことはできない。

- 2 通報等が悪意に基づくものと認定された通報者等は、その認定について、前項と同様に不服申し立てをすることができる。
- 3 不服申し立ての審査は調査委員会が行う。不服申し立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となる場合には、本委員会は調査委員を交代させ、若しくは追加し、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。ただし、本委員会が当該不服申し立てについて、調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りではない。
- 4 不正行為があったと認定された場合に係る研究対象者による不服申し立てについて、調査委員会は、不服申し立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を実施するか否かを速やかに決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申し立てを却下すべきものと判断した場合には、直ちに本委員会に報告する。
- 5 本委員会は、学長に当該決定を報告し、対象研究者に通知する。このとき、当該不服申し立てが当該事案の引き伸ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とする調査委員会が判断するとき、本委員会は以後の不服申し立てを受け付けないことができる。
- 6 第1項の不服申し立てについて、再調査の実施が決定した場合には、本委員会は調査委員会に再調査を命じることとし、調査委員会は対象研究者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査への協力を求めることができる。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には直ちに本委員会に報告する。
- 7 前項について、本委員会は、学長に当該決定を報告し、対象研究者に通知する。
- 8 本委員会は、対象研究者から不正行為の認定に係る不服申し立てがあったときは、通報者等に通知する。不服申し立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 9 調査委員会が再調査を開始した場合は、不服申し立てを受けた日から50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに本委員会に報告し、本委員会は当該結果を通報者等及び対象研究者並びに通報者等が所属する機関に通知する。
- 10 第2項による不服申し立てがあった場合、本委員会は、通報者等が所属する機関及び研究対象者に通知する。
- 11 前項の不服申し立てについては、調査委員会は不服申し立てを受けた日から30日以内に再調査を行い、その結果を直ちに本委員会に報告する。また、本委員会は、当該結果を直ちに通報者等及び対象研究者並びに通報者等が所属する機関に通知する。
- 12 本委員会は、第8項から第11項において不正行為が特定不正行為に当たる場合は、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。
(通報者等及び調査協力者並びに対象研究者の保護)

第17条 通報者等及び調査協力者に対しては、通報等を理由として不利益を受けないように、十分に配慮を行う。

2 対象研究者に対しては、相当な理由なしに、単に通報等がなされたことのみをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(通報者等の禁止事項)

第18条 通報者等は、不正の利益を得る目的、大学又は大学研究者に損害を加える目的、その他誹謗中傷等の不正の目的をもって、通報等を行ってはならない。この場合に、通報者等は処分等の対象となる。

(公的研究費に係る不正に対する配分機関等及び文部科学省への調査結果の報告)

第19条 通報等があった日から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費の管理、監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に提出しなければならない。

2 不正行為の有無の確認のため、再実験、解析等において日数を必要とし、調査が終了していない場合は、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に途中経過を報告し、調査が終了し次第、速やかに最終報告書を提出する。

(調査結果の公表)

第20条 不正行為が特定不正行為及び公的研究費に係る不正であった場合において、調査の結果、不正を認定した場合は、速やかに調査結果を公表する。公表する内容については、次の各号に定めるところによる。ただし、合理的な理由がある場合は、第1号を非公表とすることができる。

(1) 不正に関与した者の氏名及び所属

(2) 不正の内容

(3) 公表時までに行った措置の内容

(4) 調査委員の氏名及び所属

(5) 調査の方法、手順等

2 本委員会は、不正が行われなかったとの認定があった場合には、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏れいしていた場合、論文等に故意によるものではない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。

3 悪意に基づく通報等の認定があったときは、調査結果を公表する。

(啓発活動)

第21条 本委員会は、責任者等と協力して、不正行為の防止及び研究倫理の啓発のために、広く研究活動にかかわる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施する。

2 本委員会は、研究倫理教育責任者等と協力して、学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、学生に対する研究倫理教育の実施に努める。

3 悪意に基づく通報等を防止するため、通報等は原則として顕名によるもののみ受け付けることや、通報等には不正とする科学的な合理性のある理由を示すことが必要であること、通報者等には調査に協力を求める場合があること、調査の結果、悪意に基づく通報等であったことが判明した場合は、氏名の公表や処分等の対象となることを学内外にあらかじめ周知する。

(不正行為に関する通報及び相談窓口の設置)

第22条 本委員会は、不正行為に関する通報等に対応するため、大学の学内と学外に窓口を設置する。

2 学内窓口は、学長室長とし、学外窓口は、外部の専門機関に委託する。

3 学内外に関わらず、不正行為に関する通報等があった場合は、学長室長は、速やかに学長へ報告する。

4 通報及び相談窓口の責任者は、統括管理責任者とする。

(庶務)

第23条 本委員会の庶務は、研究推進部研究推進課が行う。

(改正)

第24条 この規程の改正は、学長が本委員会の意見を聴いて行う。

附 則

この規程は、平成19年2月23日から施行する。

附 則（平成21年規程第13号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規程第58号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規程第133号）

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第57号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別紙様式（省略）

改正 平成21年4月1日

平成26年8月1日

平成27年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、東洋大学研究倫理規程（以下「研究倫理規程」という。）に定める事項を遵守し、東洋大学（以下「本学」という。）における公的研究費を適正に運営及び管理することを目的とする、東洋大学公的研究費運営及び管理規程（以下「本規程」という。）を定める。

(用語の定義)

第2条 本規程において用いられる用語の定義については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 公的研究費 文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される、競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。
- (2) 研究者 本学の専任教員及び本学の施設設備を利用して研究を行っている者をいう。

第2章 責任体制及び職務権限の明確化

(最高管理責任者)

第3条 学長は、最高管理責任者として、公的研究費の運営及び管理に関し、最終的な責任を負う。

(統括管理責任者)

第4条 公的研究費管理及び運営担当副学長は、統括管理責任者として、公的研究費の運営及び管理に関し、全体を総括する実質的な権限を有しその責任を負う。

- 2 統括管理責任者は、公的研究費の運営及び管理の基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定し、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 各部局（大学院（専門職大学院を含む。）研究科、学部、研究所及び研究センター）の長は、コンプライアンス推進責任者として、部局における実質的な権限を有しその責任を負う。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、不正防止を図るため、部局内の公的研究費の運営及び管理に関わる全ての構成員に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、学科、専攻、研究所及び研究センターの組織レベルで複数のコンプライアンス副責任者を任命することができる。
- 4 研究推進部長は、運営担当のコンプライアンス推進責任者として、公的研究費の運営及び管理に関する事務手続き上の実質的な権限を有しその責任を負う。
- 5 経理部長は、経費担当のコンプライアンス推進責任者として、公的研究費の予算執行状況及び経費手続き上の実質的な権限を有しその責任を負う。

(運営及び経費担当者)

第6条 各キャンパス（白山、川越、板倉、朝霞）内の関係事務局部長は、運営及び経費担当者として、コンプライアンス推進責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理に関する事務手続き、予算執行状況及び経費手続き上の実質的な権限を有しその責任を負う。

第3章 適正な運営及び管理の基礎となる環境の整備

(ルールの明確化及び統一化)

第7条 本学では本規程のもと、公的研究費を全学的な統一したルールで適正に運営及び管理する。

- 2 適正な運営及び管理体制を保持する観点から、本規程の見直しを定期的に行う。
- 3 ルールの明確化及び統一化の周知徹底を図るために、教職員対象の説明会を実施する。

(関係者の意識向上)

第8条 研究活動規範に基づき、これを本学関係者全体に周知徹底することにより、一層の研究の

使命と公的財源の大切さを認識させる。

2 公的研究費の運営及び管理に関わる全ての関係者に誓約書の提出を求める。誓約を求める内容については、次の各号に定めるところによる。

(1) 本学の規則等を遵守すること。

(2) 不正を行わないこと。

(3) 規則等に違反して、不正を行った場合は、本学や公的研究費の配分機関の処分及び法的な責任を負担すること。

3 誓約書を提出しない者は、公的研究費への申請、運営及び管理を行うことができない。

(公的研究費の使用に関する相談窓口)

第9条 公的研究費の使用に関するルール及び事務手続きに関する相談窓口を研究推進部研究推進課に設置する。

2 相談窓口の責任者は、研究推進部長とする。

第4章 不正防止計画の推進

(不正防止計画推進委員会)

第10条 本学は、不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定することにより、関係者の自主的な取り組みを喚起し、不正の発生を防止するよう努める。

2 前項に掲げる事項を達成するために、東洋大学公的研究費不正防止計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員)

第11条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1) 統括管理責任者

(2) 学長が指名する部局責任者 3名

(3) 研究推進部長

(4) 経理部長

2 委員会に委員長を置く。

3 委員長は、統括管理責任者とする。

(委員会の事務)

第12条 委員会の事務は、研究推進部研究推進課及び経理部経理課が行う。

(不正防止計画推進部署)

第13条 不正防止計画の推進を担当する部署は、研究推進部研究推進課とする。

2 不正防止計画推進部署は、研究機関全体の観点から、具体的な対策を策定し、実施状況を確認する。

第5章 研究費の適正な運営及び管理活動

(適正な運営及び管理)

第14条 本学は、法令及び本学の諸規程を遵守し、不正防止計画に基づき、公的研究費の適正な運営及び管理に努める。

2 物品等の調達、研究者の出張及び非常勤雇用者の管理については、次のとおり取り扱う。

(1) 公的研究費により物品等（機器備品、消耗品、書籍等）を調達する場合、学校法人東洋大学調達規程（以下「調達規程」という。）及び関係規程に基づき、発注及び検収を行う。

(2) 研究者が出張する場合は、東洋大学教職員旅費規程及び関係規程に基づき適正に処理する。

(3) 非常勤雇用者は、当該公的研究費に係る業務に従事させ、その勤務実態を適切に把握する。

(取引業者)

第15条 取引業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、実効性のある牽制体制を構築し管理する。

2 本学の不正対策に関する方針及びルール等を取引業者に周知徹底し、取引業者に誓約書の提出を求める。誓約を求める内容については、次の各号に定めるところによる。

(1) 本学の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。

(2) 内部監査等の調査等において、取引帳簿の閲覧及び提出等の要請に協力すること。

(3) 不正が認められた場合、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。

(4) 本学の構成員から不正な行為の依頼等があった場合には本学に通報すること。

3 誓約書を提出しない取引業者とは、原則として公的研究費に関わる取引を行うことができない。
(取引停止)

第16条 不正な取引に関与した業者については、調達規程に基づき、一定期間の取引停止又は以後の取引を停止する。

第6章 モニタリング

(日常的モニタリング)

第17条 公的研究費の適正な運営及び管理を徹底するため、関係する研究者及び事務職員により、日常的なモニタリングを実施し、不正が発生しないよう予防する。

(内部監査室)

第18条 内部監査室は、本規程の目的を達成するため、学校法人内部監査規程に基づく監査を次の各号に定めるところにより行う。

(1) 本学の公的研究費の運営、管理体制の整備及び運営状況、並びに法令及び本学諸規程の遵守状況等に関わる独立的なモニタリングの実施。

(2) 不正発生要因を分析し、不正発生リスクに対する重点的かつ機動的なリスクアプローチ監査の実施。

(監事及び会計監査人との連携)

第19条 内部監査室は、内部監査の実施に際し、監事及び会計監査人と連携し、実効性のあるモニタリング及びリスクアプローチ監査に努める。

第7章 その他

(公的研究費運営及び管理体制の公表)

第20条 公的研究費を適正に運営及び管理する体制を、本学のウェブページに掲載し学内外に公表する。公表する内容については、次の各号に定めるところによる。

(1) 東洋大学公的研究費運営及び管理規程

(2) 東洋大学研究倫理規程

(3) 東洋大学研究倫理委員会規程

(4) 公的研究費不正防止計画

(5) 公的研究費執行要領

(改正)

第21条 この規程の改正は、学長が委員会の意見を聴いて行う。

附 則

この規程は、平成19年11月12日から施行する。

附 則 (平成21年規程第12号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年規程第132号)

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第58号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

施行

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号。以下「指針」という。）に基づき、東洋大学（以下「本学」という。）における人を対象とする医学系研究（以下「研究」という。）について必要な事項を定めることにより、人間の尊厳及び人権を守り、研究の適正な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 研究

人（試料・情報を含む。）を対象として、傷病の成因（健康に関する様々な事象の頻度及び分布並びにそれらに影響を与える要因を含む。）及び病態の理解並びに傷病の予防方法並びに医療における診断方法及び治療方法の改善又は有効性の検証を通じて、国民の健康の保持増進又は患者の傷病からの回復若しくは生活の質の向上に資する知識を得ることを目的として実施される医学系研究をいう。ただし、遺伝子組換え生物等の使用等に関する研究、ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律第2条第1項第20号に規定する動物性集合胚を使用する研究、ヒトES細胞の樹立に関する指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第2号）第2条第5号に規定するヒトES細胞を使用する研究及び本規程第6条に規定する東洋大学における人を対象とする医学系研究に関する倫理運営委員会（以下「運営委員会」という。）が定めるものを除く。

(2) 研究対象者

研究対象が人である場合は、その対象者をいい、人由来物質の場合は、その提供者をいう。

(3) 研究者

研究の実施に携わる関係者をいう。（研究者には本学学生を含む。）

(4) 研究責任者

研究の実施に携わるとともに、当該研究に係る業務を統括する者をいい、本学の専任教員（任期付教員を含む。）とする。

(5) 侵襲

研究目的で行われる、穿刺、切開、薬物投与、放射線照射、心的外傷に触れる質問等によって、研究対象者の身体又は精神に傷害又は負担が生じることをいう。ただし、研究対象者の身体又は精神に生じる傷害又は負担が小さいものを「軽微な侵襲」という。

(6) 介入

研究目的で、人の健康に関する様々な事象に影響を与える要因（健康の保持増進につながる行動及び医療における傷病の予防、診断又は治療のための投薬、検査等を含む。）の有無又は程度を制御する行為（通常の診療を超える医療行為であって、研究目的で実施するものを含む。）をいう。

(関連法令などとの関連)

第3条 研究に係る倫理及び安全の管理については、関係法令及び別に定めるもののほか、この規程に定める。

2 研究においては、「東洋大学研究倫理規程」、研究対象者の個人情報を取得又は保有する場合における個人情報の取り扱いは、「学校法人東洋大学における個人情報の保護に関する規程」に定める。

3 研究対象者に対する研究の倫理については、「ヘルシンキ宣言」（WMA世界医師会2013年修正）及び指針の趣旨に則る。

4 研究の信頼性確保は、「東洋大学利益相反マネジメント規程」に定める。

第2章 本学の責務

(学長の職務)

第4条 学長は、研究の実施に関する総括責任者とし、次に掲げる職務を行う。

- (1) 研究の計画又は計画の変更を求められたときは、審査委員会に意見を求め、その意見を尊重し、当該許可又は不許可を決定する。
- (2) 研究の進行状況及び結果を把握し、研究が倫理的、法的又は社会的に適正に実施されるよう必要な措置を講ずる。
- (3) 研究が適切かつ安全に行われるために必要な基本的事項を定める。
- (4) 研究倫理に関する教育及び研修を本学の研究者が受けることを確保するための措置を講じ、自らもこれらの教育及び研修を受ける。

2 学長は、前項及び本規程の規定により学長の職務とされている事項を、学長が指名する副学長に委任することができる。

(各部局長の職務)

第5条 研究を実施する各部局長(以下「部局長」という。)は、研究が適切かつ安全に実施されるよう、必要な措置を講じなければならない。

(運営委員会の設置)

第6条 本学は、本規程の目的の達成かつ適切な運用を図るために運営委員会を設置する。

2 運営委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 運営委員会の運営に関する事項
- (2) 人を対象とする医学系研究に関する倫理審査委員会(以下「審査委員会」という。)の運営に関する事項
- (3) 本規程、関連の細則等の制定改廃に関する事項
- (4) その他人を対象とする医学系研究倫理に関する事項

(運営委員会の委員)

第7条 運営委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 研究推進を担当する副学長
- (2) 研究推進部長
- (3) 学長が指名する学部長又は研究科長 若干名
- (4) 医学、医療その他の自然科学分野に関して学識経験を有する者のうちから学長が指名する本学教職員 若干名
- (5) 倫理、法律その他の人文社会科学分野に関して学識経験を有する者のうちから学長が指名する本学教職員 若干名

2 前項第3号から第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期の途中で委員となった委員の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

(運営委員会の委員長)

第8条 運営委員会に、委員長(以下「運営委員長」という。)を置き、委員の互選により選出する。

2 運営委員長は、運営委員会を招集し、その議事を整理する。

(運営委員会の副委員長)

第9条 運営委員会に、副委員長(以下「運営副委員長」という。)を置くことができる。

2 運営副委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長が欠けたとき又は事故あるときは、その職務を代理又は代行する。

3 運営副委員長は、運営委員長が委員のうちから指名する。

(運営委員会の定足数及び議決)

第10条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 運営委員会の議は、出席委員の3分の2以上の多数により決する。

(書面等による決議)

第11条 前条の規定にかかわらず、運営委員長が運営委員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき前条第1項に規定する定足数を満たす委員からの書面又は電磁的記録による意思表示があった場合は、前条第2項の規定を準用し、当該提案を可決する旨の運営委員会の決議があったものとみなす。

2 運営委員長は、前項の規定により運営委員会の決議があったものとみなしたときは、その旨を次の運営委員会において報告しなければならない。

(運営委員会の委員の責務)

第12条 運営委員会の委員は、対象者の権利と福利を保護することを第一に職務を行う。

2 運営委員会の委員は、委員の職務と自己の利益が相反する場合は、あらかじめその旨を運営委員長に申告しなくてはならない。

3 運営委員会の委員は、研究の計画の審査に必要な知識についての講習又は教育を受けなければならない。

4 運営委員会の委員は、職務に関連して知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(運営委員会の委員でない者の出席)

第13条 運営委員長は、運営委員会の委員でない者に運営委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(審査委員会の設置)

第14条 本学に、研究に関する審査を行うために、審査委員会を設置する。

(審査委員会の委員)

第15条 審査委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 運営委員長

(2) 第7条第1項第4号の委員のうちから学長が指名する者 若干名

(3) 第7条第1項第5号の委員のうちから学長が指名する者 若干名

(4) 一般の立場から意見を述べることのできる者 若干名

(5) 学外有識者 2名以上

(6) その他学長が必要と認めた者

2 審査委員会は、5名以上の委員で構成し、男性及び女性を少なくともそれぞれ2名以上含まれるようにしなければならない。

3 第1項第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で委員となった委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審査委員会に審査委員長を置き、委員の互選により選出する。

(審査委員会の委員の責務)

第16条 審査委員会の委員は、倫理的観点及び科学的観点から、利益相反に関する情報も含めて中立かつ公正に職務を行う。

2 審査委員会の委員は、委員の職務と自己の利益が相反する場合は、あらかじめその旨を運営委員長に申告しなくてはならない。

3 審査委員会の委員は、研究の計画の審査に必要な知識についての講習又は教育を受けなければならない。

4 審査委員会の委員は、職務に関連して知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査委員会の定足数及び議決)

第17条 審査委員会は、次の各号に掲げる全ての事項を満たさなければ、開くことができない。

(1) 委員の過半数かつ5名以上の出席

(2) 第15条第1項第2号から第5号の委員のそれぞれ1名以上の出席

(3) 男性及び女性の委員のそれぞれ1名以上の出席

2 審査委員会の議は、全会一致で決する。ただし、審査委員長が必要と認めるときは、委員の3分の2以上の多数により決することができる。

3 審査委員会の決議について、特別な利害関係を有すると審査委員長が認めた委員は、議決に加わることができない。

(審査委員会の委員でない者の出席)

第18条 審査委員長は、審査委員会の委員でない者に審査委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(書面等による決議)

第19条 第17条第各項の規定にかかわらず、審査委員長が審査委員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき第17条第1項及び第3項に規定する定足数を満たす委員からの書面又は電磁的記録による意思表示があった場合は、第17条第2項の規定を準用し、当該提案を可決する旨の審査委員会の決議があったものとみなす。

2 審査委員長は、前項の規定により審査委員会の決議があったものとみなしたときは、その旨を次の審査委員会において報告しなければならない。

(情報公開と保存)

第20条 審査委員会の開催状況及び審査の概要は、公開する。ただし、審査委員長が、対象者の人権又は研究等の独創性若しくは知的財産権を保護する必要があると認めた場合は、公開しないことができる。

2 審査委員会は、審査を行った研究に関する審査資料を当該研究の終了について報告される日までの期間(侵襲(軽微な侵襲を除く。))を伴う研究であって介入を行うものに関する審査資料にあっては、当該研究の終了について報告された日から5年を経過した日までの期間)、適切に保管しなければならない。

(研究者の責務)

第21条 研究者は、関係する規程等によるもののほか、指針第2章第4(研究者等の基本的責務)に基づき、次に掲げる基本的責務を持つ。

- (1) 研究対象者への配慮
- (2) 研究の倫理的妥当性及び科学的合理性の確保
- (3) 研究倫理に関する教育及び研修の受講

(研究責任者の責務)

第22条 研究責任者は、関係する規程によるもののほか、指針第2章第5(研究責任者の責務)に基づき、次に掲げる基本的責務を持つ。

- (1) 研究計画書の作成及び研究者に対する遵守徹底
- (2) 研究の進捗状況の管理及び監督並びに有害事象等の把握及び報告
- (3) 前条に定める研究者の責務

第3章 研究の審査手続

(学長の承認)

第23条 研究責任者は、研究を実施しようとする場合は、あらかじめ、研究計画書及び別に定める要領で定める書類を作成し、学長の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 学長は、前項の承認には必要に応じて条件を付することができる。

3 学長は、第1項の承認又は不承認の決定をしたときは、速やかに研究責任者に通知する。

(審査の判定)

第24条 学長は、前条の申請があった研究計画について、審査委員会の議を経て、その審査の判定を行う。

2 審査の判定区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 変更の勧告
- (4) 不承認
- (5) 非該当

(審査委員会への意見聴取)

第25条 学長は、第23条第1項の規定に基づき、研究責任者から研究計画の承認を求められたときは、その妥当性について審査委員会の意見を聴かななければならない。ただし、審査委員長があらかじめ指名する委員(以下「担当委員」という。)が、当該研究計画が指針又は運営委員会があらかじめ定める要件に該当し、審査委員会における審査を必要としないと認めた場合はこの限りでない。

(予備審査)

第26条 審査委員会は、前条の規定により学長から意見を聴かれた場合は、審査する研究計画ごと

に担当委員において予備審査を行った上で、審査を行う。

2 予備審査を行った担当委員の全員が、研究計画が次のいずれかに該当し、審査委員会で審査することが適当でないと認めた場合は、審査委員会は、審査委員会において審査を行わず、当該研究計画について見直しを求めることが適当である旨の意見を学長に述べる。

(1) 倫理的又は科学的見地から著しく妥当性を欠いている場合

(2) その他審査委員会で審査する水準に達していないと認められる場合

(迅速審査)

第27条 前条第1項の規定にかかわらず、予備審査を行った担当委員の全員が、当該研究計画が次のいずれかに該当し、これを承認することが適当であると認めた場合は、審査委員会が承認の決議をしたものとみなす。

(1) 他の研究機関と共同して実施される研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査

(2) 研究計画書の軽微な変更に関する審査

(3) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査

(4) 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査

2 審査委員長は、前項の規定により審査委員会が承認の決議をしたものとみなしたときは、その旨を審査委員会の委員に報告しなければならない。この場合において、審査委員会の委員は、当該研究計画を承認することが適当でないと認めるときは、異議を申し立てることができる。

3 前項後段の規定により審査委員会の委員から異議の申し立てがあった場合において、審査委員長が必要と認めたときは、審査委員会において審査を行う。

(審査委員会における審査)

第28条 審査委員会は、研究責任者から提出された研究計画書に基づき、研究計画に関して次に掲げる事項を審査する。

(1) 指針、関連の法令等に適合していること。

(2) 倫理的及び科学的見地から適正かつ妥当な内容であり、実施に当たり必要な安全を確保していること。

第4章 その他

(研究の履行状況の实地調査)

第29条 運営委員会は、学長が承認した研究が、研究計画書に沿って適切に行われているかを随時实地調査することができる。

2 運営委員会は、前条の实地調査の結果、研究活動が研究計画書と異なると認めたとき又は法令等に違反していると認めたときは、その旨を速やかに学長に報告する。

(是正措置)

第30条 学長は、次に掲げる場合は、研究責任者に対し、研究方法の改善若しくは研究の一時停止を勧告し、又は第23条第1項の承認を取り消すことができる。

(1) 第27条第2項後段の規定により、審査委員会の委員から異議の申し立てがあった場合

(2) 前条第2項の報告を受けた場合

(異議の申立て)

第31条 研究責任者は、次の各号のいずれかの場合において、それらの決定に不服があるときは、その通知があった日から起算して2週間以内に、書面により学長に対して異議を申し立てることができる。

(1) 第23条第1項の承認に条件が付された場合又は不承認となった場合

(2) 第26条第2項の規定により研究計画の見直しを求められた場合

(3) 前条の規定により研究方法の改善若しくは研究の一時停止を勧告された場合又は第23条第1項の承認を取り消された場合

2 学長は、前項の規定による異議の申し立てを受けたときは、速やかに審査委員会に審査を依頼し、その結果を研究責任者に通知しなければならない。

(研究結果の報告)

第32条 研究責任者は、学長が承認した研究の実施期間終了後、速やかに所定の様式による研究結

果報告書を学長に提出しなければならない。

- 2 研究の実施期間が複数年度にわたる場合は、各年度末までに所定の様式による経過報告書を学長に提出しなければならない。
- 3 研究結果報告書及び経過報告書を提出しない研究責任者が、新たに別の研究計画書を学長に提出した場合は、学長はこれを受理しない。

(所管)

第33条 この規程に関する事務は、研究推進部研究推進課が行う。

(雑則)

第34条 研究の審査に関する必要な事項は、運営委員会が別に定める。

(改正)

第35条 この規程の改正は、学長が運営委員会の意見を聴いて行う。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に際し、「東洋大学生命科学部・食環境科学部・総合情報学部・理工学部のヒト及びヒト由来物質を対象とした研究に関する倫理審査委員会規程」及び「東洋大学生命科学部・食環境学部・総合情報学部・理工学部のヒト及びヒト由来物質を対象とした研究に関する倫理審査委員会細則」は廃止する。

(経過措置)

- 3 前項の規定にかかわらず、既に「東洋大学生命科学部・食環境科学部・総合情報学部・理工学部のヒト及びヒト由来物質を対象とした研究に関する倫理審査委員会細則」第3条第1項の規定により提出された研究計画書の審査については、なお従前の例による。

①書類等の題名

【資料 10】大学院生共同研究室フロア及び室内見取り図

②出典

東洋大学

③書類等の利用範囲

参考資料としてすべて

④その他、著作物等について加工している場合には、その加工に関する説明

図表の国際観光学研究科共同研究室部分については、赤枠に囲んだ。

部屋名称についても赤色の下線をひいた。

基礎となる学部との関係

